

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(平田健二君) 日程第八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 子どもの貧困対策の推進に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長武内則男君。

[審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載]

[武内則男君登壇、拍手]

○武内則男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

ます、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、第一に、厚生年金基金について、いわゆる代行割れ基金が多数存在すること等から、今後、その新設を認めないこととし、解散の特例制度を見直すとともに、基金から他の企業年金制度等への移行を促進すること、第二に、第三号被保険者の記録不整合について、記録が訂正された者は、一定の範囲で国民年金保険料の追納を可能とすること等を内容とするものであります。

なお、衆議院において、政府は、この法律の施行日から起算して十年を経過する日までに、存続

厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、一部の厚生年金基金を存続させる理由、衆議院における修正部分に対する今後の対応、記録訂正に伴う特例追納措置の周知の必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、子どもの貧困対策の推進に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策に関し、基本理念、国等の責務、対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものであります。

委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長松本純君より趣旨説明を聴取した後、子どもの貧困対策の具体的な内容、子どもの貧困解消についての数値目標の必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決されました。
(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。
まず、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。
投票開始

○議長(平田健二君) 次に、子どもたちの貧困対策の推進に関する法律案の採決をいたします。

○議長(平田健二君) 本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

よつて、本案は可決されました。
(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

[投票開始]

○議長(平田健二君) 次に、子どもたちの貧困対策の推進に関する法律案の採決をいたします。

○議長(平田健二君) 本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 本法律案の投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(平田健二君) 本法律案の投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(平田健二君) 本法律案の投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(平田健二君) 本法律案の投票の結果を報告いたしました。
投票終了

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十二分散会

出席者は左のとおり。

| 議員 | 議長 | 副議長 |
|---------|--------|--------|
| 田村 智子君 | 平田 健二君 | 山崎 正昭君 |
| 吉田 忠智君 | 山田 太郎君 | |
| 紙 智子君 | 川崎 稔君 | |
| 真山 駿一君 | 藤巻 幸夫君 | |
| 大門 実紀史君 | 山内 德信君 | |
| 又市 征治君 | 福島みづほ君 | |
| 井上 哲士君 | 安井美沙子君 | |
| 松田 公太君 | 中西 健治君 | |
| 梅村 聰君 | 金子 洋一君 | |
| 山下 芳生君 | 松浦 大悟君 | |
| 柴田 巧君 | 寺田 典城君 | |
| 藤谷 光信君 | 加賀谷 健君 | |
| 市田 忠義君 | 林 久美子君 | |
| 加藤 敏幸君 | 米長 晴信君 | |
| 小野 次郎君 | 柳澤 光美君 | |
| 増子 輝彦君 | 水野 賢一君 | |
| 山村 明嗣君 | 江口 克彦君 | |
| 櫻井 充君 | 福山 哲郎君 | |
| 長浜 博行君 | 郡司 彰君 | |
| 小川 敏夫君 | 藤原 正司君 | |
| 尾辻かな子君 | 浜田 和幸君 | |
| 大野 権君 | 自見庄三郎君 | |
| 小西 洋之君 | 樽井 良和君 | |
| 元裕君 | 石橋 通宏君 | |
| 西村まさみ君 | 西村まさみ君 | |
| 蓮 徳永君 | 斎藤 嘉隆君 | |
| 大島九州男君 | 中谷 智司君 | |
| 川合 孝典君 | 金子 恵美君 | |
| 筋君 徳永君 | 蓮 久志君 | |

平成二十五年六月十九日

参議院会議録第一十八号(その一) 議長の報告事項

四

| 國務大臣 | | 法務大臣 | | 外務大臣 | | 厚生労働大臣 | | 農林大臣 | | 財務大臣 | | 内閣委員 | | 議長の報告事項 | | |
|-----------|---------------|--------------------------------------|-----------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 藤末 健三君 | 前川 清成君 | 那谷屋 正義君 | 大久保 勉君 | 鈴木 鑑君 | 辻 泰弘君 | 小見山 幸治君 | 源幸君 | 高階恵美子君 | 中原 八一君 | 古川 大家 | 佐藤 信秋君 | 西田 昌司君 | 中西 祐介君 | 牧野たかお君 | 中西 | |
| 宇都 外添 隆史君 | 要一君 | 藤川 政人君 | 佐藤ゆかり君 | 若林 健太君 | 丸川 珠代君 | 岡田 祥肇君 | 田中 直紀君 | 北川イッセイ君 | 津田弥太郎君 | 青木 一彦君 | 足立 信也君 | 渡辺 通子君 | 熊谷 大君 | 塙田 一郎君 | 西田 昌司君 | 西田 昌司君 |
| 草川 昭三君 | 白浜 衛藤 昭一君 | 山本 愛知 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山本 愛一君 | 山口那津男君 | 谷垣 複一君 | 梅村 聰君 | 熊谷 大君 |
| 上野 通子君 | 斎藤 嘉隆君 | 文教科学委員 | 辞任 | 文教科学委員 | 辞任 | 文教科学委員 | 辞任 | 文教科学委員 | 辞任 | 文教科学委員 | 辞任 | 文教科学委員 | 辞任 | 厚生労働委員 | 佐藤 信秋君 | 佐藤 信秋君 |
| 塙田 一郎君 | 那谷屋 正義君 | 財政金融委員 | 辞任 | 那谷屋 正義君 | 法務委員 | 長谷川 大紋君 | 法務委員 | 外務大臣 | 梅村 聰君 | 熊谷 大君 |
| 上野 通子君 | 神本美恵子君 | 辞任 | 中西 | 芳正君 | 林 中西 | 芳正君 | 江崎 孝君 | 寺田 典城君 | 江崎 孝君 | 寺田 典城君 | 江崎 孝君 | 寺田 典城君 | 江崎 孝君 | 厚生労働大臣 | 武見 敬三君 | 厚生労働委員 |
| 塙田 一郎君 | 金子原二郎君 | 辞任 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 林 芳正君 | 農林大臣 | 塙田 一郎君 | 塙田 一郎君 |
| 山村 明嗣君 | 消費者問題に関する特別委員 | 辞任 | 舟山 康江君 | 亀井亞紀子君 | 議院運営委員 | 吉川 沙織君 | 石橋 通宏君 | 農林大臣 | 中村 博彦君 | 厚生労働委員 |
| 大河原雅子君 | 補欠 | 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 政府開発援助等に関する特別委員 | 舟山 康江君 | 舟山 康江君 | 農林大臣 | 大河原雅子君 | 佐藤 信秋君 |

| 厚生労働委員 | | 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 | |
|---|--|---------------------------|--------|
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 |
| 尾辻かな子君 | 梅村 聰君 | 梅村 聰君 | 武内 則男君 |
| 大久保潔重君 | 小川 敏夫君 | 櫻葉賀津也君 | 尾立 源幸君 |
| 櫻井 充君 | 江田 五月君 | 中原 八一君 | |
| 牧山ひろえ君 | 田城 郁君 | 宇都 隆史君 | 宇都 隆史君 |
| 青木 一彦君 | 渡辺 猛之君 | 行田 邦子君 | 行田 邦子君 |
| 中原 八一君 | 宇都 郁君 | 舟山 康江君 | 舟山 康江君 |
| 中西 健治君 | 宇都 郁君 | 中原 八一君 | 中原 八一君 |
| 牧野たかお君 | 磯崎 仁彦君 | 谷岡 郁子君 | 谷岡 郁子君 |
| 国士交通委員 | 内閣委員会 | 消費者問題に関する特別委員 | |
| 辞任 | 理事 小川 勝也君 | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 | |
| 田城 郁君 | 尾辻かな子君 | | |
| 熊谷 大君 | 山村 明嗣君 | | |
| 渡辺 猛之君 | 高階恵美子君 | | |
| 佐藤 信秋君 | 石井みどり君 | | |
| 中村 博彦君 | 熊谷 大君 | | |
| 牧山ひろえ君 | 末松 信介君 | | |
| 中原 八一君 | 大河原雅子君 | | |
| 青木 一彦君 | 大河原雅子君 | | |
| 中村 博彦君 | 高階恵美子君 | | |
| 武見 敬三君 | 理事 真山 勇一君 (真山勇一君の補欠) | | |
| 中村 博彦君 | 理事 中西 祐介君 (中西祐介君の補欠) | | |
| 国家基本政策委員 | 外交防衛委員会 | | |
| 辞任 | 理事 宇都 隆史君 (宇都隆史君の補欠) | | |
| 石井 浩郎君 | 法務委員会 | | |
| 予算委員 | 水循環基本法案(衆第三九号) | | |
| 辞任 | 理事 宇都 隆史君 (宇都隆史君の補欠) | | |
| 青木 一彦君 | 同日衆議院から次の議案が提出された。 | | |
| 中原 八一君 | 同日衆議院から次の議案が提出された。 | | |
| 林 脇 | 生活困窮者自立支援法案(閣法第七一号) | | |
| 吉田 博美君 | 同日議員から次の議案が撤回された。 | | |
| 芳正君 | いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外八名発議) | | |
| 同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 | ○号) | | |
| いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外八名発議) | 生活困窮者自立支援法案(閣法第七一号) | | |
| 同日議員から次の議案が撤回された。 | 同日議員から次の議案が撤回された。 | | |
| 院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。 | いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外八名発議) | | |
| 雨水の利用の推進に関する法律案(衆第四〇号) | 生活困窮者自立支援法案(閣法第七一号) | | |
| 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 | 同日議員から次の議案が撤回された。 | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求める件(閣案第八号) | いじめ対策推進基本法案(高橋千秋君外八名発議) | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国との間の協定の締結について承認を求める件(閣案第一〇号) | 同日議員から次の議案が撤回された。 | | |
| 同日議員から次の内閣提出案を受領した。 | 同日議員から次の議案が撤回された。 | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国との間の協定の締結について承認を求める件(閣案第九号) | 同日議員から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求める件(閣案第一八号) | 同日議員から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 | | |
| 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求める件(閣案第一八号) | 同日議員から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 | | |
| 議院運営委員 | 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求める件(閣案第一八号) | | |
| 辞任 | 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第四六号)審査報告書 | | |
| 山本 一太君 | 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | | |
| 長谷川 岳君 | | | |

官 報 (号 外)

平成二十五年六月十九日

参議院会議録第二十八号(その一)

投票者氏名

藤原前田水岡松井柳澤山村愛知赤石磯崎石井岩城猪口山村前田正司君武志君孝治君俊二君光美君明嗣君清美君治郎君仁彦君邦子君光英君通子君晟一君直樹君岸宏二君大君佐藤信秋君憲次君佐藤ゆかり君弘成君信介君伊達忠一君敬三君塙田雅治君野上浩太郎君二之湯智君中川一郎君長谷川岳君橋本祐介君福岡資麿君藤川政人君牧野たかお君祥史君

| | | | |
|-----|------|----|--------|
| 前川 | 清成君 | 增子 | |
| 安井 | 美沙子君 | 松浦 | 輝彦君 |
| 柳田 | 大悟君 | 蓮 | 舫君 |
| 宇都 | 一彦君 | 青木 | 稔君 |
| 岩井 | 治子君 | 石井 | 浩郎君 |
| 磯崎 | 陽輔君 | 村 | |
| 江島 | 茂樹君 | 有村 | |
| 岡田 | 潔君 | 大家 | 敏志君 |
| 片山 | さつき君 | 岡田 | 隆史君 |
| 川口 | 順子君 | 北川 | イツセイ君 |
| 佐藤 | 正久君 | 小泉 | 昭男君 |
| 鴻池 | 祥肇君 | 島尻 | 安伊子君 |
| 鈴木 | 政二君 | 関口 | 昌一君 |
| 鶴保 | 庸介君 | 中原 | 八一君 |
| 谷川 | 秀善君 | 野村 | 高階恵美子君 |
| 中曾根 | 弘文君 | 西田 | 長谷川大紋君 |
| 林 | 基之君 | 西田 | 昌司君 |
| 藤井 | 哲郎君 | 松下 | 俊治君 |
| 古川 | 芳正君 | 松村 | 新平君 |
| 松村 | 龍二君 | | |

| | |
|--------|--------|
| 丸川 | 珠代君 |
| 水落 | 敏栄君 |
| 森 | まさゝ君 |
| 山谷えり子君 | 順三君 |
| 山本 | 健太君 |
| 若林 | 渡辺 |
| 草川 | 荒木 |
| 白浜 | 魚住裕一郎君 |
| 谷合 | 清寛君 |
| 西田 | 猛之君 |
| 松 | 昭三君 |
| 山本 | 一良君 |
| 横山 | 正明君 |
| 江口 | 実仁君 |
| 柴田 | あきら君 |
| 中西 | 香苗君 |
| 真山 | 信一君 |
| 水野 | 克彦君 |
| 米長 | 巧君 |
| 森 | 健治君 |
| 市田 | 勇一君 |
| 下 | 賢一君 |
| 又市 | 晴信君 |
| 吉田 | 了君 |
| 中山 | ともこ君 |
| 田村 | ゆうこ君 |
| 芳生君 | 忠義君 |
| 征治君 | 智子君 |
| 忠智君 | 要一君 |
| 恭子君 | 稔君 |
| 外添 | 和幸君 |
| 川崎 | 正昭君 |
| 浜田 | 山崎 |

民間の能力を活用する法律案(内閣名)

| | | | | | |
|--------|-----|--------|--------|--------|-------------------|
| 相原久美子君 | 江田 | 五月君 | 池口 | 修次君 | 国管理空港等の 衆議院送付) |
| 一川 | 保夫君 | 尾立 | 源幸君 | 大河原雅子君 | |
| 梅村 | 聰君 | 岡崎トミ子君 | 大島九州男君 | 大島九州男君 | |
| | | 加藤敏幸君 | 金子恵美君 | 神本美恵子君 | |
| | | 北澤俊美君 | 小西洋之君 | 北澤俊美君 | |
| | | 斎藤嘉隆君 | 小見山幸治君 | 斎藤嘉隆君 | |
| | | 芝博一君 | 北澤俊美君 | 芝博一君 | |
| | | 玉城郁君 | 斎藤嘉隆君 | 玉城郁君 | |
| | | 武内則男君 | 北澤俊美君 | 武内則男君 | |
| | | 辻久志君 | 斎藤嘉隆君 | 辻久志君 | |
| | | 徳永一弥君 | 北澤俊美君 | 徳永一弥君 | |
| | | 那谷屋正義君 | 斎藤嘉隆君 | 那谷屋正義君 | |
| | | 中谷智司君 | 北澤俊美君 | 中谷智司君 | |
| | | 難波燐二君 | 斎藤嘉隆君 | 難波燐二君 | |
| | | 羽田雄一郎君 | 北澤俊美君 | 羽田雄一郎君 | |
| | | 林久美子君 | 斎藤嘉隆君 | 林久美子君 | |
| | | 福山哲郎君 | 北澤俊美君 | 福山哲郎君 | |
| 前田 | 武志君 | 藤谷光信君 | 斎藤嘉隆君 | 藤谷光信君 | |
| 松井 | 孝治君 | 藤原正司君 | 北澤俊美君 | 藤原正司君 | |
| 水岡 | 俊一君 | | | | |

平成二十五年六月十九日

参議院会議録第二十八号(その一) 投票者氏名

安井美沙子君
柳田 蓮 青木 一彦君
柳田 稔君 筋君
有村 治子君
石井 浩郎君
磯崎 陽輔君
宇都 岩井 茂樹君
江島 澄君
岡田 隆史君
大家 敏志君
岡田 広君
片山さつき君
岡田 幸子君
川口 順子君
小泉 昭男君
鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
島尻安伊子君
北川イツセイ君
小泉 昭男君
鈴木 政二君
関口 昌一君
中曾根弘文君
中原 八二君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川大紋君
松下 新平君
古川 俊治君
藤井 基之君
松村 龍二君
三原じゅん子君
宮沢 洋一君

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|-----|--------|-----|------|--------|-----|-----|-----|
| 柳澤 | 山村 | 愛知 | 赤石 | 石井 | 磯崎 | 猪口 | 邦子君 | 治郎君 | 明嗣君 | 光美君 |
| 藤川 | 岡田 | 清美君 | 城 | 上野 | 通子君 | 光英君 | 仁彥君 | 準一君 | 清美君 | 光美君 |
| 丸川 | 衛藤 | 岸 | 熊谷 | 金子原二郎君 | 直樹君 | 大君 | 宏一君 | 信介君 | 仁彥君 | 光美君 |
| 水落 | 佐藤 | 佐藤 | 小坂 | 憲次君 | 信秋君 | ゆかり君 | 佐藤ゆかり君 | 信介君 | 仁彥君 | 光美君 |
| まさこ君 | 未松 | 伊達 | 熊谷 | 金子原二郎君 | 直樹君 | 大君 | 宏一君 | 信介君 | 仁彥君 | 光美君 |
| | 世耕 | 弘成君 | 佐藤 | 金子原二郎君 | 直樹君 | 大君 | 宏一君 | 信介君 | 仁彥君 | 光美君 |
| | 伊達 | 忠一君 | 佐藤 | 金子原二郎君 | 直樹君 | 大君 | 宏一君 | 信介君 | 仁彥君 | 光美君 |
| | 武見 | 敬三君 | 塙田 | 塙田 | 塙田 | 塙田 | 塙田 | 塙田 | 塙田 | 塙田 |
| | 中西 | 祐介君 | 中川 | 雅治君 | 雅治君 | 雅治君 | 雅治君 | 雅治君 | 雅治君 | 雅治君 |
| | 二之湯 | 野上浩太郎君 | 長谷川 | 岳君 | 岳君 | 岳君 | 岳君 | 岳君 | 岳君 | 岳君 |
| | | | 橋本 | 聖子君 | 資麿君 | 福岡 | 福岡 | 福岡 | 福岡 | 福岡 |
| | | | 松村 | 祥史君 | 政人君 | 藤川 | 藤川 | 藤川 | 藤川 | 藤川 |
| | | | 牧野 | たかお君 | 治郎君 | 丸川 | 丸川 | 丸川 | 丸川 | 丸川 |

反対者氏名

| | | | |
|--------|--------|-----|----|
| 山谷えり子君 | 山本 | 若林 | 渡辺 |
| 順三君 | 健太君 | 猛之君 | |
| 清寛君 | | | |
| 魚住裕一郎君 | 草川 | 荒木 | |
| 昭三君 | 白浜 | 西田 | |
| あきら君 | 谷合 | 松 | |
| 正明君 | 西田 | 実仁君 | |
| 香苗君 | 山本 | 横山 | |
| 信一君 | 江口 | 克彦君 | |
| 巧君 | 柴田 | 勇一君 | |
| 健治君 | 水野 | 賢一君 | |
| 了君 | 米長 | 晴信君 | |
| ともち君 | 主濱 | | |
| はた | 森 | | |
| ゆうこ君 | 中山 | | |
| 恭子君 | 舛添 | | |
| 要一君 | 自見庄三郎君 | | |
| 高君 | 森田 | | |
| 良郎君 | 横峯 | | |
| みづほ君 | 市田 | | |
| 徳信君 | 田村 | | |
| 郁子君 | 山谷 | | |
| 芳生君 | 岡 | | |
| 慶子君 | 内山 | | |

日程第四 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案(衆議院提出)

死刑再審無罪者の
ための国民年金の
特別措置法案(被災区分所有建
物案衆議院提出)

| | | |
|--------------------|---------|--------------------------------|
| 國民年金の給付の特例等 の納付 | 山衆議院送付 | 建等に関する特 別案(内閣提出、衆 院議院送付) |
| 二〇八名 | 相原久美子君 | 相原久美子君 |
| 池口 | 修次君 | 池口 修次君 |
| 一川 | 保夫君 | 一川 保夫君 |
| 梅村 | 聰君 | 梅村 聰君 |
| 江田 | 五月君 | 江田 五月君 |
| 尾立 | 源幸君 | 尾立 源幸君 |
| 岡崎トミ子君 | 大河原雅子君 | 岡崎トミ子君 大河原雅子君 |
| 大島九州男君 | 大島九州男君 | 大島九州男君 大島九州男君 |
| 加藤 | 敏幸君 | 加藤 敏幸君 |
| 金子 | 恵美君 | 金子 恵美君 |
| 神本美恵子君 | 小見山 幸治君 | 神本美恵子君 小見山 幸治君 |
| 北澤 | 俊美君 | 北澤 俊美君 |
| 斎藤 | 嘉隆君 | 斎藤 嘉隆君 |
| 芝 | 洋之君 | 芝 洋之君 |
| 田城 | 郁君 | 田城 郁君 |
| 武内 | 則男君 | 武内 則男君 |
| 玉置 | 一弥君 | 玉置 一弥君 |
| 辻 | マルティヌ君 | 辻 マルティヌ君 |
| 中谷 | 智司君 | 中谷 智司君 |
| 難波 | 泰弘君 | 難波 泰弘君 |
| 那谷屋正義君 | 二郎君 | 那谷屋正義君 二郎君 |
| 羽田雄一郎君 | 久志君 | 羽田雄一郎君 久志君 |
| 林 | 久美子君 | 林 久美子君 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------|
| 藤井 | 基之君 | 大絶君 | 芳正君 | 昌司君 | 哲郎君 | 八一君 | 中原 | 西田 | 野村 | 長谷川 | 谷川 | 高階恵美子君 | 中曾根弘文君 | 鶴保庸介君 | 鶴保庸介君 | 佐藤正久君 | 川口順子君 | 鴻池祥肇君 | 鈴木政二君 | 鈴木政二君 | 島尻安伊子君 | 小泉昭男君 | 岡田片山さつき君 | 北川イツセイ君 | 宇都隆史君 | 岩井浩郎君 | 磯崎陽輔君 | 石井治子君 | 有村一彦君 | 青木美沙子君 | 柳田健三君 | 藤本祐司君 | 藤末廣田 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------|

官 報 (号 外)

平成二十五年六月十九日

参議院会議録第二十八号(その一)

投票者氏名

| | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 古川 | 三原じゅん子君 | 宮沢 | 松下 |
| 松村 | 俊治君 | 新平君 | 吉田 |
| 山崎 | 一太君 | 龍二君 | 博美君 |
| 秋野 | 公造君 | 雅史君 | 力君 |
| 石川 | 博崇君 | 吉田 | 一太君 |
| 加藤 | 修一君 | 龍二君 | 新平君 |
| 木庭健太郎君 | 竹谷とし子君 | 長沢 | 廣明君 |
| 浜田昌良君 | 山口那津男君 | 渡辺 | 次郎君 |
| 山本博司君 | 寺田典城君 | 小野 | 孝男君 |
| 山本博司君 | 幸夫君 | 渡辺 | 太郎君 |
| 山本博司君 | 佐藤亮子君 | 藤巻 | 谷哲士君 |
| 山本博司君 | 佐藤公治君 | 松田太郎君 | 井上智子君 |
| 山本博司君 | 谷亮子君 | 広野ただし君 | 大門寒紀史君 |
| 山本博司君 | 佐藤公治君 | 龜井亜紀子君 | 紙智子君 |
| 山本博司君 | 吉田忠智君 | 平山征治君 | 要一君 |
| 山本博司君 | 吉田誠君 | 中山舛添 | 稔君 |

牧野たかお君
松村祥史君
丸川珠代君
森まさこ君
山谷えり子君
山本順三君
水落敏栄君
若林健太君
森渡辺猛之君
草川昭三君
白浜一良君
荒木清寛君
魚住裕一郎君
谷合正明君
西田実仁君
白浜一良君
谷合正明君
西田実仁君
横山信一君
松あきら君
山本香苗君
柴田克彦君
中西巧君
真山健治君
水野勇一君
米長晴信君
森賢一君
主濱はたともこ君
市田了君
谷岡忠義君
下田智子君
芳生郁子君
片山虎之助君
福島みづほ君
山内徳信君
片山虎之助君
荒井広幸君
糸数慶子君
自見庄三郎君

| | | | |
|--------|------|-----|---------------------------|
| 名 | 浜田 | 和幸君 | 障害を理由とする 案(内閣提出、衆議院審査) |
| 足立 | 信也君 | | |
| 有田 | 芳生君 | | |
| 石橋 | 通宏君 | | |
| 岩本 | 司君 | | |
| 江崎 | 孝君 | | |
| 小川 | 敏夫君 | | |
| 尾辻かな子君 | | | |
| 大久保 | 勉君 | | |
| 加賀谷 | 健君 | | |
| 風間 | 直樹君 | | |
| 金子 | 彰君 | | |
| 郡司 | 洋一君 | | |
| 川合 | 孝典君 | | |
| 小林 | 正夫君 | | |
| 興石 | 東君 | | |
| 櫻井 | 充君 | | |
| 鈴木 | 寛君 | | |
| 田中 | 直紀君 | | |
| 谷 | 博之君 | | |
| 樽井 | 良和君 | | |
| 徳永 | エリ君 | | |
| 蘿木 | 利治君 | | |
| 直嶋 | 正行君 | | |
| 長浜 | 博行君 | | |
| 西村 | まさみ君 | | |
| 白 | 眞勲君 | | |
| 広田 | 一君 | | |
| 藤末 | 健三君 | | |

| | | |
|-----------|--------|--------|
| の解消の推進に付) | 森田 横峯 | 良郎君 高君 |
| 二〇六名 | 相原久美子君 | |
| 池口 修次君 | 一川 保夫君 | |
| 梅村 聰君 | 江田 五月君 | |
| 尾立 源幸君 | 大河原雅子君 | |
| 大島九州男君 | 岡崎トミ子君 | |
| 岡崎加藤敏幸君 | 金子恵美君 | |
| 北澤俊美君 | 神本美恵子君 | |
| 小西洋之君 | 小見山幸治君 | |
| 田城郁君 | 斎藤嘉隆君 | |
| 武内則男君 | 芝 博一君 | |
| 玉置一弥君 | 泰弘君 | |
| 辻泰弘君 | 徳永久志君 | |
| 那谷屋正義君 | 羽田雄一郎君 | |
| 中谷智司君 | 林久美子君 | |
| 難波獎二君 | 福山哲郎君 | |
| 藤谷光信君 | | |

| | |
|------|--------|
| 藤本 | 祐司君 |
| 前川 | 清成君 |
| 増子 | |
| 松浦 | |
| 安井 | 輝彦君 |
| 美沙子君 | |
| 柳田 | 大悟君 |
| 蓮 | |
| 有村 | 一彦君 |
| 治子君 | |
| 石井 | |
| 巖崎 | |
| 岩井 | 浩郎君 |
| 江島 | |
| 宇都 | 陽輔君 |
| 磯崎 | |
| 隆史君 | 茂樹君 |
| 大家 | 潔君 |
| 岡田 | |
| 敏志君 | |
| 川口 | 順子君 |
| 北川 | イッセイ君 |
| 小泉 | 昭男君 |
| 鴻池 | 祥肇君 |
| 佐藤 | 正久君 |
| 島尻 | 安伊子君 |
| 鈴木 | 政二君 |
| 鶴保 | 昌一君 |
| 中曾根 | 高階恵美子君 |
| 谷川 | 秀善君 |
| 閑口 | |
| 鷹司君 | |
| 野村 | |
| 牧野 | たかお君 |
| 林 | 芳正君 |
| 藤井 | 基之君 |
| 松村 | 祥史君 |
| 丸川 | 珠代君 |

| | | | | |
|--------|--------|--------|-----|-----|
| 吉田 | 山本 | 山崎 | 水落 | 敏栄君 |
| 秋野 | 石川 | 脇 | 山崎 | 力君 |
| 長沢 | 浜田 | 木庭健太郎君 | 吉田 | 一太君 |
| 渡辺 | 山口那津男君 | 竹谷とし子君 | 吉田 | 博美君 |
| 小野 | 山本 | 広明君 | 雅史君 | 公造君 |
| 寺田 | 藤巻 | 昌良君 | 吉田 | 博美君 |
| 松田 | 佐藤 | 渡辺 | 吉田 | 敏栄君 |
| 山田 | 谷 | 小野 | 吉田 | 力君 |
| 太郎君 | 紙 | 寺田 | 吉田 | 一太君 |
| 典城君 | 智子君 | 松田 | 吉田 | 博美君 |
| 幸夫君 | 井上 | 山田 | 吉田 | 敏栄君 |
| 公太君 | 哲士君 | 佐藤 | 吉田 | 力君 |
| 太郎君 | 大門実紀史君 | 谷 | 吉田 | 一太君 |
| 典城君 | 亀井並紀子君 | 亮子君 | 吉田 | 博美君 |
| 幸夫君 | 平山 | 廣野ただし君 | 吉田 | 敏栄君 |
| 公治君 | 又市 | 井上 | 吉田 | 力君 |
| 佐藤 | 征治君 | 哲士君 | 吉田 | 一太君 |
| 谷 | 忠智君 | 大門実紀史君 | 吉田 | 博美君 |
| 亮子君 | 恭子君 | 亀井並紀子君 | 吉田 | 敏栄君 |
| 廣野ただし君 | 舛添 | 平山 | 吉田 | 力君 |
| 井上 | 誠君 | 又市 | 吉田 | 一太君 |
| 哲士君 | 要一君 | 征治君 | 吉田 | 博美君 |
| 大門実紀史君 | 誠君 | 忠智君 | 吉田 | 敏栄君 |
| 亀井並紀子君 | 和幸君 | 恭子君 | 吉田 | 力君 |
| 平山 | 正昭君 | 舛添 | 吉田 | 一太君 |
| 浜田 | 和幸君 | 吉田 | 吉田 | 博美君 |
| 山崎 | 正昭君 | 浜田 | 吉田 | 敏栄君 |

えり子君
清寛君
裕一郎君
昭三君
順三君
洋一君
健太君
猛之君
あきら君
香苗君
信一君
克彦君
巧君
健治君
勇一君
賢一君
晴信君
了君
ともご君
ゆうご君
忠義君
智子君
芳生君
郁子君
虎之助君
廣幸君
慶子君
亮庄三郎君
高君
良郎君

九

平成二十五年六月十九日

參議院会議録第二十八号(その一) 投票者氏名

一〇

日程第八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(内閣提出、衆議院へ送付)

贊成者氏名
御案(内閣提出) 告説院送付

二〇一
名

二〇二名

松浦 大悟君
柳田 女井美沙子君
　　稔君
　　舫君

水岡 俊一
柳澤 光美君
山村 明嗣君
愛知 治郎君

脇 吉田 山本 山崎
雅史君 博美君 一太君 力君

山谷えり子君

日程第九 子どもの貧困対策の推進に関する法律
案(衆議院提出)
賛成者氏名 足立 信也君 二〇七名
相原久美子君

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 足立 | 有田 | 信也君 | 池口修次君 |
| 石橋 | 岩本 | 通宏君 | 相原久美子君 |
| 江崎 | 小川 | 尾辻かな子君 | 梅村聰君 |
| 大久保 | 大野 | 加賀谷健君 | 大島九州男君 |
| 芳生君 | 元裕君 | 風間直樹君 | 岡崎トミ子君 |
| 司君 | 敏夫君 | 金子洋一君 | 加藤敏幸君 |
| 孝君 | 尾辻かな子君 | 小林正夫君 | 金子恵美君 |
| 通宏君 | 直樹君 | 川合孝典君 | 神本美恵子君 |
| 源幸君 | 彰君 | 郡司彰君 | 北澤俊美君 |
| 源幸君 | 東君 | 谷中直紀君 | 小西洋之君 |
| 源幸君 | 充君 | 鈴木亮君 | 小見山幸治君 |
| 源幸君 | 寛君 | 櫻井博之君 | 斎藤嘉隆君 |
| 源幸君 | 良和君 | 樽井良和君 | 芝博一君 |
| 源幸君 | 利治君 | 谷中直紀君 | 武内郁君 |
| 源幸君 | 正行君 | 德永エリ君 | 玉置則男君 |
| 源幸君 | 健三君 | 津田弥太郎君 | 辻一弥君 |
| 源幸君 | 真熙君 | 直嶋博行君 | 辻泰弘君 |
| 源幸君 | 一君 | 長浜正行君 | 那谷正義君 |
| 源幸君 | 輝彦君 | 西村まさみ君 | 羽田雄一郎君 |
| 源幸君 | 清成君 | 藤末広田 | 林久美子君 |
| 源幸君 | 祐司君 | 藤本祐司君 | 中谷智司君 |
| 源幸君 | 前川増子 | 藤本前川 | 難波獎二君 |
| 源幸君 | 輝彦君 | 藤本輝彦君 | 光信君 |
| 源幸君 | 清成君 | 藤本清成君 | 正司君 |
| 源幸君 | 輝彦君 | 藤本輝彦君 | 武志君 |
| 源幸君 | 前川増子 | 藤本前川 | 孝治君 |

松浦 大悟君
安井 美沙子君
柳田 舩君
柳田 慎君
蓮 一彦君
青木 有村
石井 磯崎
岩井 陽輔君
宇都 陽輔君
江島 有村
岡田 石井
大家 磯崎
敏志君 沢君
片山さつき君 岩井
川口 順子君 宇都
北川イツセイ君 佐藤
小泉 広君 佐藤
昭男君 鴻池
鶴保 祥肇君
鈴木 政二君
中曾根 弘文君
野村 哲郎君
中原 八一君
高階恵美子君 谷川
秀善君 谷川
谷川 秀善君
鈴木 政二君
関口 昌一君
島尻安伊子君 関口
佐藤 正久君
鶴保 康介君
藤井 昌司君
西田 中原
古川 高階
長谷川大紋君
松下 芳正君
藤井 基之君
松村 龍二君
三原じゅん子君
宮沢 洋一君

| | | | | | | | |
|----|--------|----|-----|--------|-----|--------|--|
| 水岡 | 俊一君 | 柳澤 | 光美君 | 山村 | 明嗣君 | 愛知 | |
| 磯崎 | 治郎君 | 猪口 | 邦子君 | 赤石 | 仁彦君 | 準一君 | |
| 石井 | 清美君 | 岩城 | 光英君 | 上野 | 通子君 | 上野 | |
| 森 | 明嗣君 | 岡田 | 直樹君 | 衛藤 | 晟一君 | 衛藤 | |
| 水落 | 加治屋義人君 | 岸 | 宏一君 | 岡田 | 直樹君 | 岡田 | |
| 丸川 | 金子原二郎君 | 岸 | 宏一君 | 小坂 | 憲次君 | 小坂 | |
| 森 | 佐藤ゆかり君 | 熊谷 | 大君 | 佐藤 | 信秋君 | 佐藤 | |
| 水落 | 伊達 | 世耕 | 弘成君 | 佐藤 | 信秋君 | 佐藤 | |
| 丸川 | 武見 | 未松 | 信介君 | 伊達 | 忠一君 | 伊達 | |
| 森 | 塚田 | 佐藤 | 敬三君 | 塚田 | 弘成君 | 塚田 | |
| 水落 | 中川 | 佐藤 | 一郎君 | 中川 | 雅治君 | 中川 | |
| 丸川 | 中西 | 伊達 | 祐介君 | 中西 | 弘成君 | 中西 | |
| 森 | 二之湯 | 智君 | 聖子君 | 二之湯 | 智君 | 二之湯 | |
| 水落 | 野上浩太郎君 | 福岡 | 資麿君 | 野上浩太郎君 | 福岡 | 野上浩太郎君 | |
| 丸川 | 長谷川 | 橋本 | 聖子君 | 長谷川 | 岳君 | 長谷川 | |
| 森 | 政人君 | 福岡 | 資麿君 | 藤川 | 政人君 | 藤川 | |
| 水落 | 牧野たかお君 | 福岡 | 資麿君 | 福岡 | 政人君 | 福岡 | |
| 丸川 | 珠代君 | 福岡 | 資麿君 | 福岡 | 政人君 | 福岡 | |
| 森 | まさご君 | 福岡 | 資麿君 | 福岡 | 政人君 | 福岡 | |

官 報 (号 外)

平成二十五年六月十九日

參議院会議録第二十八号(その一) 投票者氏名 質問主意書及び答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する
自衛官の国際条約における位置づけに関する
質問主意書

参議院議員藤末健三君提出自衛官の国際条約における位置づけに関する質問に対する

卷之四

平成二十五年六月七日

參議院議長 平田 健二殿

自衛官の国際条約における位置づけに関する質問主意書

平成二十五年二月二十六日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は、「国内において自衛隊であつて軍でないと、こう言つているわけではありませんが、一方、海外における自衛隊の存在を軍隊として取り扱われる必要があるわけであり、また、場合によつて、もし他国から侵略を受けた際に交戦したときに軍隊でなければ軍隊として取り扱われない、つまり捕虜として扱われるどうかという、そうした問題も出てくるわけで

条約)」、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約等の国際人道法において、自衛官は

虞として扱われるのか。

平成二十五年六月十八日

內閣總理大臣臨時代理

七

參議院議長
平田健二

- - - - -

- 1 -

• 10

平成二十五年六月十日

卷之三

参議院議員藤末健三君提出自衛官の国際条約における位置づけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

制連行を示す文書に関する質問主意書」(第百八十三回国会質問第八三二号)において、私は東京裁判(極東国際軍事裁判)関係文書(以下「証拠資料」と

いう」を提示し、軍や官憲による強制連行について政府認識をただしたが、答弁書(内閣参考一八三第八三号)は「新しい資料が発見される可能性」に言及したものとの証拠資料については何らの評価を行わず、答弁回避に終始した。また法務省が二〇〇〇年三月に国立公文書館に移管した証拠資料は内閣官房には保管されていないことが明らかになつた。

安倍内閣は五月以降、いわゆる「村山談話」、「河野談話」について「歴代の内閣の立場を引き継ぐ」と答弁しているが、核心部分を曖昧にし、女性を「戦争の道具」とみなしして歴史を歪曲し被害女性を傷つける橋下大阪市長の度重なる暴言には断固たる姿勢を示していない。この根底には「侵略の定義は定まつていない」として、先の大戦を侵略戦争と認めようとしない安倍内閣の歴史認識がある。こうした姿勢に対し、国連諸機関からは「慰安婦」問題への真摯な対応を求める勧告が行われている。

そこで歴史事実を示す各種文書に関する政府の収集保管についてたゞとともに、国連機関の勧告への対応及び戦争犯罪に対する認識について、以下、質問する。

一 内閣官房における河野談話以降の文書収集・保管について

政府は「河野談話」以降も、各省庁、関係機関から日本軍「慰安婦」問題に関する文書の提出を受け、内閣官房において保管している。アジア太平洋戦争の実相を示す文書を政府が収集保管することは歴史認識の基盤となるものであり極めて重要である。

1 内閣官房が「河野談話」以降に各省庁、関係機関から提出され保管している文書の点数について、提出年度別に、また、警察庁、防衛庁(現防衛省)、厚生省(現厚生労働省)、国立公文書館、国立国会図書館、英國国立公文書

館(外務省)など提出を受けた省庁・機関別に示された。加えて、各文書の提出の経過を明瞭にされたい。

2 法務省は、すでに一九九六年七月、内閣官房外政審議室長(当時)以下「外政審議室」という。から「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等について(依頼)」を通知されているにもかかわらず、二〇〇〇年三月に証拠資料を国立公文書館に移管するまで内閣官房に提出しなかつたのはなぜか。また、国立公文書館への移管とともに内閣官房へ通知を行わなかつたのはなぜか。

3 国立公文書館は、一九九八年五月に「高級享楽停止ニ関スル具体策要綱(内閣参考官及内務、大蔵、農商、厚生各省関係官会議決定)」及び「同(閣議諒解)」の二点の文書を内閣官房に提出しているが、いかなる判断で提出したのか。それに対し、二〇〇〇年三月に証拠資料を法務省から移管されてから今日まで内閣官房に提出していないのはなぜか。

内閣官房は、「慰安婦」被害女性の強制連行を証明するものとして東京裁判に提出された証拠資料を保管していないことが明らかになつたので、ただちに国立公文書館に同資料(もしくはその写し)を提出させるべきではないか。提出させない場合は、その理由を明らかにされたい。

4 「河野談話」に先立つ政府調査において、外

政審議室は米国に担当官を派遣し、米国の公文書を調査したほか、韓国政府が作成した調査報告書、太平洋戦争犠牲者遺族会など関係団体等が作成した元慰安婦の証言集等も収集され、内閣官房が「河野談話」以前に公表された文書の公開へ対応の一つとして、「河野談話」前に収集しこれまで公開されていないこれら文書の公開を検討すべきではないか。、

マ規程は、その管轄権行使する対象犯罪を人

二 公人の発言及び国連機関の勧告に対する政府対応について

橋下大阪市長が「慰安婦」制度を必要だつたと発言したことは被害女性の尊厳と心情を著しく傷つけたばかりか、男性の尊厳をも侵害し、国内外に強い憤りを巻き起こした。しかし、安倍内閣は断固たる姿勢を示していない。これに対し、国連社会権規約委員会、同拷問禁止委員会が日本政府に対応を求める勧告を行つてはいる。

1 国連拷問禁止委員会は、「政府当局者や公的ない人物などによる事実を否定し、そのような反復的否定によって被害者に再び精神的外傷を与えるような動きには反駁すること」、「関連する資料を公開し、諸事実を徹底的に調査すること」等々と勧告している。

政府は、これらの勧告を受け止め必要な措置を講ずるべきではないか。

2 橋下大阪市長は自らの発言の根拠は、第一次安倍内閣の二〇〇七年の閣議決定にあると公言しているが、この閣議決定は同時に「河野談話」の継承を明確に表明したものではないか。この重要な点について、安倍内閣がいまだに橋下大阪市長の誤った認識を解消しようとしているのはなぜか。

3 政府は、政府調査で収集した「太平洋戦

犠牲者遺族会など関係団体等が作成した元慰安婦の証言集」や、元従軍慰安婦、元軍人、元朝鮮総督府関係者、元慰安所経営者、慰安所付近の居住者、歴史研究家等に対する聞き取り調査の記録を情報公開で不開示としているが、国連拷問禁止委員会勧告の「関連する資料の公開」への対応の一つとして、「河野談話」前に収集しこれまで公開されていないこれら文書の公開を検討すべきではないか。、

マ規程は、その管轄権行使する対象犯罪を人

道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪等とし、個人に対する刑事訴追・処罰を目的とする常設国際刑事法廷を設立するため一九九八年に採択された。

日本政府は、加入を閣議決定するまでにICC(ローマ規程)を設立するため一九九八年に採択された。

日本政府は、加入を閣議決定するまでにICC(ローマ規程)を設立するため一九九八年に採択された。

1 ICC(ローマ規程)第八条(戦争犯罪)2(b)(x)(ii)に「強姦、性的な奴隸、強制売春、(中略)強いたられた妊娠状態の継続、強制断種してコセンサス形成に積極的に参加した。外務省は、「第二次大戦以降長らく議論されてきた侵略犯罪の法典化が達成されたことは歴史的意義を有する」と評価している。

2 前記三の1の犯罪構成要件、「戦争犯罪」の定義に照らすならば、日本軍「慰安婦」は、軍によつて居住、外出、性行為の拒否、廃業などの自由を剥奪された強制的性奴隸制そのものであり、「戦争犯罪」に該当することを政府は認識しているか。

3 国際社会が日本政府のICCへの今後の対応のみならず、過去の歴史的事実への対応にも注目していることを、政府はどう認識しているか。また、アジア諸国、オランダにまで存在する「慰安婦」被害女性への心からの謝罪と補償を行うべきと思料するが、政府の見解を示された。

右質問する。

もつ平城宮跡の保全と継承を図ることに万全を期すことが求められる。

ところが、平城宮跡では二〇〇八年から「国営平城宮跡歴史公園事業」として国交省による整備が進められることとなり、そのもとで、平城遷都一三〇〇年祭を契機とした第一次大極殿院内庭のアスファルト舗装と史実と異なる修景柵の設置、朱雀門付近の仮設駐車場の造成が、奈良県によつて行われた。

昨年九月には第一次朝堂院広場の舗装工事が突然発表され、県民の抗議の中で着工された。これら一つ一つの事業が宮跡の価値を脅かし、長い年月を経て形成された景観や自然環境を大きく損なつてはいる。また、これらの舗装が雨水の浸透を阻害することで、埋蔵文化財の消滅が懸念されている。

朝堂院広場の舗装の中止を求めて約三万五千人分もの署名が国内外から寄せられているにもかかわらず、国は工事を再考する姿勢もない。よつて、以下質問する。

一 平城宮跡の保存は地域の人々の生活に密接に関わっており、保存運動にも多くの県民・国民が参加してきた。今後の保存・整備を進める上でも、そうした人々や専門家が整備の構想段階から参加し、意見を反映させるシステムを構築することが必要と考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

また、国民参加の条件整備の一つとして、文

化庁の文化審議会(分科会を含む)を原則公開とし、個々の現状更許可の審議内容も公表すべきと考えるがどうか。

二 平城宮跡は、木簡など埋蔵文化財の調査・研究を進めるフィールドであり、古代都城文化に触れ、学ぶ場であるとともに、市街地の貴重な緑のオープンスペースとして散策や野鳥観察などのレクリエーションに活用されている。宮跡の地下構造と遺物、草原・湿地はそれぞれ宮跡の重要な価値を構成する要素となつてい

る。これらの平城宮跡の価値と構成要素を明確にした上で、その自然・歴史環境を含めて保護し、管理するための「保存管理計画」を県民や研究者などの意見を十分に生かして策定することが急がれる。

文化庁は平城宮跡の「保存管理計画」がいまだに策定されていない現状をどう考えているか。

三 一九七八年に文化庁が策定した「平城宮跡保存整備基本構想」では平城宮跡全域を「遺跡博物館」と位置づけ、整備の基本方針として、①静かで落ち着いた、古代に思いを馳せるにふさわしい独自の環境をつくりだすこと、②地下遺構を傷つけず、これを守るような整備手法や施設配置の工夫を行うこと、③長期にわたる整備の各段階において、無駄と混乱のない土地利用を行つて、建設事業を進めること、④関連遺跡の保存、関連用地の確保、道路、鉄道、排水路等の実施を地域的な整備計画の一環として効果的に

行うこと、を定めている。基本構想の理念に立ちどり、国営公園としての整備を抜本的に見直すべきではないか。

四 世界遺産委員会が定めた「世界遺産条約履行のための作業指針」(第七十八節)では登録資産の完全性(integrity)と真正性(authenticity)の条件を満たし、国内法によつて確實に保護を担保する適切な管理体制を求めてはいる。

世界遺産の完全性と真正性の要件を保持する立場から以下の三点について実施すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

1 すでに施行された第一次大極殿院内庭の舗装は撤去すること。

2 莫大な税金を注ぎ込む第一次大極殿院の築地回廊「復元」は一つの案しか提示することができず、他の可能性を排除することになる。

「復元」整備は見直すこと。
3 第三十五回国際文化遺産委員会(二〇一一年)で決議された大極殿正殿を囲む「修景柵」、及び朱雀門西北側の仮設駐車場の撤去を早急に実

施し、決議を履行すること。

五 国交省は整備の基本方針に「奈良時代を今に感じる公園を目指す」を掲げてはいるが、実際にわれている事業は、往時の平城宮跡とは異質のイベント会場の条件整備といわざるをえない。

現代の建物を無秩序に増やすことは、宮跡の歴史的・文化的景観を壊すと考えるがどうか。

平城宮跡は、朱雀門から大極殿への空間の広がりとともに、東西に春日山、生駒山などの緩やかな山並を望み、北側には古墳群・湖沼が多く分布し、綠豊かな景観を残している。こうした周辺環境と、体となつた宮跡の歴史的・文化的景観を保全することが大切である。計画されている第一次朝堂院付近での「東屋などの設置は、地方自治体などの史跡整備の指針として文化庁が発行する史跡等整備の手引き」で便益施設は「史跡中核部でない周縁地域」を選択するという基準にも反するものではないか。

六 奈良文化財研究所がまとめた「平城宮発掘調査十七(二〇一一年)」には、第一次大極殿地区、内裏地区、第二次大極殿地区の調査成果が報告されており、同書では、大極殿地区全体の検討から「奈良時代の前半と後半期で著しく変じるこの地区の歴史過程を明晰にしたが、なお課題が多く残されている。今後、中央区(第一次)朝堂院、東区(第二次)朝堂院についての分析を進め、中枢部の周辺に展開することによって平城宮史、奈良時代史の解明を期したい」と記述されている。

七 宮跡中枢部やその周辺でも未解明で未調査の部分を残しており、公園整備が今後の調査・研究を阻害し、史跡を変質させるものであつてはならない。こうした点からも、環境への影響調査や発掘調査ぬきに行われている第一次朝堂院広場の舗装と調整池設置の工事は直ちに中止すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 公園基本計画は平城宮跡約百二十二ヘクタールのうち、三分の一を緑地保全するとしている。そうすると、残り三分の一、面積にして約四十ヘクタールの広い緑地を失うことになる。平城宮跡の草地・湿地は、都市の中の貴重な自然環境を保持してきた。舗装予定地は半湿地で希少種を含む多様な生物の生息が確認されている。今回の第一次朝堂院広場の舗装や調整池設置工事は、面として機能する生態系に大きな打撃を与えるものである。一方、COP10での国際約束である「愛知目標」では「二〇二〇年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分散を顕著に減少させる」ことが求められており、その達成にむけて策定された「生物多様性国家戦略」では「緑地における生態系ネットワークを形成し、都市における生物多様性の確保を図る」としていることから、まったく逆行している。

奈良文化財研究所が二〇〇四年にまとめた利

は「平城宮跡の保護—国家一〇〇年の国民的プロジェクト」と題する文書を発表し、その中で第一次朝堂院広場の土系舗装整備は「地下遺構には問題のない計画となつてはいます」と説明している。しかし、広場の舗装は四万五千平方メートルもの広大な面積であり、舗装による地下水位の低下が懸念されている。

文化庁として「地下遺構には問題のない計画」だと判断した根拠と理由を明らかにされたい。国交省は昨年十一月の公園事業説明会で、土系舗装の透水性について「実証実験します」と約束している。実証実験を行つたのであれば、その透水性について明らかにされたい。

また、この舗装工事は真砂土に四パーセントのセメントを混ぜるものあり、約三百三十トンのセメントが使用されることになる。雨に溶けてセメントの灰汁が流れ出し、地下遺構や木簡、生態系への影響が懸念されるが、政府として影響調査を行つたのか。

八 公園基本計画は平城宮跡約百二十二ヘクタールのうち、三分の一を緑地保全するとしている。そうすると、残り三分の一、面積にして約四十ヘクタールの広い緑地を失うことになる。平城宮跡の草地・湿地は、都市の中の貴重な自然環境を保持してきた。舗装予定地は半湿地で希少種を含む多様な生物の生息が確認されている。今回の第一次朝堂院広場の舗装や調整池設置工事は、面として機能する生態系に大きな打撃を与えるものである。一方、COP10での国際約束である「愛知目標」では「二〇二〇年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分散を顕著に減少させる」ことが求められており、その達成にむけて策定された「生物多様性国家戦略」では「緑地における生態系ネットワークを形成し、都市における生物多様性の確保を図る」としていることから、まったく逆行している。

用者アンケートでは、整備について「あまり手を加えず、現在の自然や歴史環境を保存する」が五十一・二パーセントと最も多く、半数を超えている。現在に至る宮跡の自然や歴史環境が、市民の憩いの場として半世紀以上親しまれ、評価されていることを政府はどう考えているのか。

調整池の工事の際、国交省側は「堤をつくるだけなので自然への影響はない」と市民に説明している。しかし、実際には猛禽類の飛来が確認されていた林の木が二十六本以上伐採されており、近畿有数の「ツバメのねぐら」となつていて、該工事から道路が素通りとなり、生息環境が脅かされている。

奈良県のレッドデータブックで希少種に指定されているカヤネズミなどの生育環境への影響調査を行ったのか。

九 第一次大極殿院の舗装と第一次朝堂院広場の土系舗装など、平城宮跡の大幅な現状変更により、木簡など埋蔵文化財を保護している地下水位の低下を引き起こすことが懸念されている。

六十年ほど前の平城宮跡とその周辺では、自噴井戸が見られた。しかし現在は、国の委託調査

(二〇〇〇年)で地下水位が地表から平均約一・五メートルにまで低下しており、専門家からは地下水の涵養が必要であることが指摘されている。

しかし政府は、計画する公園整備が地下水位に与える影響について事前の調査をしていないのではないか。

また今後、地下水位の低下が起こった場合に水位回復を図る実効ある措置が用意されているのか明らかにされたい。

十 国交省近畿地方整備局・事業評価監視委員会

において二〇一〇年十二月に開かれた第四回目

の委員会資料で、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の費用便益が計算されている。

このうち、平城宮跡歴史公園の費用設定の施設整備の施設費・用地費について第一次、第二次整備各々の費用と整備内容を明らかにされる。

用者アンケートでは、整備について「あまり手を加えず、現在の自然や歴史環境を保存する」が五十一・二パーセントと最も多く、半数を超えている。現在に至る宮跡の自然や歴史環境が、市民の憩いの場として半世紀以上親しまれ、評価されていることを政府はどう考えているのか。

十一 平城宮跡の保全に關し、第三十五回世界遺産委員会(二〇一一年六月)決議に基づきユネスコ世界遺産センターに行つた回答と資産の保全状況の報告を公表することを政府は拒否している。

国特別史跡である平城宮跡の保全状況の評価を国民に公表する措置をとるのは当然である。

世界遺産条約や同条約履行のための作業指針などの関連法規に、この種の報告書の当該政府による公表を禁する規定はないと考えるがどうか。

右質問する。

参議院議員山下芳生君提出平城宮跡の保全と継承に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣總理大臣臨時代理

國務大臣

麻生

太郎

平成二十五年六月十八日

参議院議員山下芳生君提出平城宮跡の保全と継承に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下芳生君提出平城宮跡の保全

と継承に関する質問に対する答弁書

一について

平城宮跡の保存及び整備に當たつては、文化

部では、学識経験者等で構成される「平城宮跡

及び藤原宮跡等の保存整備に関する検討委員

会」(以下「検討委員会」という)において検討を

行つておらず、また、国土交通省では、学識経験

者等で構成される「国営飛鳥・平城宮跡歴史公

園平城宮跡区域(仮称)基本計画検討委員会」に

おいて、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮

跡区域基本計画」(以下「公園基本計画」という。)

設費としてあげられている建物復元整備と公園施設整備の施設費・用地費について第一次、第二次整備各々の費用と整備内容を明らかにされたい。

案の検討を行い、公園基本計画案についてのパブリックコメントを実施するなど、学識経験者及び関係地方公共団体等の意見も参考にしてきたところである。

また、文化審議会文化財分科会における御指摘の「個々の現状変更許可」に係る審議の公開及び審議内容の公表については、同分科会における今後の中立公正な審議の遂行の支障となるおそれがあること等から、行わないこととしている。

また、同省としては、第一次朝堂院付近の休憩所等については、御指摘の「史跡等整備の手引き」も踏まえ、その設置場所を選定したことである。なお、当該休憩所等の設置に当たつては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第百六十八條第二項の規定に基づき、奈良県が国等と連携して策定することとされており、同県において策定するものと認識しているが、政府としては、平城宮跡の管理等については、検討委員会等における議論を踏まえ、適切に行ってまいりたい。

二について

御指摘の「保存管理計画」については、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」(平成二十年五月文化庁策定。以下「推進計画」という。)に基づき、奈良県が国等と連携して策定することとされており、同県において策定するものと認識しているが、政府としては、平城宮跡の管理等については、検討委員会等における議論を踏まえ、適切に行ってまいりたい。

三について

国土交通省としては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域(以下「国営平城宮跡歴史公園」という。)の整備については、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想(昭和五十三年五月文化政策策定)や推進計画を踏まえて策定した公園基本計画に基づき実施しているところである。

四について

国土交通省としては、御指摘の「第一次朝堂院広場の舗装と調整池設置の工事」については、文化財保護法第百六十八條第二項の規定に基づき、文化庁長官の同意を得ていることから、平城宮跡の保護の観点から問題はないものと考えており、引き続き、適切に実施してまいりたい。また、文化庁としても、御指摘の「第一次朝堂院広場の舗装と調整池設置の工事」を含む平城宮跡の整備については、検討委員会において検討されており、御指摘の「今後の調査・研究」を阻害するものではないと考えている。

五について

国土交通省としては、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、奈良時代を今に感じる空間を創出する。」との公園基本計画における基本理念に沿つて実施しており、「現代の建物を無秩序に増やす」ものではなく、「宮跡の歴史的・文化的景観を壊す」との御指摘は当たらないものと考えている。

五について

国土交通省としては、国営平城宮跡歴史公園の整備については、「古都奈良の歴史的・文化

的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、奈良時代を感じる空間を創出する。」との公園基本計画における基本理念に沿つて実施

しており、「現代の建物を無秩序に増やす」ものではなく、「宮跡の歴史的・文化的景観を壊す」

との御指摘は当たらないものと考えている。

また、同省としては、第一次朝堂院付近の休憩所等については、御指摘の「史跡等整備の手

引き」も踏まえ、その設置場所を選定したことである。なお、当該休憩所等の設置に当たつては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第百六十八條第二項の規定に基づき、奈良県が国等と連携して策定することとされており、同県において策定するものと認識しているが、政府としては、平城宮跡の管理等については、検討委員会等における議論を踏まえ、適切に行ってまいりたい。

六について

国土交通省としては、御指摘の「第一次朝堂院広場の舗装と調整池設置の工事」については、文化財保護法第百六十八條第二項の規定に基づき、文化庁長官の同意を得ていることから、平城宮跡の保護の観点から問題はないものと考えており、引き続き、適切に実施してまいりたい。また、文化庁としても、御指摘の「第一次朝堂院広場の舗装と調整池設置の工事」を含む平城宮跡の整備については、検討委員会において検討されており、御指摘の「今後の調査・研究」を阻害するものではないと考えている。

七について

文化庁としては、第一次朝堂院の広場の整備による地下構造への影響については、建設機械による局部的な荷重負担等を防止する配慮がなされるとしている。なお、国連教科文組織文化科学文化機関の顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政

府間委員会(以下「世界遺産委員会」という。)が平成二十三年に行つた「古都奈良の文化財に係る決議」(以下「決議」という。)においては、世界遺産委員会の事務局に我が国の考え方を報告書として提出したところである。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その一) 質問主意書及び答弁書

一六

御指摘の「土系舗装の透水性」の試験については、国土交通省としては、現時点では行っていないが、今後、当該広場の舗装に実際に使用する土を用いて試験することを考えている。また、同省としては、御指摘の「地下構造や木簡、生態系への影響」に関する調査については、土系舗装が自然素材である真砂土と少量のセメントの混合物により舗装するものであるため周辺環境と調和しやすく、史跡等の整備において多く用いられているものであることから、行っていない。

八について

国土交通省としては、平城宮跡が市街地に囲まれた広大なオープンスペースとして歴史体験や観光のほか、地域住民の日常的な多目的利用の場として幅広く活用されているものと考えている。これを踏まえ、公園基本計画においては、国営平城宮跡歴史公園に「導入すべき機能」として、「歴史・文化体感・体験機能」、「自然的環境保全・創出機能」等を設定するとともに、「空間配置計画」として、歴史資産の活用を中心とする空間等を「シンボルゾーン」等と位置付け、また、歴史資産の保全活用と併せて景観や自然的環境の保全など多様な機能との調和を図る空間等を「緑地ゾーン」等として位置付けるものである。

また、国営平城宮跡歴史公園の整備に当たつては、継続的に自然環境調査を行うことにより動植物の生息状況を把握し、生態系に十分配慮することとしており、御指摘の「調整池」の整備に当たつても、御指摘の力ヤネズミ等の生息状況を把握した上で実施しているところである。

九について

国土交通省としては、第一次朝堂院の広場の整備に当たつては、盛土工事に着手する前の平成二十四年四月から定期的に、当該広場の二地点で地下水位の調査を行つており、これまで盛土工事の施工後において地下水位が低下している傾向は確認されていないこと、また、七について述べたとおり、当該広場の舗装が直下の地下水位に与える影響はないと考えられるところから、御指摘の水位回復のための措置は考へていない。なお、今後も地下水位のモニタリングを継続していくこととしている。

十について

御指摘の事業評価監視委員会が平成二十二年度に実施した事業評価時点における国営平城宮跡歴史公園の建物復原整備及び公園施設整備に係る施設費及び整備内容については、整備時期ごとに、それぞれ次のとおりである。

| | |
|------------------------------|----------|
| 建物復原整備の第一次整備 | 五百六十六億五 |
| 千三百万円 第一次大極殿院東西回廊、東西樓、南門等の整備 | |
| 建物復原整備の第二次整備 | 九十六億三千六 |
| 百万円 第一次大極殿院北面回廊等の整備 | |
| 公園施設整備の第一次整備 | 八十二億三百万円 |
| 拠点ゾーン施設、園路広場、管理施設、調整池等の整備 | |

おらず、当該報告書を公表することは、今後の世界遺産委員会における審議に影響を及ぼすおそれ等があることから、公表していないところである。

十一について

公園施設整備の第二次整備 四十億七千二百円 植栽、園路広場、管理施設等の整備また、このほか、奈良県による公園施設整備の第二次整備における用地費として百三十六億円 施設費として八十八億七千二百万円を見込んでおり、その整備内容は、交通ターミナル等の整備である。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成四年条約第七号)や世界遺産委員会が平成二十四年七月に改訂した「世界遺産条約履行のための作業指針」においては、御指摘の「回答等の公表を禁止する特段の規定はなく、公表するか否かの判断は同条約の締約国に委ねられている。

官報

号外

平成二十五年六月十九日

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約

○ 第百八十三回 参議院会議録第一一八号（その一）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月十八日

外交防衛委員長 加藤 敏幸

参議院議長 平田 健二殿

右

国会に提出する。

平成二十五年四月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、北太平洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

この条約の締結により、北太平洋漁業委員会が採択する算定方式に基づいて決定される金額の分担金を支払う義務を負うこととなる。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件

締約国は、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定及び千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定に反映されている関連国際法を想起し、並びに国際連合食糧農業機関の総会がその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択した責任ある漁業に関する行動規範及び国際連合食糧農業機関が二千八八年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針を考慮し、国際連合総会が、その決議第百五号（第六十五回会期）及び決議第七十二号（第六十四回会期）において破壊的な漁業活動による重大な悪影響からぜい弱な海洋生態系及び関連する種を保護するための措置をとるよう要請していること、並びにその決議第三十一号（第六十五回会期）において、加盟国に対し、適当な場合には、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の一般原則が公海上にのみ存在する魚類資源についても適用されるべきであることを認めるよう奨励していることに留意し、

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求める件

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び生態系に与える影響を評価するため、科学的データを収集する必要性を認識し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲業による長期の又は回復不可能な影響の危険性を最小限にする必要性を意識し、規制されていない底魚漁業の活動が北太平洋の公海における海産生物の種及びぜい弱な海洋生態系に対し及ぼす可能性のある悪影響を憂慮し、

さらに、責任ある漁獲活動を行うことを約束し、また、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制され

てない漁業の活動並びにそのような漁業の活動が世界の漁業資源及びその存在する生態系の状態に与える悪影響を防止し、抑止し、及び排除するために効果的に協力することを約束して、

次のとおり協定した。

第一条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。
- (b) 「千九百九十五年協定」とは、千九百九十五年十一月四日の分布範囲が排他的經濟水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。
- (c) 「底魚漁業」とは、通常の漁獲操業中に漁具が海底に接触するおそれのある漁獲活動をいう。
- (d) 「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式の異議がないことをいう。
- (e) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。
- (f) 「条約水域」とは、第四条1に定めるところによりこの条約が適用される水域をいう。
- (g) 「国際連合食糧農業機関の国際的な指針」とは、国際連合食糧農業機関が二千八年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針（随時修正されたもの）をいう。
- (h) 「漁業資源」とは、条約水域内において漁船によって捕獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他他の海産生物の種をいい、次に掲げるものを除く。
- (i) 千九百八十二年条約第七十七条4の規定に従つて沿岸国の主権的権利の対象となる定着性の種族及び第十三条5の規定により掲げられ、又は採択されるぜい弱な海洋生態系の指標となる種
- (j) 降河性の種
- (k) 海産哺乳動物、海産の爬虫類及び海鳥
- (l) 國際的な漁業管理に関する既存の取極の対象とされている他の海産生物の種であつて、当該取極が適用される水域内に存在するもの
- (m) 「漁獲活動」とは、次のこときをいう。
 - (i) 漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。
 - (ii) 漁業資源を実際に探知し、若しくは採捕し、又は探知し、若しくは採捕しようとすること。

(ii) 目的のいかんを問わず、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

(iii) (i)から(iv)までに定める活動を直接に補助し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は漁船の安全に関する緊急事態に関する作業を除く。

(j) 「漁船」とは、漁獲活動に従事するために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（魚類加工船、支援船、運搬船その他漁獲活動に直接従事する船舶を含む。）をいう。

(k) 「I U U 漁業」とは、二千一年の国際連合食糧農業機関の違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画3に掲げる活動並びに委員会が決定するその他の活動をいう。

(l) 「予防的な取組方法」とは、千九百九十五年協定第六条に規定する予防的な取組方法をいう。

(m) 「地域的な経済統合のための機関」とは、当該機関の構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(n) 「転載」とは、条約水域において採捕された漁業資源又は漁業資源の製品を海上又は港において漁船から他の漁船に積み卸すことをいう。

この条約は、条約水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第二条 目的

この条約は、条約水域における漁業資源が存在する北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、当該漁業資源の长期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条 一般原則

この条約の目的を実現するに当たり、状況に応じ単独又は共同で、次に掲げる措置をとらなければならぬ。

- (a) 漁業資源の最適な利用を促進し、及び漁業資源の長期的な持続可能性を確保すること。
- (b) 漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なものいずれであるかを問わない。）を考慮して最大持続生産量を実現することができる水準に漁業資源を維持し、又は回復することを確保するため、入手可能な最良の科学

- 的情報に基づく措置を採択すること。
- (c) 予防的な取組方法及び漁業に関する生態系を重視する取組方法並びに国際法の関連規則（特に、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他関連する国際文書に反映されているもの）に従い、措置を採択し、実施すること。
- (d) 漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に対して漁獲活動が及ぼす影響を評価し、必要な場合には、これらの種の資源量をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、これらの種についての保存管理措置を採択すること。
- (e) 関連する国際的な基準又は指針（国際連合食糧農業機関の国際的な指針を含む。）を考慮し、特にぜん弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐことによって、海洋環境における生物の多様性を保全すること。
- (f) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除すること並びに漁獲努力量の水準又は漁獲量の水準が入手可能な最も科学的情報に基づくものであり、かつ、漁業資源の持続可能な利用に応じた水準を超えないことを確保すること。
- (g) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（条約水域内の全ての漁獲対象種及び非漁獲対象種に関するものを含む。）が、適時につつ適當な方法により、収集され、及び共有されることを確保すること。
- (h) 漁獲努力量の拡大、新規の若しくは試験的な漁業の展開又は既存の漁業のために使用される漁具の変更について、このような漁獲活動が漁業資源の長期的な持続可能性に及ぼす影響についての事前の評価をなしに、また、当該漁獲活動がぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととならない旨の決定なしに実施されることを確保すること、又はそのような悪影響を防ぐために当該漁獲活動が管理されること若しくは当該漁獲活動の実施が許可されることを確保すること。
- (i) 千九百九十五年協定第七条の規定に従い、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）の保存管理措置であつて公海について定められるもの及び国の管轄の下にある水域について定められる当該保存管理措置が、当該魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものであることを確保すること。
- (j) 保存管理措置の遵守を確保すること並びに違反について適用される制裁が、遵守を確保する上で効果

的であるため、場所のいかんを問わず違反を防止するため及び違反を犯した者から違法な活動によつて生ずる利益を没収するために十分に厳格なものであることを確保すること。

(k) 選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、漁船に起因する汚染及び廃棄物、漁獲物の投棄、紛失され、又は遭棄された漁具による漁獲並びに他の種及び海洋生態系への影響を最小限にすること。

- (1) 公正な、透明性のある、かつ、非差別的な態様で、国際法に反することなく、この条約を適用する」と。
- #### 第四条 適用水域
- 1 この条約は、ベーリング海の公海の水域及び一の国の排他的経済水域によつて囲まれている他の公海の水域を除くほか、北太平洋の公海の水域について適用する。この適用水域は、北緯二十度にある北マリアナ諸島連邦の周囲のアメリカ合衆国の管轄の下にある水域の海側の境界から東へ次に掲げる座標を結ぶ線によつて南側を区切られるものとする。

北緯十度東經百八十度
北緯二十度東經百八十度

北緯十度西經百四十度
北緯二十度西經百四十度

そこから東へメキシコの漁業管轄権の下にある水域の海側の境界まで

- 2 この条約のいかなる規定又はこの条約に基づいて行われるいかなる行為若しくは活動も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に關し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。
- #### 第五条 委員会の設立
- 1 北太平洋漁業委員会（この条約において「委員会」という。）を設立する。委員会は、この条約に基づいて任務を遂行する。各締約国は、委員会の構成国となる。
 - 2 この条約に規定する漁業主体は、附屬書に従い委員会の活動に参加することができる。委員会の活動への漁業主体の参加は、千九百八十二年条約を含む国際法の一般に認められた適用から逸脱するものではない。
 - 3 委員会は、その決定する時期及び場所において少なくとも一年に一回通常会合を開催するものとし、こ

の条約に基づいてその任務を遂行するために必要なその他の会合を開催することができる。

- 4 委員会の構成国は、委員会の会合を要請することができるものとし、当該会合は、委員会の構成国の過半数の同意を得て招集される。議長は、委員会の構成国と協議の上決定する時期及び場所において、適時に当該会合を招集する。

- 5 委員会は、締約国の代表から議長及び副議長各一人を選出するものとし、議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。議長及び副議長は、その任期を二年とし、再選される資格を有するが、同じ地位において四年を超える期間、継続して在任してはならない。議長及び副議長は、後任者が選出されるまでの間、在任する。

- 6 委員会は、委員会及びその補助機関の会合の開催頻度、期間及び日程について、費用対効果の原則を適用する。

- 7 委員会は、国際法上の法人格並びにその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員が締約国の領域内で享受する特権及び免除は、委員会と当該締約国との間の合意によって決定する。

- 8 委員会及び補助機関の全ての会合は、委員会が採択する手続規則に従つて承認されたオブザーバーによる参加のために開放する。関連文書は、手続規則に従つて一般に入手可能なものとする。

- 9 委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができ、又は役務の提供のために既存の機関の事務局との間で契約上の取決めを締結することができる。事務局長は、締約国の承認を得て任命される。

第六条 補助機関

- 1 科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。委員会は、この条約の目的の達成を支援するため、他の補助機関をコンセンサス方式によって隨時設置することができる。

- 2 補助機関は、各会合の後、委員会に対し、その活動についての報告書（適当な場合には、委員会に対する助言及び勧告を含む。）を提出する。

- 3 補助機関は、作業部会を設置することができるものとし、委員会が作成する指針に従い外部の助言を求めることができる。

- 4 補助機関は、委員会に対して責任を負うものとし、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会

の手続規則に従つて運営される。

第七条 委員会の任務

- 1 委員会は、第三条に定める原則に従い、かつ、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、次のことを行う。

- (a) 条約水域内における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置（委員会が決定する漁業資源についての総漁獲可能量又は許容される総漁獲努力量を含む。）を採択すること。
(b) 総漁獲可能量及び許容される総漁獲努力量の水準が科学委員会の助言及び勧告に基づくものであることを確保すること。

- (c) 必要な場合には、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての保存管理措置を採択すること。

- (d) 必要な場合には、漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての管理のための戦略であつて、この条約の目的を達成するために必要なものを採択すること。

- (e) 条約水域におけるぜい弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐため、次に掲げる措置を含む保存管理措置を採択すること。

- (i) 漁獲活動が特定の水域のぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととなるか否かを決定するため、当該漁獲活動の影響についての評価を実施し、及び検討するための措置

- (ii) 通常の底魚漁業の活動におけるぜい弱な海洋生態系との予想外の遭遇に対処するための措置

- (iii) 適当な場合には、漁獲活動を行わない場所を特定する措置

- (f) 既存の漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲を決定すること。

- (g) 条約水域における新規の漁業に係る条件並びに当該漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲をコンセンサス方式によって定めること。

- (h) この条約の対象となる漁業資源の長期的な持続可能性を確保する必要性に反しない方法で、新たな締約国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。

- 委員会は、効果的な監視、規制及び監督並びにこの条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守及び

- 実施を確保するための措置を採択する。このため、委員会は、次のことを行う。

- (a) 条約水域において採捕された漁業資源及び当該漁業資源の製品の転載を規制し、及び監視するための手続（転載の場所及び量の委員会への通報を含む。）を定めること。
- (b) 関連する国際的な基準及び指針を考慮に入れつつ、北太平洋漁業オブザーバー計画（以下「オブザーバー計画」という。）を作成し、実施すること。
- (c) 条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続を定めること。
- (d) 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適切な協力の仕組み（I U U 漁業を防止し、抑止し、及び排除するための仕組みを含む。）を設けること。
- (e) 条約水域において漁獲活動に従事する船舶の移動及び活動についてリアルタイム衛星船位測定送信機を使用して報告するため、委員会の構成国のために基準、仕様及び手続を作成し、当該手続に従い、委員会の構成国による船舶監視システムから収集するデータの適時の配布について調整すること。
- (f) 条約水域内において漁業資源を採捕しており、又は採捕する計画を有する漁船の条約水域への入域及び条約水域からの出港が委員会に適時に通報されるための手続を定めること。
- (g) 適切な場合には、I U U 漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、市場に関連する非差別的な措置であつて国際法に適合するものを定めること。
- (h) この条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守を検討するための手続を定めること。
- 3 委員会は、次のことを行う。
- (a) コンセンサス方式により、委員会の会合の運営及びその任務の遂行のための規則（手続規則、財政規則その他規則を含む。）を採択し、又は必要に応じて改正すること。
- (b) 科学委員会、技術・遵守委員会及び必要に応じ他の補助機関についての業務計画及び付託事項を採択すること。
- (c) 漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種の保存及び管理並びにぜい弱な海洋生態系に漁獲活動が及ぼす影響の評価及び当該影響への対処に関する決定を行つ必要がある場合には、当該決定の科学上の根拠に関する問題を科学委員会に付託すること。
- (d) 条約水域における実験的、科学的及び試験的な漁獲活動についての条件を定めること並びに漁業資源、ぜい弱な海洋生態系及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に關する科学的調査に係る協力の範囲を決定すること。

- (e) ぜい弱な海洋生態系の指標となる種であつて当該種を対象とする漁獲が禁止されるものの一覧表を探査し、隨時改正すること。
- (f) 委員会の对外關係を管理すること。

(g) この条約の目的を促進するため、必要なその他の任務を遂行し、及びその他の活動を行うこと。

(h) 委員会の意思決定を管理すること。

第八条 意思決定

- 1 委員会は、原則として、コンセンサス方式によってその意思決定を行う。
- 2 この条約がコンセンサス方式によって意思決定を行わなければならないと明示的に規定する場合を除くほか、議長がコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたと認める場合には、

- (a) 手続問題についての委員会の決定は、賛成票又は反対票を投げる委員会の構成国の過半数による議決で行う。

- (b) 実質問題についての決定は、賛成票又は反対票を投げる委員会の構成国の四分の三以上の多数による議決で行う。
- 3 ある問題が実質問題であるか否かが争点となる場合には、その問題を実質問題として取り扱う。
- 4 決定は、その議決の際に委員会の構成国の三分の一以上が出席する場合を除くほか、行われない。

第九条 委員会の決定の実施

- 1 委員会による拘束力を有する決定は、次の方法によつて効力を生ずる。
- (a) 委員会の議長は、委員会による決定の採択の後、当該決定を書面により、委員会の全ての構成国に速やかに通告する。
- (b) 決定は、当該決定に別段の定めがない限り、委員会による当該決定の採択についての(a)の規定に基づく議長の通告に明記する送付の日の後九十日で、委員会の全ての構成国について拘束力を生ずる。
- (c) 委員会の構成国は、決定について、当該決定がこの条約、千九百八十二年条約若しくは千九百九十五年協定に適合しないこと又は当該決定が当該構成国を法律上若しくは事実上不當に差別するものであることを理由として、異議を申し立てることができる。
- (d) 委員会の構成国が異議を申し立てる場合には、当該構成国は、委員会の議長に対し、決定が(b)の規定に基づき拘束力を生ずる日の少なくとも一週間前に書面によりその旨を通告する。この場合には、当該

官 報 (号 外)

- (e) 構成国は、その通告によつて表明した範囲において当該決定に拘束されない。もつとも、当該決定は、委員会が別段の決定を行わない限り、他の全ての構成国に対し引き続き拘束力を有する。
- (d) (d)の規定に基づいて通告を行う委員会の構成国は、決定について、この条約 千九百八十二年条約若しくは千九百五十五年協定に適合しないか又は当該構成国を法律上若しくは事実上不适当に差別するものであるかのいずれかを特定するとともに、そのような立場をとる理由について書面による説明を提供する。当該構成国は、また、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果を有し、かつ、同一の日から適用される代替的な措置を採用し、及び実施しなければならない。
- (f) 議長は、(d)及び(e)の規定に基づいて受領した通告及び説明の詳細を委員会の全ての構成国に対して速やかに送付する。
- (g) 委員会のいずれかの構成国が(d)及び(e)の規定による手続を援用した場合には、委員会は、他の構成国の要請により、異議が申し立てられた決定について検討するための会合を開催する。委員会は、問題となつてゐる事項に関して助言を得るため、漁業に関する国際法及び地域的な漁業管理のための機関の運営について十分な知識を有する二以上の専門家であつて、委員会の構成国の国民でないものを委員会の費用負担により当該会合に招請する。これらの専門家の選定及び活動は、委員会が採択する手続に従つて行われる。
- (h) 委員会は、その会合において、委員会の構成国が申し立てた異議について特定した理由が正当化されると否か及び採用された代替的な措置が当該異議が申し立てられた決定と同等の効果を有するか否かについて検討する。
- (i) 異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百五十五年協定に反しないと委員会が認める場合であつても、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものであり、委員会がそのような措置として認めるべきものであるときは、当該代替的な措置は、当該決定に代わるものとして当該異議を申し立てた構成国を拘束する。
- (j) 異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百五十五年協定に反しないと委員会が認める場合において、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものでないときは、当該異議を申し立てた

構成国は、次のいずれかのことを行うことができる。

(i) 委員会による検討のため、異なる代替的な措置を提示すること。

(ii) 四十五日以内に自己が異議を申し立てた最初の決定を実施すること。

- (iii) 第十九条又は附属書4の規定に従つて紛争解決手続を開始すること。
2 1に規定する異議を申し立てる権利を援用する委員会の構成国は、いつでもその異議の申立ての通告を撤回することができるものとし、決定が既に効力を生じてゐるものである場合には直ちに、その他の場合には当該決定がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該決定に拘束される。

第十条 科学委員会

- 1 科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、隨時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行う。
- 2 科学委員会は、委員会が別段の決定をしない限り、少なくとも二年に一回、委員会の通常会合に先立つて会合する。
- 3 科学委員会は、コンセンサス方式によつて報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払つたにもかかわらずコンセンサスに達することができなかつた場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。
- 4 科学委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) 委員会に調査計画（科学の専門家又は適当な場合には他の機関若しくは個人が取り扱う特定の問題及び項目を含む。）を勧告すること並びに必要なデータを特定し、及びそのための活動を調整すること。
- (b) 条約水域における漁業資源の状況に関する科学的な評価を定期的に計画し、実施し、及び検討すること、当該漁業資源の保存及び管理のために必要な措置を特定すること並びに委員会に助言を与え、及び勧告を行うこと。
- (c) 関連情報を収集し、分析し、及び発布すること。
- (d) 漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に漁獲活動が及ぼす影響を評価すること。
- (e) ゼイ弱な海洋生態系を特定するための手続（特定するための関連する基準を含む。）を作成すること

並びに入手可能な最良の科学的情報に基づき、秘密の情報を保護する必要性を十分に考慮して、当該海洋生態系の存在が知られており、又は見込まれる水域又は地形を特定し、これに関連して底魚漁業の場所を特定すること。

(f) ゼイ弱な海洋生態系の指標となる種であつて当該種を対象とする漁獲が禁止されるものを追加的に特定し、委員会に通報すること。

(g) 底魚漁業の活動が特定の水域においてゼイ弱な海洋生態系又は海産生物の種に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを国際連合食糧農業機関の国際的な指針等の国際的な基準に基づいて決定するためには科学に基づく基準を定め、及びそのような影響を回避するための措置について勧告を行うこと。

(h) 評価、決定及び保存管理措置について検討し、並びにこの条約の目的を達成するために必要な勧告を行うこと。

(i) 委員会による採択のため、条約水域における漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種及び漁獲活動に関するデータの収集、検証、報告、保全、交換、利用及び配布についての規則及び基準を作成すること。

(j) 可能な範囲で、保存管理措置の代替案に関する分析であつて、それぞれの代替案が委員会により既に採択され、又は検討されている管理のための戦略の目的をどの程度達成することとなるかを予測するものを委員会に提供すること。

(k) その他の科学的な助言であつて科学委員会が適當と認めるもの又は委員会が必要とするものを委員会に提供すること。

5 科学委員会は、4(i)の規定に基づいて委員会が採択する規則及び基準並びに第二十一条の規定に従い、他の関連する科学機関又は科学に関する枠組みと相互に関心を有する事項について情報を交換することができる。

6 科学委員会は、条約水域を対象とする他の科学機関及び科学に関する枠組みの活動を重複して行わぬ。

第十一條 技術・遵守委員会

1 技術・遵守委員会の任務は、次のとおりとする。

(a) 委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告

を行うこと。

(b) 委員会が採択する監視、規制、監督及び取締りのための協力的措置の実施状況について検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

2 委員会は、技術・遵守委員会がその最初の会合を開催する時期を決定する。その後は、技術・遵守委員会は、委員会が別段の決定を行わない限り、少なくとも一年に一回、委員会の通常会合に先立つて会合する。

3 技術・遵守委員会は、コンセンサス方式によつて報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払つたにもかかわらずコンセンサスに達することができなかつた場合には、報告書には、多数意見及び少數意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

4 技術・遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、次のことを行う。

(a) 委員会が採択する条約水域における保存管理措置及び適当な場合には隣接する水域における補完的措置を委員会の構成国が実施する方法について、情報交換のための場を設けること。

(b) 取締り（取締りにおける努力、戦略及び計画を含む。）についての情報交換のための場を設けること。

(c) この条約の規定及びこの条約に基づいて採択された措置に対する違反を監視し、調査し、及び処罰するためには委員会の構成国がとつた措置について、当該構成国から報告を受けること。

(d) 保存管理措置の遵守の程度に関する調査結果又は結論について委員会に報告すること。

(e) 監視、規制、監督及び取締りに関する事項について委員会に勧告すること。

(f) 監視、規制及び監督を目的とするデータその他の情報の利用を規律する規則及び手続を作成すること。

(g) 委員会が付託するその他の事項について検討し、又は調査すること。

5 技術・遵守委員会は、委員会が隨時採択する手続及び指針に従つてその任務を遂行する。

第十二条 予算

1 委員会の構成国は、委員会及び補助機関の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

2 委員会は、各通常会合において、コンセンサス方式により、その後の二年分の各年について年次予算を

採択する。事務局長は、年次予算案が審議される委員会の通常会合の六十日前までに、分担金の額の表とともに当該年次予算案を構成国に送付する。委員会がいずれかの年の年次予算の採択についてコンセンサスに達することができない場合には、その年の予算は、前年の委員会の予算と同一のものとする。

3 予算は、委員会がコンセンサス方式によって採択する算定方式により、委員会の構成国の中で分担する。委員会の構成国は、いずれかの会計年度中に構成国となつたときは、構成国となつた日から当該会計年度の末日までの期間における残余の完全な月数に比例する額の分担金を支払う。

4 事務局長は、委員会の構成国に分担金の額を通報する。分担金は、その通報が行われた日の後四箇月以内に、委員会の事務局が所在する国の通貨で支払う。期限を遵守することができない委員会の構成国は、委員会にその理由を説明する。

5 二年連続して分担金の全額を支払っていない委員会の構成国は、委員会に対する財政的義務を履行するまで、委員会による決定に参加する権利を有しないものとし、委員会が行ういかなる決定にも異議を申し立てることができない。

6 委員会の会計は、委員会の選任する外部の会計検査の専門家が、毎年、検査する。

第十三条 旗国の義務

1 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船について次のことを確保するために必要な措置をとる。
(a) 条約水域において操業する当該漁船がこの条約及びこれに基づいて採択される措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。

(b) 条約水域に隣接する他の管轄の下にある水域において許可なく漁獲活動を行わないこと。

2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自國の一又は二以上の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が条約水域において漁獲活動に使用されることを認めない。締約国は、この条約、千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定に基づく自國の旗を掲げる権利を有する船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲活動のために使用することを許可する。

3 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する漁船による漁獲活動であつて、この条約の規定、この条約に基づいて採択される措置及び2に規定する許可に違反するものが自國の法的枠組みの下で違反を構成することを確保する。

4 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する漁船であつて条約水域における漁獲活動に従事するものに対し、次のことを要求する。

(a) 条約水域にある間、第七条2(e)の規定に従つて作成する手続に従い、リアルタイム衛星船位測定送信機を使用すること。

(b) 第七条2(f)の規定に従つて作成する手続に従い、条約水域への入域及び条約水域からの出域の意思を委員会に通報すること。

(c) 第七条2(a)の規定に従い転載の規制及び監視のための手続が委員会によって採択されるまでの間、条約水域内で採捕された漁業資源及び該漁業資源の製品の全ての転載の位置を委員会に通報すること。

5 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する船舶が次に掲げる目及び種を対象とする漁獲に従事することを禁止する。

ウミトサカ目、ツノサンゴ目、ヤギ目及びイシサンゴ目並びにぜい弱な海洋生態系の指標となる他の種であつて科学委員会が隨時特定し、委員会が採択するもの

6 締約国は、第七条2(b)の規定に従つて作成するオブザーバー計画に従い、条約水域において操業する自國の旗を掲げる権利を有する漁船上にオブザーバーを配置する。条約水域において底魚漁業に従事する漁船は、その百パーセントがオブザーバー計画の対象となる。条約水域において他の種類の漁獲活動に従事する漁船については、委員会が決定する水準の範囲内でオブザーバーの配置の対象となる。

7 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する漁船が、第七条2(c)の規定に従つて委員会が採択する条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に従い、正當に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。正當に権限を与えられた検査官は、当該手続に従う。

8 この条約の効果的な実施のため、締約国は、次のことを行う。

(a) 委員会が採択する情報に関する要件、規則、基準及び手続に従い、自國の旗を掲げる権利を有し、かつ、条約水域において漁獲活動に使用することを許可された漁船を記載する漁船記録を保持すること。

(b) この8の規定により保持することが義務付けられる漁船記録に記載する各漁船について、委員会が定める手続に従い、委員会が決定する情報を毎年委員会に提供するとともに、そのような情報に何らかの修正を行う場合には、当該修正を速やかに委員会に通報すること。

(c) 第十六条の規定により要求される年次報告の一部として、前歴年において漁獲活動を行つた漁船記録

に記載する漁船の名称を委員会に提供すること。

9 締約国は、また、次の情報を速やかに委員会に通報する。

- (a) 漁船記録への追加
- (b) 漁船記録からの削除及びこれが次に掲げるいずれの理由によるものであるかの特定
 - (i) 漁獲を行うことの許可についての漁船の所有者又は操業者による任意の放棄
 - (ii) 2の規定に基づいて漁船に与えられた漁獲を行うことの許可を取り消し、又はその更新を行わないこと。
 - (iii) 漁船が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実
 - (iv) 漁船の解撤、操業の中止又は喪失
 - (v) その他の理由（通報に当該理由の具体的な説明を含める。）

10 委員会は、8及び9の規定に従つて提供された情報に基づき、漁船についての独自の記録を保持する。

11 委員会は、締約国の国内慣行に従つて個人情報の秘密を保護する必要性を十分に考慮して合意される方法により、当該記録を一般に入手可能なものとする。委員会は、更に、要請に応じ、委員会の記録に記載される船舶についての情報であつて他の方法により一般に入手可能とならないものを締約国に提供する。

12 自国の旗を掲げる権利を有する漁船が条約水域において漁獲を行つたいすれかの年について第十六条3の規定により要求されるデータ及び情報を提出しない締約国は、当該データ及び情報を提供するまで関連する漁業に参加してはならない。委員会が採択する手続規則は、この11の規定の実施についての追加的な指針を定める。

第十四条 寄港国の義務

1 締約国は、国際法に従い、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。

2 締約国は、次のことを行う。

- (a) 条約水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に關し、委員会が採択する寄港国措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。）を実施すること。
- (b) 漁船が当該締約国の港に任意に寄港し、かつ、当該漁船の旗国がこの条約及び委員会が採択する保存

管理制度の遵守を確保するため当該締約国に對して援助の提供を要請する場合には、合理的に実行可能な限り、当該締約国の国内法及び国際法に従い、当該旗国に援助を提供すること。

3 締約国は、自国の港を使用する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理制度に違反したと認める場合には、関係する旗国、委員会、他の関係国及び適当な国際機関にその旨を通報する。当該締約国は、当該旗国及び適当な場合には委員会に對し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。

4 この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使すること（自國の領域内の港への入港を拒否する権利及びこの条約に基づいて委員会が採択する寄港国の措置よりも厳しい寄港国の措置をとる権利を含む。）に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十五条 漁業主体の義務

第十三条並びに前条2及び3の規定は、附属書に従い確たる約束を表明した漁業主体について適用する。

第十六条 データの収集、編集及び交換

1 委員会は、千九百九十五年協定附属書I並びに第十条及び第十二条の関連する規定を十分に考慮し、特に次の事項について、基準、規則及び手続を作成する。

- (a) 委員会の構成国による全ての関連するデータの収集、検証及び委員会への適時の報告
- (b) 最良の科学上の助言の提供を可能とすることを確保するため、効果的な資源評価を容易にするための正確かつ完全なデータを委員会が編集し、及び管理すること。
- (c) 委員会の構成国間で並びに他の地域的な漁業管理のための機関及び枠組みその他関係する機関との間で、適當な場合には配布のため情報を集中させ、單一の様式に統合することを目的として、データ（IHO漁業に従事する船舶に関するデータ及び適當な場合にはそのような船舶の実質的な所有に関するデータを含む。）を交換すること。
- (d) 地域的な漁業管理のための機関及び枠組みの間における資料の作成及びデータの共有の調整（船舶の登録及び該当する場合には市場に関連する措置に関するデータの交換のための手続を含む。）の円滑化
- (e) 委員会の構成国によるデータの収集及び交換に係る要件の遵守について定期的な監査を行い、そのような監査において特定される違反に対処すること。

- 2 委員会は、条約水域において操業する漁船の数、この条約の下で管理される漁業資源の状況、漁業資源

に係る評価、条約水域における調査計画並びに地域的及び世界的な機関との間の協力の取組について、データを一般に入手可能なものとする」とすることを確保する。

- 3 委員会は、委員会の構成国が提出する年次報告の様式を定める。委員会の構成国は、委員会に対し、当該様式に従い年次報告を遅滞なく提出する。年次報告には、委員会の構成国が採択する保存管理措置並びに監視、規制、監督及び取締りの手続をどのように実施したかについての説明（次条の規定に従って当該構成国がとった措置の結果を含む。）並びに委員会が決定する追加的な項目に関する情報を含める。
- 4 委員会は、適当な場合には秘密を保持しつゝ、委員会の構成国の国内慣行を十分に考慮して、データ（リアルタイム衛星船位測定送信機を通じて報告されるデータを含む。）の保全、利用及び配布を確保するための規則を定める。

第十七条 遵守及び取締り

- 1 委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会による関連する決定を実施する。
- 2 委員会の構成国は、自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査する。
- 3 委員会の構成国が掲げる権利を有する漁船によるこの条約の規定又はこの条約に基づいて採択された措置に対する違反の容疑に關して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、
- (a) 当該違反の容疑について速やかに通報される。
- (b) 自国の法令に従い、適當な措置（手續を遅滞なく開始し、及び、適當な場合には、当該漁船を抑留することを含む。）をとる。
- 4 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を犯したことが自国の法律によって確定した場合には、当該漁船に対して操業を停止するよう命じ、及び、適當な場合には、条約水域から直ちに離れるよう命ずる。当該構成国は、当該漁船が当該違反について自国によつて課された全ての制裁に従うまでの間、漁業資源について条約水域における漁獲活動に従事しないことを確保する。
- 5 この条の規定の適用上、重大な違反とは、千九百九十五年協定第二十一條11(a)から(h)までに規定する違反その他委員会が決定する違反をいう。
- 6 この条約が効力を生じてから三年以内に委員会が条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に合意することができない場合には、千九百九十五年協定第二十一條及び第二十二条の規定をこの条約の一部であるとみなして適用する。条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査並びにその後の取締措置は、これらの条に定める手続及び委員会が決定する追加的な実際的手続に従つてとられる。
- 7 旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、委員会の構成国は、自国の法律に従い、次のことを行う。
- (a) 最大限度可能な範囲で、自国民及び自国民が所有し、運航し、又は管理する漁船によるこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、及び協力すること。
- (b) 自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、運航し、若しくは管理する漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について速やかに調査すること。
- 8 全ての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。委員会の構成国が関連する国内法令に定める制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によつて生ずる利益を没収するものとする。
- 9 2から4まで又は7の規定に基づいて実施する調査の進展に關する報告（違反の容疑に關してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請の後二箇月以内に、要請を行つた委員会の構成国及び委員会に提供される。調査の結果に關する報告は、調査が終了した時に、要請を行つた委員会の構成国及び委員会に対しても提供される。
- 10 この条の規定は、次の権利を害するものではない。
- (a) 委員会の構成国が漁業に關する国内法令に基づく権利
- (b) この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に抵触しない関連する二国間又は多数国間の協定に定める遵守及び取締りに關する規定についての締約国の権利

第十八条 透明性

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。この条約の実施に関連する事項に關心を有する政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーとして、又は委員会の構成国が適當と認め、かつ、委員会が採択する手続規則に定める他の資格で、委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。当該手続規則は、当該会合への参加に関して不當に制限的であつてはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、委員会が採択する規則及び手続に従い、適當な情報を適時に入手することができる。委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、保存管理措置その他委員会又は補助機関が決定する措置又は事項は、一般に入手可能なものとする。

第十九条 紛争の解決

千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、締約国（千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない。）間の紛争について準用する。

第二十条 非締約国との協力

1 委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船の条約水域における活動に関する情報交換する。

2 委員会は、この条約の目的の達成に影響を及ぼすと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

3 委員会は、2に規定する非締約国に対して、締約国となることにより、又は委員会が採択する保存管理

措置の適用に同意することにより、委員会と十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、委員会が定める条件に従い、特に、関連する漁業資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録並びに委員会に対する財政上の貢献に応じて、漁業への参加による利益を享受することができる。

4 委員会の構成国は、この条約の非締約国の旗を掲げる権利を有する漁船が委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑制するため、この条約、千九百八十二年条約、千九百九十五年協定その他の関連する国際法に適合する措置をとる。

5 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの条約の遵守を回避する目的でこの条約の非締約国に登録を移転することを防止するため、自国の法律に従つて適當な措置をとる。

第二十一条 他の機関又は枠組みとの協力

1 委員会は、適當な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び関係する地域的な

機関又は枠組み（特に、条約水域付近の海域又は条約水域に隣接する海域における漁業について責任を有する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み）と相互の関心事項について協力する。

2 委員会は、条約水域に隣接する水域について又はこの条約の対象とならない漁業資源、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種若しくは漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種について権限を有する地域的な漁業管理のための機関及び枠組み並びに他の関係する政府間機関であつて、この条約の目的に適合し、かつ、これを助長する目的を有するものによって採択される保存管理措置又は勧告を考慮する。

3 委員会は、その作業に貢献することができ、かつ、生物資源及びその生態系の長期的な保存及び持続可能な利用の確保について権限を有する政府間機関との作業上の協力関係を発展させるよう努めるものとし、この目的のために協定を締結することができる。委員会は、これらの政府間機関に対し、委員会又はその補助機関の会合にオブザーバーを送るよう招請することができる。委員会は、適當な場合には、これらの政府間機関の会合に参加することを求めることができる。

4 委員会は、この条約の目的の達成のために既存の制度を可能な最大限度まで利用するため、他の地域的な漁業管理のための機関又は枠組みと協議し、及び協力するための適當な取決めを締結するよう努める。この点に関し、委員会は、条約水域において取締りの活動を行ふこれらの機関及び枠組みと当該活動に関する協力関係を確立するよう努める。

第二十二条 検討

1 委員会は、この条約の目的を達成するため、委員会が採択する保存管理措置の実効性及びその遵守の定期的な検討のための仕組みを設ける。この検討には、この条約の規定の実効性の検討を含めることができる。

2 委員会は、次の条件を満たすに規定する検討の付託事項及び方法を決定する。

(a) 実施状況の検討に関する他の地域的な漁業管理のための機関における慣行を考慮に入れたものであること。

(b) 適当な場合には、補助機関の貢献を含むこと。

(c) 能力を認められた一又は二以上の者であつて委員会の構成国から独立したものの参加を含むこと。

3 委員会は、1に規定する検討の結果行われる勧告を考慮し、及び、適當な場合には、措置（保存管理措置及びその実施のための制度の適当な修正を含む。）をとる。当該検討の結果行われるこの条約の改正の

提案は、第二十九条の規定に従つて取り扱う。

- 4 1に規定する検討の結果及び委員会によるその後の評価は、委員会に提出した後できる限り速やかに一般に入手可能なものとする。

第二十三条 署名、批准、受諾及び承認

- 1 この条約は、一千九百二十二年四月一日から十二箇月の間、ソウルにおいて、北太平洋における公海漁業の管理に関する多数国間会合に参加した国による署名のために開放しておく。

- 2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府である大韓民国政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての批准書、受諾書及び承認書の寄託を通報するものとし、一千九百六十九年の条約法に関するウイーン条約及び国際慣習法に基づく他の任務を遂行する。

第二十四条 加入

- 1 この条約は、前条1に規定する国による加入のために開放しておく。

- 2 この条約が効力を生じた後、締約国は、コンセンサス方式により、次のものに対し、この条約に加入するよう招請することができる。

- (a) 他の国又は地域的な経済統合のための機関であつて、その漁船が条約水域において漁業資源に係る漁獲活動を行うことを希望するもの

(b) 条約水域の他の沿岸国

- 3 2に規定する招請に関してコンセンサスに参加しない締約国は、委員会に対し、書面によりコンセンサスに参加しない理由を提出する。

- 4 加入書は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての加入について通報する。

第二十五条 効力発生

- 1 この条約は、四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託政府が受領した日から百八十日で効力を生ずる。

- 2 この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効

力発生の日又はこれらの文書の寄託日の後三十日を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

- 3 この条約の効力発生の日の後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、この条約は、これらの文書の寄託日の後三十日で効力を生ずる。

第二十六条 留保及び適用除外

この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

第二十七条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、特にその法令をこの条約の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行つた国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第二十八条 他の協定との関係

- 1 この条約は、この条約と両立する他の協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

- 2 この条約のいかなる規定も、一千九百八十二年条約又は一千九百九十五年協定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、一千九百八十二年条約及び一千九百九十五年協定の範囲内で、かつ、これらと適合するように解釈し、及び適用する。

第二十九条 改正

- 1 この条約の改正案は、その審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により委員会の議長に送付されるものとし、委員会の議長は、これを委員会の全ての構成国に速やかに送付する。この条約の改正案は、委員会の構成国の過半数が当該改正案の討議のため特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の通常会合において審議される。特別会合は、九十日前までに通報することによつて開催することができる。
- 2 委員会におけるこの条約の改正の採択は、締約国がコンセンサス方式により行う。寄託政府は、採択された改正を全ての締約国に送付する。

3 改正は、寄託政府が全ての締約国から書面による承認の通告を受領した旨の通知に明記する送付の日の

後百二十日で全ての締約国について効力を生ずる。

4 2の規定に従つて改正が採択された後にこの条約の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該改正を承認したものとみなす。

第三十条 附属書

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

第三十一条 脱退

1 締約国は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に通告を行つことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告の写しを他の締約国に送付する。

2 1に規定する通告が行われた場合には、他の締約国は、1の規定に従つて行われた脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十一年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

附属書 漁業主体

1 漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を既に行つてゐる場合又は当該漁獲を行う意図を有する場合に、は、この条約が効力を生じた後、寄託政府に對し書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を表明することができるとする。この約束は、当該書面の受領の日から二十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に書面による通告を行うことにより、その年の十二月三十一日に当該約束を撤回することができる。

2 1に規定する漁業主体は、寄託政府に対し書面を送付することにより、第二十九条3の規定によつて改正される条約に定める条件に従う旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、同条3の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいづれか遅い日に効力を生ずる。

3 この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を1の規定に従つて表明した漁業主体は、委員会の構成国が負う義務を遵守しなければならず、また、この条約の規定に従い、委員会の活動（意思決定を含む。）に参加することができる。この条約の適用上、「委員会」又は「委員会の構成国」というときは、当該漁業主体を含む。

4 この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従つて表明した漁業主体が関係する紛争を友好的な方法によつて解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

5 漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のものとする。

審査報告書

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月十八日

外交防衛委員長 加藤 敏幸

参議院議長 平田 健二殿

要領書

官報 (号外)

用のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置

ら有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

前文

締約国は、
食料及び農業のための植物遺伝資源が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の問題が特有の解決策を必要とするこことを確信し、

食料及び農業のための植物遺伝資源が全ての国の共通の関心事であることを認識し、
全ての国が自国外に起原を有する食料及び農業のための植物遺伝資源に極めて大きく依存しているとい
う点で、食料及び農業のための植物遺伝資源が全ての国の共通の関心事であることを認識し、
食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成が、世界の食
糧安全保障に関するローマ宣言及び世界食糧サミットの行動計画の目標の達成並びに現在及び将来の世代の
ための持続可能な農業開発のために不可欠であること、並びにこれらの任務を遂行するための開発途上国及
び移行経済国のが早急に強化されることが必要であることを確認し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画がこれらの保全及び
持続可能な利用のための国際的に合意された枠組みであることに留意し、
さらに、食料及び農業のための植物遺伝資源が、作物の遺伝的な改良（農業者による選抜、古典的な植物
の育種又は現代のバイオテクノロジーのいずれによるものであるかを問わない。）に不可欠な原材料であ
り、並びに予見することができない環境の変化及び将来の人類のニーズに適応するために不可欠であること
を確認し、

その取得を容易にし、及びその利用から生ずる
利益を公正かつ衡平に配分するための多国間
の制度の設立等について定めるものである。我
が国がこの条約を締結することは、我が国の作
物育種の推進に資するとともに、食料及び農業
のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利

用のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
際条約の締結について承認を求めるの件

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

右

国会に提出する。

件

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
際条約の締結について承認を求めるの件

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第
三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め
る。

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国
際条約の締結について承認を求めるの件

この条約とこの条約に関連する他の国際協定とが持続可能な農業及び食糧安全保障のために相互に補完的であるべきであることを認識し、

この条約のいかなる規定も、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に変更を加えることを意味するものと解してはならないことを確認し、

このことは、この条約と他の国際協定との間に序列を設けることを意図するものではないことを理解し、

食料及び農業のための植物遺伝資源の管理に関する問題が農業、環境及び商業の交錯する局面で生じていることを認識し、並びにこれらの分野の間に相乗作用があるべきであることを確信し、

世界における食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性を保全するために過去及び将来の世代に対して締約国が有する責任を認識し、

各國が、自國の食料及び農業のための植物遺伝資源に対する主権的権利を行使するに際し、交渉によって選択された食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にし、並びにその利用から生ずる利益を公正かつ平衡に配分するための効果的な多數国間の制度を創設することにより、相互に利益を得ることができることを認識し、

国際連合食糧農業機関憲章第十四条の規定に従い国際連合食糧農業機関の枠組みの下で国際協定を締結することを希望して、

次とのおり協定した。

第一部 序

第一条 目的

1.1 この条約は、持続可能な農業及び食糧安全保障のため、生物の多様性に関する条約と調和する方法による食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。

1.2 1.に定める目的は、この条約を国際連合食糧農業機関及び生物の多様性に関する条約と密接に関係付けることにより達成される。

第二条 用語

この条約の適用上、次の用語は、次に定める意味を有する。これらの用語の定義は、商品の貿易を対象とすることを意図するものではない。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいい、栽培植物種については、存続可能な種の個体群を当該栽培植物種が特有の性質を得た環境において維持し、及び回復することをいう。

「生息域外保全」とは、食料及び農業のための植物遺伝資源を自然の生息地の外において保全することをいう。

「食料及び農業のための植物遺伝資源」とは、植物に由来する遺伝素材であつて食料及び農業のための現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。

「遺伝素材」とは、植物に由来する素材であつて遺伝の機能的な単位を有するもの（生殖能力を有する素材及び栄養繁殖性の素材を含む。）をいう。

「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の1の分類群に属する植物の集合であつて、他と異なる特徴その他の遺伝的な特性の再現性によって特定されるものをいう。

「生息域外保持収集物」とは、収集され、自然の生息地の外において保持されている食料及び農業のための植物遺伝資源をいう。

「原産の中心」とは、植物種（栽培種であるか野生種であるかを問わない。）がその特有の性質を最初に得た地理的区域をいう。

「作物の多様性の中心」とは、生息域内状況において作物種に関する高い水準の遺伝的な多様性を有している地理的区域をいう。

第三条 適用範囲

この条約は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関するものとする。

第二部 一般規定

第四条 一般的義務

締約国は、自國の法令及び手続をこの条約に定める義務に適合したものとすることを確保する。

第五条 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価及び資料の作成

5.1 締約国は、国内法令に従い、かつ、適当な場合には他の締約国と協力しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源の探査、保全及び持続可能な利用のための総合的な取組を促進するものとし、適当な場合に

は、特に次のことを行う。

- (a) 現存する個体群における変異の状態及び程度を考慮しつつ、食料及び農業のための植物遺伝資源（利用の可能性のあるものを含む。）を調査し、その目録を作成すること、並びに実行可能な場合には当該食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を評価すること。
- (b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の収集並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源であつて脅威にさらされており、又は利用の可能性のあるものに関連する情報の収集を促進すること。

- (c) 適当な場合には、農業者及び地域社会が自らの食料及び農業のための植物遺伝資源を農用地において管理し、及び保全すること。
- (d) 特に原住民の社会及び地域社会の努力を支援することにより、野生の作物近縁種及び食料生産に代わる野生植物の生息域内保全（保護地域内における保全を含む。）を促進すること。

- (e) 適切な資料の作成、特徴の把握、再生及び評価の必要性に妥当な注意を払い、生息域外保全の効率的で持続可能な制度の開発を促進するために協力し、このため、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を改善することを目的として、適当な技術の開発及び移転を促進すること。
- (f) 収集された食料及び農業のための植物遺伝資源の生存力、変異の程度及び当初の遺伝的状態が維持されるよう監視すること。

- 5.2 締約国は、適当な場合には、食料及び農業のための植物遺伝資源に対する脅威を最小にし、又は可能な場合には除去するための措置をとる。

第六条 植物遺伝資源の持続可能な利用

- 6.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な政策上及び法律上の措置を定め、及び維持する。

- (a) 農業に係る生物の多様性及び他の天然資源の持続可能な利用を強化する多様な農業の方法の開発及び維持を状況に応じて促進する公正な農業政策を追求すること。
- (b) 農業者（特に、独自の品種を生み出し、及び利用する農業者並びに土壤の生産力の維持並びに病害、雑草及び害虫への対処において生態学上の原理を応用する農業者）の利益のため、種内及び種間の変異を最大にすることにより生物の多様性を高め、及び保全する研究を強化すること。

第七条 国の約束及び国際協力

- 7.1 締約国は、適当な場合には、前二条に規定する活動を自国の農業及び農村の開発に関する政策及びプログラムに統合し、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用において、直接的に又は国際連合食糧農業機関その他関連する国際機関を通じて他の締約国と協力する。

第七条 國の約束及び国際協力

- 7.2 國際協力は、特に次のことを目的とする。
 - (a) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する開発途上国及び移行経済国的能力を確立し、又は強化すること。
 - (b) 保全、評価、資料の作成、遺伝資源の拡充、植物の育種及び種子の増殖を促進するための国際的な活動を強化すること、並びに第四部の規定に従い、食料及び農業のための植物遺伝資源並びに適当な情報及び技術を共有し、これらの取得の機会を提供し、並びにこれらを交換すること。
 - (c) 第五部に規定する制度的な措置を維持し、及び強化すること。
 - (d) 第十八条に規定する資金供与の戦略を実施すること。

第八条 技術援助

官 報 (号 外)

締約国は、この条約の実施を円滑にすることを目的として、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の締約国（特に、開発途上締約国又は移行経済締約国）への技術援助の提供を促進することに合意する。

第三部 農業者の権利

第九条 農業者の権利

9.1 締約国は、地域社会及び原住民の社会並びに世界の全ての地域の農業者（特に、起原の中心にいる農業者及び作物の多様性の中心にいる農業者）が世界各地における食料生産及び農業生産の基礎となる植物遺伝資源の保全及び開発のために極めて大きな貢献を行ってきており、及び引き続き行うことを認識する。

9.2 締約国は、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意する。締約国は、そのニーズ及び優先順位に応じ、適当な場合には、国内法令に従い、農業者の権利を保護し、及び促進するための措置をとるべきである。当該措置には、次の事項に関する措置を含む。

(a) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する伝統的な知識の保護

(b) 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に衡平に参加する権利

(c) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項についての国内における意思決定に参加する権利

9.3 この条のいかなる規定も、農場で保存されている種子又は繁殖性の素材を国内法令に従つて適当な場合に保有し、利用し、交換し、及び販売する権利を農業者が有する場合には、その権利を制限するものと解してはならない。

第四部 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度

第十一条 取得の機会の提供及び利益の配分に関する多数国間の制度

10.1 締約国は、他国との関係において、國家がその食料及び農業のための植物遺伝資源に対して有する主権的権利（食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会について定める権限がその存する国の政府に属し、その国の国内法令に従うことを含む。）を認める。

10.2 締約国は、自國の主権的権利を使用するに当たり、食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること並びにその利用から生ずる利益を公正かつ平衡に配分することの双方を相互補完的に、

かつ、相乗効果をもたらす方法で行うため、効率的で効果的な、かつ、透明性のある多数国間の制度を設

立することに合意する。

第十二条 多数国間の制度の対象範囲

11.1 第一条に定める食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という目的を推進するため、多数国間の制度は、食糧安全保障及び相互依存関係の基準に従つて作成される附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とする。

11.2 11.1に規定する多数国間の制度には、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であつて、締約国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなつてゐるもの全てを含める。締約国は、同制度にその対象が最大限に可能な範囲で含まれることを達成するため、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有する他の全ての者に対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めるよう要請する。

11.3 締約国は、自国の管轄の下にある自然人及び法人であつて、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源を保有するものに対し、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることを奨励するための適当な措置をとることに合意する。

11.4 理事会は、この条約の効力発生から二年以内に、11.3に規定する食料及び農業のための植物遺伝資源を多数国間の制度に含めることについての進捗状況を評価する。理事会は、その評価の後、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を同制度に含めていない11.3に規定する自然人及び法人が食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを引き続き容易にするか、又は当該自然人及び法人に対し適当と認める他の措置をとるかを決定する。

11.5 多数国間の制度には、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であつて、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターが生息域外保持収集物として保有するものを15.(a)に定めるところにより、他の国際的な組織が保有するものを15.(b)の規定に従い、含めるものとする。

12.1 締約国は、前条に規定する多数国間の制度の下における食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会の提供がこの条約の規定に従つて行われることに合意する。

12.2 締約国は、他の締約国に対し多数国間の制度を通じて12.1に規定する容易にされた取得の機会の提供を行

官報(号外)

- うために必要な法律上その他の適当な措置をとることに合意する。このような取得の機会の提供は、^{11.4}の規定に従うことを条件として、締約国の管轄の下にある法人及び自然人に対しても行われる。
- 12.3 12.2に規定する取得の機会の提供は、次の条件に従つて行われる。
- (a) 取得の機会が、食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のための利用及び保全の目的のためにのみ提供される。ただし、取得の目的に化学、医薬その他の食料及び飼料以外の分野の産業上の利用が含まれることを条件とする。複数の用途（食料及び食料以外の用途の双方を含む。）に供される作物については、その食糧安全保障上の重要性が、当該作物を多数国間の制度に含め、その容易にされた取得の機会を提供するための決定要因であるべきである。
- (b) 取得の機会が、迅速に、個々の収集物の追跡を必要とすることなく、かつ、無償で（有償の場合には、最小限の経費の額を超えない手数料で）提供される。
- (c) 提供される食料及び農業のための植物遺伝資源とともに、全ての利用可能な識別のための情報が利用に供されること、並びに当該食料及び農業のための植物遺伝資源についての説明を内容とする他の利用可能な関連情報であつて秘密でないものが適用のある法令に従つて利用に供されること。
- (d) 受領者が、食料及び農業のための植物遺伝資源又はその遺伝的な部分若しくは構成要素であつて、多數国間の制度から受領した形態のものについて、容易にされた取得の機会の提供の妨げとなるいかなる権利も主張しないこと。
- (e) 開発中の食料及び農業のための植物遺伝資源（農業者が開発している素材を含む。）の取得の機会の提供については、その開発の期間中は、開発者の裁量によること。
- (f) 知的財産権その他の財産権によって保護された食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会の提
供については、関連する国際協定及び国内法令に従つて行われること。
- (g) 多數国間の制度の下で取得され、保全される食料及び農業のための植物遺伝資源が、その受領者により引き継ぎこの条約に従つて同制度における利用に供されること。
- (h) この条の他の規定の適用を妨げることなく、生息域内状況にある食料及び農業のための植物遺伝資源の取得の機会については、国内法令又は国内法令が存在しない場合には理事会が設定する基準に従つて行われることに締約国が合意していること。
- 12.4 12.2及び12.3の規定に基づく容易にされた取得の機会の提供は、定型の素材移転契約に基づいて行われる。
- 12.3 12.2(a)、(d)及び(g)の規定、^{12.3}(a)、(d)(ii)に定める利益の配分に関する規定その他この条約の関連規定、並びに食料及び農業のための植物遺伝資源の受領者が当該食料及び農業のための植物遺伝資源の他の者又は団体への移転及びその後のあらゆる移転について当該型の素材移転契約の条件が適用されることを要求する旨の規定を含む。
- 12.5 締約国は、定型の素材移転契約の下で生ずる義務が専らその当事者に課されることを認識しつゝ、当該定型の素材移転契約の下で契約上の紛争が生ずる場合には、自國の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従つて訴訟を提起することができることを確保する。
- 12.6 締約国は、災害による緊急事態において、農業の体制の再建に寄与するため、災害救助の調整者と協力しつゝ、多數国間の制度において適当な食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。
- 第十三条 多數国間の制度における利益の配分
- 13.1 締約国は、多數国間の制度に含まれる食料及び農業のための植物遺伝資源を取得することを容易にすること自身が同制度のもたらす主要な利益であることを認識するとともに、同制度から生ずる利益がこの条の規定に従い公正かつ平衡に配分されることに合意する。
- 13.2 締約国は、多數国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用（商業上の利用を含む。）から生ずる利益が、次の(a)から(d)までに定める情報の交換、技術の取得の機会の提供及び移転、能力の開発並びに商業化による利益の配分の仕組みにより公正かつ平衡に配分されることに合意する。これらの仕組みは、定期的に見直しが行われる世界行動計画における優先的な活動の分野を考慮するものとし、理事会の指針に従つて運営される。
- (a) 情報の交換
- 締約国は、多數国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源に関する、特に、カタログ及び目録、技術に関する情報並びに技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果（当該食料及び農業のための植物遺伝資源の特徴の把握、評価及び利用に関するものを含む。）を含む情報を利用に供することに合意する。当該情報は、秘密でない場合には、適用のある法令に従い、かつ、各国の能力に応じて利用に供される。当該情報は、第十七条に規定する世界的な情報システムを通じ、この条約の全ての締約国に供される。

(b)

技術の取得の機会の提供及び移転

- (i) 締約国は、多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の保全、特徴の把握、評価及び利用のための技術の取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにするることを約束する。締約国は、一部の技術が遺伝素材を通じてのみ移転され得ることを認識し、そのような技術及び同制度の下にある遺伝素材並びに改良された品種及び遺伝素材であつて同制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の利用を通じて開発されたものについて、前条の規定に従つて取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。これらの技術、改良された品種及び遺伝素材については、関連する財産権及び取得の機会の提供に関する法令を尊重しつつ、各国の能力に応じてその取得の機会を提供し、又はその取得の機会の提供をより円滑なものにする。
- (ii) 国（特に、開発途上国及び移行経済国）に対する技術の取得の機会の提供及び移転は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用に関する作物ごとの課題検討グループの設立及び維持並びに同グループへの参加、受領した素材に関する研究及び開発並びに商業的な合弁事業におけるあらゆる形態の連携、人的資源の開発、研究施設への効果的なアクセスその他の一連の措置を通じて実施される。
- (iii) 締約国である開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）に対する(i)及び(ii)に規定する技術（知的財産権によって保護されているものを含む。）、特に、保全において利用される技術及び開発途上国（特に、後発開発途上国及び移行経済国）の農業者のための技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（特に多数国間の制度の下での研究及び開発における連携を通じて相互に合意する場合には、緩和された、かつ、特恵的な条件を含む。）の下に、これらを行い、又はより円滑なものにする。当該取得の機会の提供及び移転については、知的財産権の十分かつ有効な保護を承認し、及びそのような保護と両立する条件で行う。
- (c) 締約国は、開発途上国及び移行経済国の一、二（これらの国が多数国間の制度の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源に関する計画及びプログラムを有している場合には、当該計画及びプログラムにおいて食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に与えられている優先順位により表明されているニーズ）を考慮し、次のことを優先させることに合意する。
- (i) 食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する科学的及び技術的な教育及

び訓練のためのプログラムを作成し、又は強化すること。

- (ii) 特に、開発途上国及び移行経済国において、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための施設を整備し、及び強化すること。
- (iii) 可能な場合には、開発途上国及び移行経済国において、これらの国の機関と協力しつつ科学的研究を実施すること、並びに当該機関が必要とされる分野における科学的研究のための能力を開発すること。

(d) 商業化による金銭的な利益その他の利益の配分

- (i) 締約国は、研究及び技術開発における連携及び協力（開発途上国及び移行経済国における民間部門との連携及び協力を含む。）を通じてこの条に規定する活動に民間部門及び公的部門を関与させる」とにより、多数国間の制度の下で商業上の利益の配分を達成するための措置をとることに合意する。
- (ii) 締約国は、^{13.3} 12に規定する定型の素材移転契約に、食料及び農業のための植物遺伝資源である產品であつて多数国間の制度を通じて取得した素材を組み入れたものの商業化から生ずる利益の平衡な配分としての支払をその商業化を行う受領者が³ 19(f)に規定する仕組みに対して行うことを要求する規定を含めることに合意する。ただし、当該產品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合は、この限りでなく、この場合においては、商業化を行う受領者は、当該支払を行うことを奨励される。
- 理事会は、その第一回会合において、商慣行に従い、当該支払の水準、形式及び方法を決定する。理事会は、当該產品を商業化する各種の受領者について異なる支払の水準を設定することを決定することができる。理事会は、また、開発途上国及び移行経済国における小規模農家に対し当該支払を免除する必要性について決定することができる。理事会は、利益の公正かつ衡平な配分を達成するために支払の水準を隨時見直すことができるものとし、この条約の効力発生から五年以内に、商業化された產品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合にも定型の素材移転契約に定める義務的な支払の規定を適用するか否かについて評価することができる。
- 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用から生ずる利益であつて多数国間の制度の下で配分されるものが、主として、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する全ての国（特に、開発途上国及び移行経済国）の農業者に対して、直接又は間接にもたらされるべきで

あることに合意する。

13.4 理事会は、その第一回会合において、開発途上国及び移行経済国（多数国間の制度の下にある食料及び農業のための植物遺伝資源の多様性に対する貢献が顕著であるか又は特別のニーズを有する移行経済国に限る。）における食料及び農業のための植物遺伝資源の保全のため、第十八条の規定により合意される資金供与の戦略の下で行われる具体的な援助に関連する政策及び基準を検討する。

13.5 締約国は、世界行動計画を十分に実施する能力（特に、開発途上国及び移行経済国）がこの条の規定及び第十八条に規定する資金供与の戦略の効果的な実施に大きく依存することを認める。

13.6 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源から利益を得ている食品加工業界が任意で利益の配分に寄与することにより多国間の制度に貢献するための戦略の実施方法を検討する。

第五部 補完的な要素

第十四条 世界行動計画

締約国は、定期的に見直しが行われる食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する世界行動計画が、この条約にとって重要であることを認識し、同計画の効果的な実施（特に、前条の規定を考慮しつつ、能力の開発、技術の移転及び情報の交換に関する一貫した枠組みを提供するための国内措置及び適切な場合には国際協力を通じた実施を含む。）を促進すべきである。

第十五条 国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターその他国際的な組織が保有する食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物

- 15.1 締約国は、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターに委託されている食料及び農業のための植物遺伝資源の生息域外保持収集物がこの条約にとって重要であることを認める。締約国は、国際農業研究センターに対し、次の条件に従つて当該生息域外保持収集物に関する理事会との取決めに署名するよう要請する。
- (a) 附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源であつて国際農業研究センターが保有するものが、第四部の規定に従つて利用に供されること。
 - (b) 附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であつて、国際農業研究センターが保有するもの（この条約の効力発生前に収集されたものに限る。）が、当該国際農業研究センターと国際連合食糧農業機関との間の取決めに基づいて現在用いられている

定型の素材移転契約の規定に従つて利用に供されること。この定型の素材移転契約は、国際農業研究センターと協議の上、理事会により、その第二回通常会合が終了する時までに、この条約の関連規定（特に、第十二条及び第十三条の規定）に適合するように、かつ、次の条件に従つて修正される。

- (i) 国際農業研究センターが、理事会が定める日程に従い、締結された定型の素材移転契約について理事会に対して定期的に通報すること。

(ii) 自国の領域内において食料及び農業のための植物遺伝資源が生息域内状況から収集された締約国が要求する場合には、当該締約国に対し、定型の素材移転契約を締結することなく当該食料及び農業のための植物遺伝資源の試料が提供されること。

(iii) 定型の素材移転契約に基づいて生ずる利益であつて19.3(f)に規定する仕組みに支払われるものが、特に、当該定型の素材移転契約の対象である食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用、とりわけ開発途上国及び移行経済国（特に、多様性の中心である開発途上国及び移行経済国並びに後発開発途上国）における国別の及び地域的なプログラムに基づく当該保全及び持続可能な利用のために用いられること。

(iv) 国際農業研究センターが自己的の能力に応じて定型の素材移転契約の条件の効果的な遵守を確保するために適切な措置をとり、及び不遵守の事案を理事会に速やかに通報すること。

(v) 国際農業研究センターがその保有する生息域外保持収集物であつてこの条約の規定の適用を受けるものに関する政策上の指針を定める理事会の権限を認めること。

(c) 国際農業研究センターがその保有する生息域外保持収集物であつてこの条約の規定の適用を受けるものに関する政策上の指針を定める理事会の権限を認めること。

(d) 当該生息域外保持収集物を保全する科学的及び技術的な施設が国際農業研究センターの権限の下に置かれること、並びに国際農業研究センターが国際的に受け入れられた基準（特に、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が認めるジーンバンクの基準）に従つて当該生息域外保持収集物を管理することを約束すること。

(e) 国際農業研究センターの要請に応じ、事務局長が適切な技術的な支援を提供するよう努めること。

(f) 事務局長がいつでも(d)に規定する施設にアクセスし、当該施設においてこの条の規定の対象となる素材の保全及び交換に直接関係して行われる全ての活動を検査する権利を有すること。

(g) 国際農業研究センターが保有する生息域外保持収集物の秩序ある維持が不可抗力その他の事態によつて妨げられ、又は脅威にさらさる場合には、事務局長が当該国際農業研究センターの所在国の承認を

得て可能な限り当該生息域外保持収集物の避難又は移転を支援すること。

15.2 締約国は、多数国間の制度の下で、国際農業研究協議グループに属する国際農業研究センターであつてこの条約の規定に従つて理事会との取決めに署名したものに対し、附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源の容易にされた取得の機会を提供することに合意する。当該国際農業研究センターは、事務局長が保有する一覧表に記載されるものとし、当該一覧表は、要請に基づき締約国に提供される。

15.3 附属書Iに掲げる食料及び農業のための植物遺伝資源以外の食料及び農業のための植物遺伝資源であつて、この条約の効力発生後に国際農業研究センターが受領し、かつ、保全するものについては、当該食料及び農業のための植物遺伝資源を受領する国際農業研究センターと当該食料及び農業のための植物遺伝資源の原産国又は生物の多様性に関する条約若しくは他の適用のある法令に従つて当該食料及び農業のための植物遺伝資源を獲得した国との間で相互に合意する条件に合致する条件で、取得の機会が提供される。

15.4 締約国は、理事会との取決めに署名した国際農業研究センターに対し、相互に合意する条件で、附属書Iに掲げられていない食料及び農業のための植物遺伝資源であつて当該国際農業研究センターのプログラム及び活動にとって重要であるものの取得の機会を提供することが奨励される。

15.5 理事会は、また、関係する他の国際的な組織との条に定める目的のための取決めを行うよう努める。

第十六条 植物遺伝資源に関する国際的なネットワーク

16.1 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークにおける既存の協力関係は、可能なもの限り全ての食料及び農業のための植物遺伝資源を対象とするため、既存の取決めに基づき、かつ、この条約の規定に適合するように奨励され、又は展開される。

16.2 締約国は、適当な場合には、全ての関係する機関（政府機関、民間の機関、非政府機関、研究機関、育種機関その他の機関を含む。）に対し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際的なネットワークに参加するよう奨励する。

第十七条 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する世界的な情報システム

17.1 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する科学上、技術上及び環境上の事項に関する情報の交換が食料及び農業のための植物遺伝資源に関する情報を全ての締約国の利用に供することにより利益の配分に貢献することを期待しつつ、当該情報の交換を促進する世界的な情報システムを既存の情報システムに基づいて開発し、及び強化することに協力する。当該世界的な情報システムの開発に当たっては、

生物の多様性に関する条約の情報の交換の仕組みとの協力を追求する。

17.2 食料及び農業のための植物遺伝資源の効率的な保持を費かす危険については、締約国による通報に基づき、素材の保護を目的として、早期の警告が行われるべきである。

17.3 締約国は、第十四条に規定する定期的に見直しが行われる世界行動計画の改定を容易にするため、国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会が行う世界の食料及び農業のための植物遺伝資源の状況の定期的な再評価において、同委員会と協力する。

第六部 資金に関する規定

第十八条 資金

18.1 締約国は、この条の規定に従い、この条約の実施のための資金供与の戦略を実施することを約束する。資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を実施するための資金の供与について利用可能性、透明性、効率性及び実効性を高めることを目的とする。

18.2 理事会は、優先的な活動、計画及びプログラム（特に、開発途上国及び移行経済国におけるもの）のための資金供与の戦略は、この条約に基づく活動を考慮しつつ、当該資金の供与のための目標を定期的に設定する。

18.3 18.2 の規定による資金供与の戦略に従い、

(a) 締約国は、関連する国際的な仕組み、基金及び組織の管理機関において、この条約に基づく計画及びプログラムの実施のための予見可能であり、かつ、合意される資金の効果的な配分に対して妥当な優先順位が与えられ、及び妥当な考慮が払われることを確保するため、必要かつ適当な措置をとる。

(b) 開発途上締約国及び移行経済締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、特に先進締約国によるこの条に規定する資金の効果的な配分に依存する。開発途上締約国及び移行経済締約国は、自国の計画及びプログラムにおいて、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する能力の開発に妥当な優先順位を与える。

(c) 先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じてこの条約の実施のための資金を供与するものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これを利用することができる。これらの経路には、19.3 (f)に規定する仕組みが含まれる。

(d) 締約国は、自国の能力及び資金に応じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な

利用のための国内の活動を実施し、並びに当該活動のために資金を配分することに合意する。配分された資金は、この条約に適合しない目的で、特に商品の国際取引に関する分野において使用してはならない。

(e) 締約国は、² 13.(d)の規定に基づいて生ずる金銭的な利益が資金供与の戦略の一部であることに合意する。

(f) 締約国は、民間部門、非政府機関その他の資金源より、任意の貢献が行われ得る。民間部門による任意の貢献については、第十三条の規定を考慮に入る。締約国は、理事会がこのような貢献を促進するための戦略の実施方法を検討することに合意する。

18.5 締約国は、食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し、及び持続可能な方法で利用する開発途上国(特に後発開発途上国)及び移行経済国の農業者のための合意された計画及びプログラムの実施に対して優先順位が与えられることに合意する。

第七部 制度に関する規定

第十九条 理事会

19.1 全ての締約国で構成するこの条約のための理事会を設置する。

19.2 理事会の全ての決定は、特定の措置に関する決定に至るための他の方法についてコンセンサス方式によつて合意に達しない限り、コンセンサス方式によって行う。ただし、第二十三条及び第二十四条の規定に関する決定については、常にコンセンサス方式によつて行うことが求められる。

19.3 理事会は、この条約の目的を考慮しつゝ、この条約の完全な実施を促進し、及び特に次の「」とを任務とする。

(a) 監視のため政策を指示し、及び政策上の指針を示し、並びにこの条約の実施(特に多数国間の制度の運用)のために必要とされる勧告を探査すること。

(b) この条約の実施のための計画及びプログラムを探査すること。

(c) 前条に規定するこの条約の実施のための資金供与の戦略を第一回会合において採択し、定期的に再検討すること。

(d) この条約の予算を探査すること。

(e) 必要な補助機関並びにその権限及び構成を検討し、必要な資金が利用可能であることを条件として当該機関を設置し、並びにその権限及び構成を定めること。

該補助機関を設置し、並びにその権限及び構成を定めること。

(f) 必要に応じ、この条約の実施のために資金を受領し、利用するための適当な仕組み(例えば信託勘定)を設けること。

(g) この条約が対象とする事項(資金供与の戦略への関与を含む。)に関する、他の関連する国際機関及び条約の機関(特に生物の多様性に関する条約の締約国会議を含む。)との協力関係を確立し、及び維持すること。

(h) 第二十三条の規定に従い、必要に応じてこの条約の改正を検討し、採択すること。

(i) 第二十四条の規定に従い、必要に応じてこの条約の附屬書の改正を検討し、採択すること。

(j) 特に、第十三条及び前条の規定に関する、任意の貢献を奨励するための戦略の実施方法を検討すること。

(k) この条約の目的を達成するために必要なその他の任務を遂行すること。

(l) 生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関の関連する決定に留意すること。

(m) 適当な場合には、生物の多様性に関する条約の締約国会議並びに他の関連する国際機関及び条約の機関に対し、この条約の実施に関する事項について情報を提供すること。

(n) 第十五条の規定に基づく国際農業研究センター及び他の国際的な組織との取決めの内容を承認し、並びに同条に規定する定型の素材移転契約を見直し、修正すること。

(o) 各締約国は、⁶ 19.6 の規定に従い、一の票を有するものとし、理事会の会合に一人の代表を出すことができる。この代表は、一人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。代表代理、専門家及び顧問は、理事会の審議に参加することができるが、代表に代わつて投票することが正当に認められる場合を除くほか、投票することはできない。

19.5 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、理事会の会合にオブザーバーとして出席することができる。食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関連する分野において認められたその他の団体又は機関(政府又は非政府のもののいずれであるかを問わない。)であつて、理事会の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局長に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを

官 報 (号 外)

- 認められる。オブザーバーの出席については、理事会が採択する手続規則に従う。
- 19.6 国際連合食糧農業機関の加盟機関及びその構成国であつて、この条約の締約国であるものは、国際連合食糧農業機関憲章及び国際連合食糧農業機関の一般規則を準用してこの条約の締約国としての権利を行使し、及び義務を履行する。**
- 19.7 理事会は、必要に応じ、その手続規則及び財政規則であつてこの条約に反しないものを採択し、及び改正する。**
- 19.8 理事会のいかなる会合においても、締約国の過半数の代表が出席していなければならない。**
- 19.9 理事会は、少なくとも一年に一回通常会合を開催する。通常会合は、可能な限り、食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の通常会合と連続して開催される。**
- 19.10 理事会の特別会合は、理事会が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請がある場合において締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。**
- 19.11 理事会は、その手続規則に従い、議長及び副議長（議長団）を選出する。**
- 第二十条 事務局長**
- 20.1 理事会の事務局長は、理事会の承認を得て、国際連合食糧農業機関の事務局長によつて任命される。理事会の事務局長は、必要な場合には、国際連合食糧農業機関の職員の補佐を受ける。**
- 20.2 事務局長は、次の任務を行う。**
- (a) 理事会及び補助機関が設置される場合には当該補助機関の会合を準備し、並びに当該会合の運営上の支援を行うこと。
- (b) 理事会がその任務を遂行することを支援すること（理事会がその決定により事務局長に委任する特定の任務を遂行することを含む。）。
- (c) 自己の活動について理事会に報告すること。
- 20.3 事務局長は、全ての締約国及び国際連合食糧農業機関の事務局長に対し、次のことを行つ。**
- (a) 理事会の決定について、その採択から六十日以内に通報すること。
- (b) この条約の規定に従つて締約国から受領した情報を通報すること。
- 20.4 事務局長は、理事会の会合のため、国際連合の六の言語で作成した文書を提供する。**
- 20.5 事務局長は、この条約の目的を達成するため、他の機関及び条約の機関（特に生物の多様性に関する条**
- 22.1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間で紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。**
- 22.2 紛争当事国は、交渉により合意に達することができなかつた場合には、第三者によるあつせん又は仲介を共同して求めることができる。**
- 22.3 いづれの締約国も、¹ ² 又は² の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認者しつゝはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができる。**
- (a) 附属書II第一部に規定する手続による仲裁
- (b) 国際司法裁判所への紛争の付託
- 22.4 紛争は、紛争当事国が³ ² の規定に従つて同一の紛争解決手段を受け入れてゐる場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附属書II第二部の規定により調停に付する。**
- 第二十三条 条約の改正**
- 23.1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。**
- 23.2 この条約の改正は、理事会の会合において採択する。改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局長が締約国に通報する。**
- 23.3 この条約の全ての改正は、理事会の会合に出席する締約国によるコンセンサス方式によつてのみ決定される。**
- 23.4 理事会が採択した改正は、締約国三分の一が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、又は承認した締約国間で効力を生ずる。その後は、当該改正は、他の**
- 約の事務局）と協力する。
- 第二十一条 遵守**
- 理事会は、その第一回会合において、この条約の規定を遵守することを促進し、及び不履行の事案に対処するための協力についての効果的な手続並びにそのための実用的な制度を検討し、及び承認する。これらの手続及び制度には、監視並びに特に開発途上国及び移行経済国に対する助言又は支援（必要とされる場合は、法律上の助言又は支援を含む。）の提供を含める。

締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日に、当該他の締約国について効力を生ずる。

第二十九条 国際連合食糧農業機関の加盟機関

この条の規定の適用上、国際連合食糧農業機関の加盟機関によって寄託される文書は、当該加盟機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十四条 附属書

この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

24.1 この条約の改正に関する前条の規定は、附属書の改正について準用する。

第二十五条 署名

この条約は、二千一年十一月三日から二千二年十一月四日まで、国際連合食糧農業機関において、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる署名のために開放しておく。

第二十六条 批准、受諾又は承認

この条約は、前条に規定する国際連合食糧農業機関の加盟国及び非加盟国により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託者に寄託する。

第二十七条 加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国際連合食糧農業機関の全ての加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

第二十八条 効力発生

この条約は、二十以上の国際連合食糧農業機関の加盟国により批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されていることを条件として、四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。ただし、29.2の規定に従うことを条件とする。

28.2 28.1 28.2に規定する四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国際連合食糧農業機関の加盟国及び当該加盟国でない国であつて国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であるものについては、この条約は、その批准書、受

諾書、承認書又は加入書の寄託の後九十日目の日に効力を生ずる。

第三十二条 脱退

32.1 いづれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後はいつでも、寄託者に対し、この条約から脱退する旨を書面で通告することができる。寄託者は、その旨を直ちに全ての締約国に通報する。

32.2 脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第三十三条 終了

33.1 この条約は、脱退の結果として締約国の数が四十未満となる場合には、残余の締約国が全会一致で別段の決定を行う場合を除くほか、その時に自動的に終了する。

33.2 寄託者は、締約国の数が四十になった場合には、全ての残余の締約国に通報する。

33.3 この条約を終了する場合には、資産の処分については、理事会が採択する財政規則により規律される。

官報(号外)

第三十四条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合食糧農業機関の事務局長とする。

第三十五条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書I 多数国間の制度の対象とされる作物の一覧表

| 食用作物 | 作物名 | 属名 | 備考 |
|-----------|-------------|---|--------------------------------|
| ばんのき(種なし) | ばんのき(種なし)のみ | | |
| アスパラガス | アスパラガス属 | アルトカルブス属 | |
| えん麦 | アウェナ属 | ベタ属 | |
| ピート | プラッシカ属等 | アルモラキア属、バルバレア属、カメリナ属、クランベ属、ディプロタクシス属、エルカ属、イサティス属、レビディウム属、ラファノプラッシカ属、ラフアヌス属、ロリンバ属及びシナビス属をいう。採油用種子作物及び野菜(例えば、キヤベツ、菜種、マスタード、クレス、ルツコフ、大根及びかぶ)を含む。ただし、レビディウム・メイエニー(マカ)を除く。 | |
| き豆 | カヤヌス属 | カヤヌス属 | 台木として使用されるボンキルス属及びフォーチュネラ属を含む。 |
| ひよこ豆 | キトルス属 | キトルス属 | |
| かんきつ類 | ココス属 | ココス属 | |
| ココヤし | コロカシア属、クサ | コロカシア属、クサ | サトイモ科に属する主要な作物 |

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 飼料用作物 | マメ科の飼料用作物 アストラガルス・キネンシス、アストラガルス・キケル、アストラガルス・アレナリウス カナヴァリア・エンシフォルミス コロニラ・ウアリア ヘディサルム・コロナリウム ラティールス・キケラ、ラティールス・キリオラツス、ラティールス・ヒルスツ、ラティールス・オクルス、ラティールス・オドラツス、ラティールス・サティウス レスベデザ・クネアタ、レスベデザ・ストリアタ、レスベデザ・ステイブラケア ロツス・コルニクラツス、ロツス・スピビフルス、ロツス・ウリギノスス ルビヌス・アルブス、ルビヌス・アングステイフオリウス、ルビヌス・ルテウス | ソルガム ライ小麦 小麦 そら豆(べっとうを含む) ささげ類 とうもろこし | ソルグム属 トリティコセカレ属 トリティクム属等 セカレ属 ビスマ属 ペニセオルス属 ソラヌム属 マニホット属 ムサ属 オリザ属 ペニセツム属 ビスマ属 セカレ属 ソラヌム属 マニホット・エスクレンタのみ ムサ・テクスティリスを除く。 ツベロサ節をいい、ソラヌム・フレヤを除く。 メロンゲナ節をいう。 ゼア・ペレンニス、ゼア・ディプロベレンニス及びゼア・ルクスリア ゼア・ペレンニスを除く。 |
|-------|---|--|--|

メイカゴ・アルボレア、メイカゴ・ファルカタ、メイカゴ・サティウア、メイカゴ・スクテラ、メイカゴ・リギ
ドウラ、メイカゴ・トルンカツラ

メリロツス・アルブス、メリロツス・オツフィキナリズ
オノブリキス・ウイキーフオリア

オルニトブス・サティウス

プロソビス・アツフィニス、プロソビス・アルバ、プロソビス・チレンシス、プロソビス・ニグラ、プロソビス・パリダ
エラリア・ファセオロイデス

トリフオリウム・アレクサンドリヌム、トリフオリウム・アルベストレ、トリフオリウム・アンビグーム、トリフオリウム・アングスティフィオリウム・アルウェンゼ、トリフオリウム・アグロキケルム、トリフオリウム・ヒブリドウム、トリフオリウム・インカルナツム、トリフオリウム・プラテンセ、トリフオリウム・レベンス、トリフオリウム・レスビナツム、トリフオリウム・ルエッベリアヌム、トリフオリウム・セミピロスマ、トリフオリウム・スブテラネウム、トリフオリウム・ウェンクロスマ
イネ科の飼料用作物
アンドロボゴン・ガイアヌス
アグロビロン・クリスタツム、アグロビロン・デセルトルム
アグロステイス・ストロニフエラ、アグロステイス・テヌイス
アロペクルス・プラテンシス
アレナテルム・エラティウス
ダクティリス・グロメラタ
フェスツカ・アルンディナケア、フェスツカ・ギガントア、フェスツカ・ヘテロフィラ、フェスツカ・オウイナ、フェスツカ・ブランシス、フェスツカ・ルブラ
ブリウム・ヒブリドウム、ロリウム・ムルティフロラム、ロリウム・ペレンネ、ロリウム・リギドウム、ロリウム・テムレンツ
ファラリス・アカアティカ、ファラリス・アルンディナケア
フレウム・プラテンセ
ボア・アルビナ・ボア・アンヌア、ボア・プラテンシス
トリブサクム・ラクスム
その他の飼料用作物
アトリプレクス・ハリムス、アトリプレクス・ヌンムラリ亞
サルソラ・ウェルミクラタ

附属書II

第一部 仲裁

第一条

申立国である締約国は、紛争当事国がこの条約第二十二条の規定に従つて紛争を仲裁に付する旨を事務局長に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となつてゐるこの条約の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局長は、受領した情報をこの条約の全ての締約国に送付する。

第二条

1 二の紛争当事国間の紛争については、仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所の裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱つたことがあつてはならない。

2 二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。

3 仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

第三条

1 第二の仲裁人の任命から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかつた場合には、国際連合食糧農業機関の事務局長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に裁判長を指名する。

2 いずれかの紛争当事国が要請の受領から二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合食糧農業機関の事務局長にその旨を通報し、同事務局長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次の二とを行ふ。

- (a) 全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。
- (b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第八条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第十条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聽取し、及び決定することができる。

第十二条

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その一) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第十三条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第十六条

仲裁裁判所は、紛争当事国を拘束する。仲裁裁判所は、紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に關し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行つた仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部 調停

第一条

いずれかの紛争当事国の要請があつたときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第二条

二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調

審査報告書

停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日から一箇月以内に紛争当事国によるいづれかの任命が行われない場合において、当該要請を行つた紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続ぐ一箇月の期間内に当該任命を行う。

第四条

調停委員会の最後の委員が任命された時から一箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかつた場合において、いづれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続ぐ一箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。紛争当事国が別段の合意をしない限り、調停委員会は、その手続を定める。調停委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第六条

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

平成二十五年六月十八日

参議院議長 平田 健二殿 国土交通委員長 石井 準一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 民間事業者の選定を行うに当たっては、国及び民間事業者等の選定過程に関する情報を適切に開示することにより、民間事業者の選定の公正性・透明性を高めるよう努めること。また、地域の健全な発展に資するよう配慮するとともに、協議会の意見を聴取する際には、地域

経済活性化を主体的に担う地方公共団体、経済団体、当該空港で働く人々を始めとする空港関係者の幅広い意見が反映される仕組みを整備するよう努めること。さらに、運営委託後もう、必要な措置を講ずること。

官・民・地域の協働による運営が行われるように、必要な措置を講ずること。

二 空港の運営については、公共性・安全性の確保が原則であることに鑑み、空港運営の民間委託を行うに際しては、空港運営権者がコスト削減を行うことにより、空港利用者へのサービス水準及び安全性が低下することがないよう、また、着陸料等の値上げや割高な旅客取扱施設利用料の設定等により、航空会社及び利用者の負担が大幅に増大することがないよう、国が本法に基づく基本方針等において空港運営の方針を明確にするとともに、民間事業者の運営のモニタリングや必要な技術的援助等について適切な措置を講ずること。さらに、環境対策等、空港周辺住民の不安を招かないような取組等についても、適切な指導・支援に努めること。

三 空港は、大規模災害の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など極めて重要な役割を担うことには鑑み、基本方針等において、大規模災害時における国及び空港運営権者である民間事業者の役割・責任について明らかにし、業務継続について万全を期すこと。また、旅客ターミナル施設等の空港機能施設に被害が発生した場合には、その早期復旧について、民間事業者との責任分担を明確にしつつ、必要な支援に努めること。

四

空港経営改革が検討・実行される際には、民

當化、運営の民間委託、地方公共団体又は国による運営など、各空港の地域特性に適合した運営手法が選択されるよう十分配慮するとともに、運営の民間委託を行わない国管理空港については、空港機能施設事業を含めて、引き続きコスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組を推進すること。また、運営の民間委託を行わない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源が確保されるよう、適切な措置を講ずること。

五 空港運営の改善に向けた取組と併せて、地方航空ネットワークの維持・充実が図られるよう地方航空ネットワークへの支援措置の充実・強化について、欧米等における地方航空ネットワーク維持に関する補助制度を参考にしつつ、離島振興法に規定する「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化」にも配慮して検討を進め、早急に結論を得て、必要な措置を講ずること。

右決議する。

| 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案 | |
|--|--|
| 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 | |
| 第一章 総則(第一条—第三条) | 第一章 総則(第一条—第三条) |
| 第二章 國管理空港特定運営事業に係る関係法 律の特例等(第四条—第九条) | 第二章 國管理空港特定運営事業に係る関係法 律の特例等(第十一条—第十三条) |
| 第三章 地方管理空港特定運営事業に係る関係法 律の特例等(第十四条—第十六条) | 第三章 地方管理空港特定運営事業に係る関係法 律の特例等(第十七条—第二十条) |
| 第四章 罰則(第十七条—第二十条) | 第四章 罰則(第十七条—第二十条) |
| 第五章 罰則(第十七条—第二十条) | 第五章 罰則(第十七条—第二十条) |
| 附則 | 附則 |

| | |
|--|---------------------|
| 第一条 この法律は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針の策定、国管理空港特定運営事業及び地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例その他の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に必要な措置を定めることにより、国管理空港等の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もつて航空の総合的な発達に資することとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。 | (定義) |
| 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 | よつて国会法第八十三条により送付する。 |
| 平成二十五年五月二十八日 | 衆議院議長 伊吹 文明 |
| 参議院議長 平田 健二殿 | |

| | |
|--|--|
| 二 空港航空保安施設(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一項に規定する着陸料等(以下単に「着陸料等」という。)を自らの収入として收受するもの) | 二 空港航空保安施設(空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一項に規定する着陸料等(以下単に「着陸料等」という。)を自らの収入として收受するもの) |
| 三 空港(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)以下「航空機騒音障害防止法」という。)第二条に規定する特定飛行場であるものに限る。以下この号において同じ。)の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 | 三 空港(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)以下「航空機騒音障害防止法」という。)第二条に規定する特定飛行場であるものに限る。以下この号において同じ。)の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 |
| 四 航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成 | 四 前号に掲げるもののほか、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 |
| 五 前各号の事業に附帯する事業 | 五 前各号の事業に附帯する事業 |
| 六 この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う地方管理空港等における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第二号から第五号までに掲げる事業をいう。 | 六 この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う地方管理空港等における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第二号から第五号までに掲げる事業をいう。 |

港等に係る第一号から第四号までに掲げる事業をいう。

一 空港の運営等であつて、着陸料等を自らの収入として收受するもの

二 空港航空保安施設の運営等であつて、使用料金を自らの収入として收受するもの

三 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

四 前三号の事業に附帯する事業

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等の意義及び目標に関する事項

二 国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等に関する基本的な事項

三 国管理空港特定運営事業が実施される場合における空港の運営等と次に掲げる施設の運営等との連携に関する基本的な事項

イ 空港航空保安施設

ロ 空港機能施設(空港法第十五条第一項に規定する空港機能施設をいう。以下この号において同じ。)

ハ 空港機能施設以外の施設であつて、当該空港の利用者の利便に資するもの

四 国管理空港特定運営事業が実施される場合における国管理空港の管理の効率化に関する事項として同条第一項に規定する基本方針に

基本的な事項

五 民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本的な事項

定められたものとみなす。

第二章 国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等

(国管理空港特定運営事業を実施することができる場合)

第四条 国管理空港特定運営事業は、国土交通大臣が、民間資金法第十条の六第一項の規定により当該国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

2 国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者(以下「国管理空港運営権者」という。)が第二条第五項第三号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する場合は、当該国管理空港特定運営事業には、同号イから二までに掲げる事業のいづれもが含まれなければならない。

3 國土交通大臣は、実施方針を定めようとする協議会が組織されるときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 民間資金法第七条第一項の規定による国管理空港特定運営事業を実施する民間事業者の選定は、国管理空港特定運営事業を実施することとなる者が次に掲げる要件を満たしていると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一 基本方針に従つて国管理空港特定運営事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従つて国管理空港特定運営事業を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

5 国土交通大臣は、申請に係る公共施設等運営権の移転が同条第三項各号に掲げる基準に適合するものであるほか、当該国管理空港特定運営事業を実施することとなる者が前項各号に掲げる要件を満たしていると認められときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。

6 國土交通大臣は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、第二項第五号に規定する提案の募集を行うものとする。

7 第一項の規定により基本方針が定められた場合における空港法第十五条第一項の規定の適用については、基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第号)第三条第一項に規定する基本方針と、民間資金法第六条中「基本方針及び実施方針」とあるのは基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針並びに実施方針」とする。

第六条 国管理空港運営権者が民間資金法第十条

の十第一項の規定により着陸料等及び空港航空保安施設使用料(空港航空保安施設に係る使用料金をいう。以下同じ。)を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

(航空法の特例等)

第七条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設(当該国管理空港特定運営事業に係るものに限る。)についての航空法第五十五条の規定の適用については、同条第三項中「第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条」とあるのは、「第四十九条」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあらわれるは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第4号)第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とし、同法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 航空法第五十四条の規定は、第二条第五項第二号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に關し報告を求めることができることとする。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入つて、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空港法の特例等)

第八条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空

官報(号外)

| | |
|--|--|
| 三 第七条第二項において準用する航空法第四十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。 | 又は届出をした使用料金によらないで、空港保安施設使用料金を收受したとき。 |
| 四 第七条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 | 二 第七条第三項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、空港保安施設使用料金を收受したとき。 |
| 五 第七条第五項の規定による質問に対し虚偽の陳述をしたとき。 | 三 第八条第二項において準用する空港法第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 |
| 六 第八条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。 | 二 第八条第二項において準用する空港法第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 |
| 七 第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした着陸料等によらないで、着陸料等を收受したとき。 | 一 民間の能力を活用した民間航空専用施設（共用空港・空港法附則第二条第一項に規定する共用空港をいう。以下同じ。）に係る施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるものとして国土交通省令で定めるもののうち、国土交通大臣が管理するものをいう。以下同じ。の運営等の意義及び目標に関する事項 |
| 八 第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による命令に違反して、着陸料等を收受したとき。 | 二 次条に規定する共用空港特定運営事業による民間航空専用施設の運営等に関する基本的な事項 |
| 九 第八条第二項において準用する空港法第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 | 三 次条に規定する共用空港特定運営事業が実施される場合における民間航空専用施設の運営等と次に掲げる施設の運営等との連携に関する基本的な事項 |
| 十 第八条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 | イ 共用空港航空保安施設（共用空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するため必要な航空法第一条第五項に規定する航空保安施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるものをいう。以下同じ。） |
| 第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。 | ロ 空港法附則第五条第一項において準用する同法第十五条第一項に規定する空港機能施設（以下単に「空港機能施設」という。） |
| 一 第七条第三項において準用する航空法第五十条第一項の規定による届出をしないで、 | ハ 空港機能施設以外の施設であつて、当該公用空港を利用する一般公衆の利便に資するもの |
| 第十九条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。 | 四 次条に規定する共用空港特定運営事業が実施される場合における民間航空専用施設の管理の効率化に関する基本的な事項 |
| 二十条 前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した民間航空専用施設の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項 | 五 民間の能力を活用した民間航空専用施設の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項 |
| 平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二) 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案 | 六 前各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した民間航空専用施設の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項 |

(共用空港特定運営事業に係る民間資金法の特例)

第四条 國土交通大臣が民間資金法第六条の規定により共用空港特定運営事業を選定しようとする場合における民間資金法の適用については、

民間資金法第五条第一項中「基本方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第

号)第三条第一項に規定する基本方針」と、民間資金法第六条中「基本方針及び実施方針」とあるのは「基本方針及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針並びに実施方針」

とする。

2 前項の場合において、國土交通大臣は、附則第二条第二項の規定による募集に応じ行われた提案の内容を参考にして、実施方針(共用空港規定する実施方針をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

3 國土交通大臣は、実施方針を定めようとする場合において、空港法附則第四条において準用する同法第十四条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聞くものとする。

4 民間資金法第七条第一項の規定による共用空港特定運営事業を実施する民間事業者の選定は、共用空港特定運営事業を実施することとなる者が次に掲げる要件を満たしていると認められる場合でなければ、これを行わないものとする。

一 基本方針に従つて共用空港特定運営事業を

実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 基本方針に従つて共用空港特定運営事業を実施することについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

3 國土交通大臣は、第一項において準用する航

空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関する報告を求めることができる。

4 國土交通大臣は、第一項において準用する航

空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、

その職員に、共用空港運営権者その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、

共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物

件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

5 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中の「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは

「空港法附則第四条において準用する同法第十一条第一項中空港等の設置者又は航空保安施設

の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。)」と、「空港に」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設(以下「民間航空専用施設」という。)」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同法附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港運営権の移転が同条第三項各号に掲げる基準に適合するものであるほか、当該共用空港特定運営事業を実施することとなる者が前項各号に掲げる要件を満たしていると認められるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。

2 航空法第五十四条の規定は、附則第二条第二号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。

3 國土交通大臣は、第一項において準用する航

空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関する報告を求めることができる。

4 國土交通大臣は、第一項において準用する航

空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、

その職員に、共用空港運営権者その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、

共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物

件を検査させ、又は関係者に質問させることができ。

5 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(共用空港特定運営事業に係る空港法の特例)

第七条 共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合における空港法附則第四条の

(特定地方管理空港における基本方針)

第十三条 國土交通大臣は、当分の間、基本方針

において、第三条第二項各号及び附則第二条第一項各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した特定地方管理空港の運営等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(特定地方管理空港運営者の指定等)

第十四条 特定地方管理空港を管理する地方公共団体(以下「特定地方空港管理者」という。)は、当分の間、特定地方管理空港の管理を効果的に

行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人であつて当該特定地方空港管理者が指定するものに、当該特定地方

空港の運営等(着陸料等を自らの収入として收受するものに限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る第二条第六項第二号から第四号までに掲げる事業を含む。)を行わ

せることができる。
2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
二 第十二項の規定により指定を取り消され、又は民間資金法第十条の十六第一項(同項第一号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人
三 指定を受けた者(以下「特定地方管理空港運営者」という。)が第十二項の規定により指定を取り消された場合又は民間資金法第七条の

二第四号に規定する公共施設等運営権者(以下

単に「公共施設等運営権者」という。)が民間

資金法第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、

その取消しの原因となつた事実が発生した当

時現に当該特定地方管理空港運営者又は当該

公共施設等運営権者の親会社等(その法人の

経営を実質的に支配することが可能となる関

係にある法人として政令で定めるものをい

う。以下同じ。)であつた法人で、その取消し

の日から五年を経過しないもの

四 役員のうちに次のいずれかに該当する者が

ある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国

の法令上これらと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法

令による刑を含む。)に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条

第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなつた

日から五年を経過しない者

三 暴力団による不当な行為の防止等に関する

法律(平成三年法律第七十七号)第二条

第六号に規定する暴力団員(以下単に「暴力

団員」という。)又は暴力団員でなくなつた

日から五年を経過しない者

四 指定は、期間を定めて行うものとする。

5 特定地方空港管理者は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、特定地方空港管理者の商号又は名称その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

7 特定地方管理空港運営者は、着陸料等を自ら

の収入として收受するものとする。

8 特定地方管理空港運営者は、空港航空保安施設の運営等を行う場合においては、空港航空保安施設使用料金を自らの収入として收受するものとする。

9 第七項の着陸料等又は前項の空港航空保安施

り消された場合において、その取消しの日

前三十日以内に当該特定地方管理空港運営者又は当該公共施設等運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

へ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人人がイから

までのいずれかに該当するもの

五 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

六 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する法人

七 役員のうちに次のいずれかに該当する者が

ある法人

八 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

九 指定は、期間を定めて行うものとする。

10 特定地方空港運営者は、特定地方管理空港運営等の適正を期するため、特定地方管理空港運営者に対する業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 特定地方空港運営者は、特定地方管理空港運営者に対する許可を受けなければならない。

12 特定地方空港運営者は、特定地方管理空港運営者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

13 特定地方空港運営者は、特定地方管理空港運営者が第十一項の規定による特定地方管理空港の運営等の業務の全部の廃止の許可を受けたときは、その指定を取り消すものとする。

14 国管理空港特定運営事業 地方管理空港特定運営事業及び共用空港特定運営事業並びに関西

国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金法第七条の二及び第十条の十六第一項の規定の適用については、第十二項の規定による指定の取消しは、同条第一項の規定による公共施設等運営権の取消しとみなし、当該みなされた指定の取消しを受けた公共施設等運営権者は、同項第一号ロに該当するものとみなす。

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

は「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者」として、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

附則に次の一条を加える。
(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)
第九条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

特定地方管理空港運営者が空港航空保安施設の運営等を行ふ場合における航空法の規定の適用について、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第一百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」である。

(国土交通大臣への通知)
第十七条 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、滞滯なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十四条第十二項若しくは第十三項の規定によつて指定を取消すこととき、又

第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)
の役員又は職員」とする。

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

第六条中「第十条の十第一項」を「第二十三
条第一項」に改める。

第十条中「第十条の六第一項」を「第十九条
第一項」に改める。

第十一條第一項中「第六条」を「第七条」に改
め、同条第二項中「第十条の十第一項」を「第
二十三条第一項」に改める。

第十四条第一項第二号中「第十条の六第一
項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号
中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第
二項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一
項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二
項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十五条第一号中「第七条第一項」を「第八
条第一項」に改め、同条第二号中「第十条的十
三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同
条第三号中「第十条的十六第一項」を「第二十
九条第一項」に改め、同条第四号中「第十条的
十六第四項」を「第二十九条第四项」に改め

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十一第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

第一項を第二十九条第一項に改め、同条第二項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第一号中「第十条の十三第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号亦中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

審査報告書

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案

第一条 この法律は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めるものとする。
(特定大規模災害及びこれに対する適用すべき措置等の指定)

て、その被災地において借地権者（借地・借家法）

要領書

る日までの間は、借

(平成三年法律第九十号)第二条第二号に規定する借地権者をいう。以下同じ。)の保護その他の借地借家に関する配慮することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を特定大規模災害として政令で指定するものとする。

2 前項の政令においては、次条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置のうち当該特定大規模災害に対し適用すべき措置並びに

これを適用する地区を指定しなければならない。当該指定の後、新たに次条から第五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を適用する必要が生じたときは、適用すべき措置及びこれを適用する地区を政令で追加して指定するものとする。

第三条 特定大規模災害により借地権(借地借家

法第二条第一号に規定する借地権をいう。以下

同じ)の目的である土地の上の建物が滅失した場合(同法第1項)場合に、(こうい

場合（同法第八条第一項の場合を除く）においては、前条第一項の政令の施行の日から起算しては、

前条第一項の取扱いが得られないときは、
一年を経過する日までの間は、借地権者は、

地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れ

をすることができる。

2 前項の場合においては、借地権は、地上権の

放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れがあつた

田から三月を経過することによつて消滅する。
(皆地權の付抗力の特例)

(借地権の文抵りの特例)
第四條　借地借家法第十条第一項の場合におい

て、建物の滅失があつても、その滅失が特定大

規模災害によるものであるときは、第二条第一

項の政令の施行の日から起算して六月を経過す

卷之三

第二十五条の二において準用する場合を含む。)の規定により第三者に対抗することができることとされた借地権の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二において準用する旧罹災都市借地借家臨時処理法第十二条の規定により延長された借地権の存続期間については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二において準用する旧罹災都市借地借家臨時処理法第十二条及び旧罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二において準用する旧罹災都市借地借家臨時処理法第十三条において準用する旧罹災都市借地借家臨時処理法第十二条の規定によりされた催告については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした申立てに係る旧罹災都市借地借家臨時処理法第十七条(旧罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二において準用する場合を含む。)に規定する事件については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十四第一項第三号中、「罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第八条」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第七条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中、「罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第八条(賃貸人等の先取特権)」を削る。

(民事訴訟費用等に関する法律の一一部改正)

第八条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「若しくは第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第号)第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第九条第三項第四号中「第四十一条」の下に

「(大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「借地借家法第四十一条」に改める。

第七十八条第三号中「第二十三条第一項」の下に「若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第号)第七条第一項」を加える。

第八十一条第八号中「又は高齢者の居住の安定確保に関する法律」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に改め、「第五十二条」の下に「又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項」を加える。

第七十九条第三号中「第二十三条第一項」の下に「若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十五年五月二十三日

参議院議長 平田 健二殿

衆議院議長 伊吹 文明

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十五年五月二十三日

参議院議長 平田 健二殿

衆議院議長 伊吹 文明

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

審査報告書

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成七年法律第四十三号の一部を次のように改正する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成七年法律第四十三号の一部を次のように改正する。

審査報告書

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成七年法律第四十三号の一部を次のように改正する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成七年法律第四十三号の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 区分所有建物の全部が滅失した場合における措置(第二条—第六条)

第三章 区分所有建物の一部が滅失した場合における措置(第七条—第十二条)

第四章 団地内の建物が滅失した場合における措置(第十三条—第十八条)

第五章 罰則(第十九条)

附則

第一章 総則

第二章 総則

第三章 総則

第四章 総則

第五章 総則

第六章 総則

第七章 総則

第八章 総則

第九章 総則

第十章 総則

第十一章 総則

第十二章 総則

第十三章 総則

第十四章 総則

第十五章 総則

第十六章 総則

第十七章 総則

第十八章 総則

第十九章 総則

第二十章 総則

第二十一章 総則

第二十二章 総則

第二十三章 総則

第二十四章 総則

第二十五章 総則

第二十六章 総則

第二十七章 総則

第二十八章 総則

第二十九章 総則

第三十章 総則

第三十一章 総則

第三十二章 総則

第三十三章 総則

第三十四章 総則

第三十五章 総則

第三十六章 総則

第三十七章 総則

第三十八章 総則

第三十九章 総則

第四十章 総則

第四十一章 総則

第四十二章 総則

第四十三章 総則

第四十四章 総則

第四十五章 総則

第四十六章 総則

第四十七章 総則

第四十八章 総則

第四十九章 総則

第五十章 総則

第五十一章 総則

第五十二章 総則

第五十三章 総則

第五十四章 総則

第五十五章 総則

第五十六章 総則

第五十七章 総則

第五十八章 総則

第五十九章 総則

第六十章 総則

第六十一章 総則

第六十二章 総則

第六十三章 総則

第六十四章 総則

第六十五章 総則

第六十六章 総則

第六十七章 総則

第六十八章 総則

第六十九章 総則

第七十章 総則

第七十一章 総則

第七十二章 総則

第七十三章 総則

第七十四章 総則

第七十五章 総則

第七十六章 総則

第七十七章 総則

第七十八章 総則

第七十九章 総則

第八十章 総則

第八十一章 総則

第八十二章 総則

第八十三章 総則

第八十四章 総則

第八十五章 総則

第八十六章 総則

第八十七章 総則

第八十八章 総則

第八十九章 総則

第九十章 総則

第九十一章 総則

第九十二章 総則

第九十三章 総則

第九十四章 総則

第九十五章 総則

第九十六章 総則

第九十七章 総則

第九十八章 総則

第九十九章 総則

第一百章 総則

第一百一章 総則

第一百二章 総則

第一百三章 総則

第一百四章 総則

第一百五章 総則

第一百六章 総則

第一百七章 総則

第一百八章 総則

第一百九章 総則

第一百十章 総則

第一百十一章 総則

第一百十二章 総則

第一百十三章 総則

第一百十四章 総則

第一百十五章 総則

第一百十六章 総則

第一百十七章 総則

第一百十八章 総則

第一百十九章 総則

第一百二十章 総則

第一百二十一章 総則

第一百二十二章 総則

第一百二十三章 総則

第一百二十四章 総則

第一百二十五章 総則

第一百二十六章 総則

第一百二十七章 総則

第一百二十八章 総則

第一百二十九章 総則

第一百三十章 総則

第一百三十一章 総則

第一百三十二章 総則

第一百三十三章 総則

第一百三十四章 総則

第一百三十五章 総則

第一百三十六章 総則

第一百三十七章 総則

第一百三十八章 総則

第一百三十九章 総則

第一百四十章 総則

第一百四十一章 総則

第一百四十二章 総則

第一百四十三章 総則

第一百四十四章 総則

第一百四十五章 総則

第一百四十六章 総則

第一百四十七章 総則

第一百四十八章 総則

第一百四十九章 総則

第一百五十章 総則

第一百五十一章 総則

第一百五十二章 総則

第一百五十三章 総則

第一百五十四章 総則

第一百五十五章 総則

第一百五十六章 総則

第一百五十七章 総則

第一百五十八章 総則

第一百五十九章 総則

第一百六十章 総則

第一百七十一章 総則

第一百七十二章 総則

第一百七十三章 総則

第一百七十四章 総則

第一百七十五章 総則

第一百七十六章 総則

第一百七十七章 総則

第一百七十八章 総則

第一百七十九章 総則

第一百八十章 総則

第一百八十一章 総則

第一百八十二章 総則

第一百八十三章 総則

第一百八十四章 総則

第一百八十五章 総則

第一百八十六章 総則

第一百八十七章 総則

り、及び区分所有法第三十八条中「規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める」とあるのは「特別措置法第十三条に規定する場合における当該土地（これに関する権利を含む。）の持分の」）、区分所有法第三十四条第三項本文及び第五項本文中「区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するもの」とあるのは「議決権の五分の一以上を有する団地建物所有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「建物若しくは専有部分が数人の共有に属するとき又は一の建物であつて特別措置法第二条の政令で定める灾害により滅失したものの所有に係る建物の敷地に関する権利若しくは一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る同条に規定する敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第三項中「区分所有者が」とあるのは「団地建物所有者等」と、「その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所」とあるのは「その場所」と、同条第五項中「第十七条第一項、第三十一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「特別措置法第十五条第一項、第十六条第一項、第七条第一項又は第十八条第一項」と、区分所有法第三十七条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、区分所有法第三十九条第一項中「区分所有者及び議決権の各過半数」とあるのは「議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段」とあるのは「別段」と、区分所有法第四十四条第二項中「建

物内」とあるのは「団地内」と、区分所有法第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で団地建物所有者等でないもの」と読み替えるものとする。

2 団地建物所有者等集会を招集する者が団地建物所有者等（前項において準用する区分所有法第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものと除く。）の所在を知ることができないときは、同条第一項の通知は、団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

3 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者等集会を招集する者が当該団地建物所有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

（団地内の建物が滅失した場合における再建承認決議）

第十五条 第十三条に規定する場合において、滅失した建物（区分所有建物にあつては、その全部が滅失したもの又はその一部が滅失した場合において取り壊し決議若しくは区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたもの。以下同じ。）のうち特定の建物（以下「特定滅失建物」という。）が所在していた土地（これに関する権利を含む。）の持分の割合によるものとする。

3 第一項各号に定める要件に該当する場合における当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、同項の規定による決議（以下「再建承認決議」という。）においては、いざれもこれに賛成する旨の議決権を行使したものとみなす。ただし、同項第一号に掲げる場合において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等が団地内建物のうち当該特定滅失建物以外の建物の敷地利用権又は敷地共有持分等に基づいて有する議決権の行使については、この限りでない。

4 第一項の団地建物所有者等集会を招集すると

者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、当該土地又はこれと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地（当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。）に新たに建物を建築することができること。

一 当該特定滅失建物が区分所有建物であった場合 その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

二 当該特定滅失建物が区分所有建物以外の建物であった場合 当該特定滅失建物の所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者の同意があること。

前項の団地建物所有者等集会における各団地建物所有者等の議決権は、前条第一項において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかわらず、当該特定滅失建物が所在していた土地（これに関する権利を含む。）の持分の割合によるものとする。

3 第一項各号に定める要件に該当する場合における当該特定滅失建物の団地建物所有者等は、同項の規定による決議（以下「再建承認決議」という。）においては、いざれもこれに賛成する旨の議決権を行使したものとみなす。ただし、同項第一号に掲げる場合において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等が団地内建物のうち当該他の建物に係る敷地共有者等全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する敷地共有者等

三 当該他の建物が区分所有建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

四 当該他の建物が滅失した建物であつて滅失した当时において区分所有建物以外の建物であつた場合 当該他の建物の所有に係る建物の敷地に関する権利を有する者

ときは、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知は、同項の規定にかかるわらず、当該団地建物所有者等集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）を示して発しなければならない。

5 第一項の場合において、再建承認決議に係る再建が当該特定滅失建物以外の建物（滅失した建物を含む。以下この項において「当該他の建物」という。）の建替え又は再建に特別の影響を及ぼすべきときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者が当該再建承認決議に賛成しているときに限り、当該特定滅失建物の再建をすることができる。

一 当該他の建物が区分所有建物である場合 第一項の団地建物所有者等集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が滅失した建物であつて滅失した当时において区分所有建物であつた場合 第一項の団地建物所有者等集会において当該他の建物に係る敷地共有者等全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する敷地共有者等

二以上あるときは、当該二以上の特定滅失建物の団地建物所有者等は、各特定滅失建物の団地建物所有者等の合意により、当該二以上の特定滅失建物の再建について一括して再建承認決議に付することができる。

有者等の共有に属するものに限る。)に新たに建物を建築することができます。

一 当該特定建物が区分所有建物である場合

その建替え決議(区分所有法第六十二条第

項に規定する建替え決議をいう。次条第一
第一号において同じ。)又はその区分所有者

全員の同意があること。

二 当該特定建物が区分所有建物以外の建物である場合 その所有者の同意があること。

前項の規定による決議については、前条第

項から第七項までの規定を準用する。この場
合において、同條第二項中「前項」とあり、並び

同条第五項第一号及び第二号並びに第六項

「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第

項目中「特定滅失建物」とあるのは、特定建物（次第一項に規定する特定建物をいう。以下

じ。)」と、「所在していた」とあるのは「所在

「次条第一項各号」と、「特定滅失建物の」とある

のは「特定建物の」と、同項ただし書中「特定

失建物に係る敷地共有者等」とあるのは「特定区分所有者」と、「特定滅失建物以外」と

るは「特定建物以外」と、同条第四項中「第

項の」とあるのは「次条第一項の」と、同条第

「場合」と、「再建が」とあるのは「建替えが」と

同項から同条第七項までの規定中「特定滅失物二二〇五」は「特定建物二二、同条第五項及

第七項中「再建を」とあるのは「建替えを」と、

条第六項及び第七項中「再建に」とあるのは「

あるのは「区分所有建物である」と、「敷地共
有者に」と同項中「区分所有建物であつた」

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第一二十八号(その一) 被災区分所有建物の再建等に関する

者等集会」とあるのは「区分所有法第六十二条第一項の集会」と、「敷地共有者等の議決権の五分の四」とあるのは「区分所有者及び議決権の各五分の四」と、「敷地共有者等に」とあるのは「区分所有者」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

区分所有法第三十五条第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が前項において準用する前条第七項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。この場合において、区分所有法第六十二条第五項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは、「同条第五項及び被災区分所有建物の再建築等に関する特別措置法第二条第三項前段」とする。

(団地内の建物が滅失した場合における建替え再建承認決議)

第十七条 第十三条に規定する場合において、特定建物が所在する土地(これに関する権利を含む)及び特定滅失建物が所在していた土地(これに関する権利を含む)がいずれも当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属し、かつ、当該特定建物及び当該特定滅失建物(以下「当該特定建物等」という。)につき次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当する場合にこれらの土地(これらに関する権利を含む。)の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において議決権の四分の三以上の多数により当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について一括して承認する旨の決議

（以下この条において「建替え再建承認決議」といふ。）を得たときは、当該特定建物等の団地建物所有者等は、当該特定建物を取り壊し、かつ、これらの土地又はこれらと一体として管理若しくは使用をする団地内の土地（当該団地内建物の団地建物所有者等の共有に属するものに限る。）に新たに建物を建築することができる。ただし、当該特定建物等の団地建物所有者等がそれぞれ当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付する旨の合意をした場合でなければならない。

一 当該特定建物が区分所有建物である場合その建替え決議又はその区分所有者の全員の同意があること。

二 当該特定滅失建物が区分所有建物であつた場合 その再建決議又はその敷地共有者等の全員の同意があること。

三 当該特定建物が区分所有建物以外の建物である場合 その所有者の同意があること。

四 当該特定滅失建物が区分所有建物以外の建物であつた場合 当該特定滅失建物の所有に係る建物の敷地に關する権利を有する者の同意があること。

前項本文の場合において、当該特定建物等が区分所有建物（滅失した区分所有建物を含む。）であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件に該当するときは、当該各号に定める集会において、当該特定建物の建替え及び当該特定滅失建物の再建について建替え再建承認決議に付することができる。この場合において、その決議があつたときは、当該特定建物等の団地建物所

有者等へ特定建物にあつては区分所有者に限り、特定滅失建物にあつては敷地共有者等に限り、前項ただし書に規定する合意があつたものとみなす。

一 特定建物である場合 当該特定建物の建替えを会議の目的とする区分所有法第六十二条第一項の集会において、当該特定建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数の同意があること。

二 特定滅失建物である場合 当該特定滅失建物の再建を会議の目的とする敷地共有者等集会において、当該特定滅失建物に係る敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数の同意があること。

三 建替え再建承認決議については、第十五条第二項から第五項まで及び前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第五項第一号及び第二号中「第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、同条第二項中「特定滅失建物」とあるのは「特定建物(次条第一項に規定する特定建物をいう。以下同じ。)」が所在する土地(これに関する権利を含む)及び当該特定滅失建物」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、当該特定滅失建物の」とあるのは「当該特定建物等(同項に規定する当該特定建物等をいう。以下同じ。)」と、同項ただし書中同項第一号」とあるのは「同項第一号及び第二号」と、「特定滅失建物」とあるのは「特定建物の区分所有者又は当該特定滅失建物」と、同項ただし書及び同条第五項中「当該特定滅失建物以外」とあるのは「当該特定建物等以外」

と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七条第一項の」と、同条第五項中「第一項の場合」とあるのは「第十七条第一項の場合」と、「再建が」とあるのは「建替え及び再建が」と、「特定建失建物の」とあるのは「特定建物の建替え及び再建失建物の」とあるのは「特定建物の建替え及び再建失建物の」とあるのは「前項において準用する前条第七項」とあるのは「次条第二項」と読み替えるものとする。

(団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議)

第十八条 区分所有法第七十条第一項本文に規定する場合において、第二条の政令で定める災害の敷地(団地内建物が所在し、又は所在している)によりその団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、第四条第一項及び区分所有法第六十二条第一項の規定にかかわらず、団地内建物の敷地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内建物の敷地とされ、又は団地内建物が滅失した当時において団地内建物の敷地とされたいた土地をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はこれに関する権利の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者等で構成される団地建物所有者等集会において、当該団地内建物の団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地(第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。)新たに建物を建築する旨の決議(以下「一括建替え等決議」という。)をす

ることができる。ただし、当該団地建物所有者等集会において、当該各団地内建物ごとに、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者がその一括建替え等決議に賛成した場合でなければならない。

一 当該団地内建物が滅失した建物である場合 第三条第一項において準用する区分所有法第三十八条に規定する議決権の三分の二以上上の議決権を有する者

二 前号に掲げる場合以外の場合 区分所有者の三分の二以上の者であつて区分所有法第三十八条に規定する議決権の合計の三分の二以上上の議決権を有するもの

2 前項の団地建物所有者等集会における各団地建物所有者等の議決権は、第十四条第一項において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかるわらず、当該団地内建物の敷地(これに関する権利を含む。)の持分の割合によるものとする。

3 一括建替え等決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 再建団地内敷地の一体的な利用についての計画の概要

二 新たに建築する建物(以下この項において「再建団地内建物」という。)の設計の概要

三 団地内建物の全部の取壊し及び再建団地内建物の建築に要する費用の概算額

四 前号に規定する費用の分担に関する事項

五 再建団地内建物の区分所有権の帰属に関する事項

4 一括建替え等決議については、区分所有法第

六十二条第三項、第四項本文、第五項、第六項、第七項前段及び第八項、第六十三条並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第六十二条第三項を除く。)中「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等」と、区分所有法第六十二条第三項中「前項第三号及び第四号」とあるのは「被災区内所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第十八条第三項第四号及び第五号」と、「区分所有者」とあるのは「団地建物所有者等(特別措置法第十三条规定する団地建物所有者等をいう。以下同じ。)」と、同条第四項本文中「第一項」とあるのは「特別措置法第十八条第一項」と、同項本文及び同条第五項中「第三十五条第一項」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文」と、同項第一号中「建替え」とあるのは「建替え又は再建」と、同条第七項前段中「第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条」とあるのは「特別措置法第十四条第一項において準用する第三十五条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十六条並びに特別措置法第十四条第二項及び第三項」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第五項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「建替え又は再建に」と、区分所有法第六十三条第四項中「建替えに参加する」とあるのは「建替え若しくは再建に参加する」と、敷地利用権を買ひ受けける」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物(特別措置法第十五条第一項に規定する滅失した建物をいふ。以下同じ。)にあつては、敷地共有持分等

(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいふ。以下同じ。)を買ひ受ける」と、「建替えに参加しない」とあるのは「建替え又は再建には「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)を時価」と、同条第六項及び第七項中「建物の取壊しの工事」とあるのは「建物の取壊し又は再建の工事」と、同条第六項及び区分所有法第六十四条中「敷地利用権」とあるのは「敷地利用権(滅失した建物にあつては、敷地共有持分等)と、同条中「建替えを行う」とあるのは「建替え又は再建を行ふ」と読み替えるものとする。

第五章 訽則

第四条中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条ただし書中「再建の決議」を「再建決議、敷地売却決議又は第十八条第一項の決議」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合において、当該区分所有建物が第十一条第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときは、当該区分所有建物に係る敷地共有者等は、民法第二百五十六条第一項本文(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかる限り、その政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、敷地共有持分等に係る土地又はこれに関する権利について、分割の請求をすることができない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 第四条を第六条とし、同条の次に次の章名及び五条を加える。

第三章 区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

(区分所有者集会の特例)

第七条 第二条の政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合においては、区分所有者は、その政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有法第三十四条の規定による集会(以下「区分所有者集会」という。)を開くことができる。

第八条 前条に規定する場合において、第二条の政令の施行の日から起算して一年以内の日を会日とする区分所有者集会を招集するときは、区分所有法第三十五条第一項の通知について、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所の権利であるときは、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物及びその敷地(これに関する権利を含む。)を売却する旨の決議(以下「建物敷地売却決議」という。)をすることができる。

6 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

7 第九条 第十一条第一項又は第十二条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

(建物敷地売却決議等)

8 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物に係る敷地利用権が数人で有する所の権利であるときは、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物及びその敷地(これに関する権利を含む。)を売却する旨の決議(以下「建物敷地売却決議」という。)をすることができる。

9 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

10 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

11 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

12 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

13 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

14 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

15 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

16 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

17 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

18 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

19 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有建物の一部が滅失した場合における区分所有者集会の特例

項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

一 売却を必要とする理由
二 復旧又は建替えをしない理由
三 復旧に要する費用の概算額

4 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

5 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

6 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の会日より少なくとも一ヶ月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行ふための説明会を開催しなければならない。

7 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の招集の通知その他の説明会を開催については、区分所有法第三十五条第一項本文及び第二項並びに第三十六条並びに前条第二項から第四項までの規定を準用する。

8 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

9 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

10 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

11 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

12 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

13 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

14 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

15 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

16 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

17 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

18 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

19 第九条 第七条に規定する場合において、当該区分所有者集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

のは「権利の移転がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

(建物取壊し敷地売却決議等)

第十条 前条第一項に規定する場合においては、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上

の多数で、当該区分所有建物を取り壊し、かつ、これに係る建物の敷地(これに関する権利を含む。次項において同じ。)を売却する旨の決議(次項及び第三項において「建物取壊し敷地売却決議」という。)をすることができる。

2 建物取壊し敷地売却決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額

二 前号に規定する費用の分担に関する事項

三 建物の敷地の売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

四 建物の敷地の売却による代金の見込額

3 建物取壊し敷地売却決議については、前条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合において、前条第三項中「前項第三号」とあるのは「次条第一項第一号」と、同条第四項中「第一項に」にあるのは「次条第一項に」と、同条第五項第一号中「売却」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地(これに関する権利を含

権利を含む。)の売却」と、区分所有法第六十三

条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地(これに関する権利を含む。)の売却」と、同条中「及び区分所有権」とあるのは「並びに区分所有権」と、「建替えを行う」とあるのは「並びに区分所有建物の取壊し及びこれに係る建物の敷地(これに関する権利を含む。)の売却を行なう」と読み替えるものとする。

第十一条 第七条に規定する場合においては、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物を取り壊す旨の決議(以下「取壊し決議」とい

う。)をすることができる。

2 取壊し決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 区分所有建物の取壊しに要する費用の概算額

二 前号に規定する費用の分担に関する事項

三 建物の敷地の売却の相手方となるべき者の氏名又は名称

四 建物の敷地の売却による代金の見込額

3 取壊し決議については、第九条第三項から第八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「再建に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、同条第六項及び第七項第一号中「売却」とあるのは「取壊し」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壊し」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壊しを行う」と読み替えるものとする。

しを行なう」と読み替えるものとする。

第三条の見出しを「(再建決議等)」に改め、同条

第一項中「再建の集会」を「敷地共有者等集会」に改め、「区分所有法第二条第五項に規定する」を削り、「再建の決議」を「再建決議」に改め、同条第二項中「再建の決議」を「再建決議」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この項において」を加え、同項

第四号中「区分所有権」の下に「(区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権をいう。第十八条第三項第五号において同じ。)」を加え、同条第六項中「再建の決議」を「再建決議」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、区分所有法第六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。)」と、同項並びに同条第三項及び第四項前段並びに区分所有法第六十四条中「建替えに」とあるのは「再建に」と、区分所有法第六十三条第二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条中「区分所有者等」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受ける」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」とあるのは「敷地共有持分等を時価」と、同条第六項及び第七項第一号中「売却」とあるのは「取壊し」と、区分所有法第六十三条第一項、第三項及び第四項並びに第六十四条中「建替えに」とあるのは「取壊し」と、同条中「建替えを行う」とあるのは「取壊しを行う」と読み替える。

る。

第三条第六項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「再建の決議」を「再建決議」に、「再建の集会」を「敷地共有者等集会」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする敷地共有者等集会を招集するときは、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知は、同項の規定にかかわらず、当該敷地共有者等集会の会日より少なくとも一ヶ月前に発しなければならない。

5 前項に規定する場合において、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文の通知をするときは、同条第五項に規定する議案の要領のほか、再建を必要とする理由をも通知しなければならない。

6 第四項の敷地共有者等集会を招集した者は、当該敷地共有者等集会の会日より少なくとも一ヶ月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について敷地共有者等に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

7 前項の説明会の開催については、前条第一項において準用する区分所有法第三十五条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三十六条並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(敷地売却決議等)

第五条 敷地共有者等集会においては、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、敷地共有持分等に係る土地(これに関する権利を含

む。)を売却する旨の決議(以下「敷地売却決議」)。

2 敷地売却決議においては、次の事項を定めな
どいふことをことなりとる。

一 売却の相手方となるべき者の氏名又は名称
二 金額にてる代金の見入額

二 売去による仕金の見返額

八項まで並びに区分所有法第六十三条第一項か

ら第三項まで、第四項前段、第六項及び第七項並びに第六十四条の規定を準用する。この場合

において、前条第四項中「第一項に規定する」と

あるのは「次条第一項に規定する」と、同条第五項中「再建」あるのは「売却」と、区分所有法第

六十三条第一項中「区分所有者」とあるのは「數

地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二

る特別扱量法の些、特別扱量法」のいふ、第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同

じ。)」と、同項並びに同条第三項及び第四項前段並びに同条第三項後段中「建替え」を「ヒ

二項、第三項及び第四項前段並びに第六十四条
中「区分所有者」であるのは「故地共有者等」、

中「区分所有者」とあるのは「農地共有者等」と区分所有法第六十三条第四項前段中「区分所有

権及び敷地利用権を買い受ける」とあるのは「敷地の所有者等(持川昔置法第二条)に規定する

地共有持分等(特別措置法第二条に規定する轉地共有持分等をいう。以下同じ。)を買い受け

る」と、「区分所有権及び敷地利用権を時価」と
あらわす「区分所有権及敷地利用権の時価」二、同条第(二)

あるのは「敷地共有持分等を時価」と 同条第六項中「建物の取壟しの工事に着手しない」とある

のは「特別措置法第五条第一項に規定する敷地売却決議に基づく売買契約による敷地共有持分等に係る土地(これに関する権利を含む。)について

いての権利の移転(以下単に「権利の移転」といふ。)がない」と、同項及び区分所有法第六十四条条中「区分所有権又は敷地利用権」とあるのは、「敷地共有持分等」と、区分所有法第六十三条第六項ただし書中「建物の取壊しの工事に着手しなかつた」とあるのは「権利の移転がなかつた」と、同条第七項中「建物の取壊しの工事の着手」とあるのは「権利の移転」と、「その着手をしないたとき」とあるのは「権利の移転がないとき」と、区分所有法第六十四条条中「建替えを行う」とあるのは「売却を行う」と読み替えるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

(敷地共有者等が置く管理者及び敷地共有者等集会に関する区分所有法の準用等)

第三条 敷地共有者等が置く管理者及び敷地共有者等が開く集会(以下「敷地共有者等集会」という。)については区分所有法第一章第四節(第二十六条第五項、第二十七条及び第二十九条第一項ただし書を除く。)及び第五節(第三十条から第三十三条まで、第三十四条第二項、第三項ただし書及び第五項ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第四項、第三十七条第二項、第四十二条第五項、第四十三条、第四十四条、第四十五条第四項並びに第四十六条第二項を除く。)の規定を、議事録並びにこの項において準用する区段所有法第四十五条第一項及び第二項に規定する書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに同条第一項の電磁的方法による決議及び同条第二項の電磁的方法による合意が行われる場合に当該電磁的方法により作られる電磁的記録の保管及び閲覧については区分所有法第三

十三条第一項及び第二項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(区分所有法第二十五条第一項、第三十三条第一項を除く。)中「区分所有者」とあり、及び区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」である区分所有者」とあるのは「敷地共有者等」と、区分所有法第二十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「敷地共有者等(被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号。以下「特別措置法」という。)第二条に規定する敷地共有者等をいう。以下同じ。)」と、「規約に別段の定めがない限り集会」とあるのは「敷地共有者等集会(特別措置法第三条第一項に規定する敷地共有者等集会をいう。以下同じ。)」と、区分所有法第二十六条第一項中「共用部分等」とあるのは「敷地共有持分等(特別措置法第二条に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)に係る土地」と、「集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする」とあるのは「及び敷地共有者等集会の決議を実行する」と、同条第二項中「第十八条第四項(第二十一條において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等」とあるのは「敷地共有持分等に係る土地」と、同条第四項並びに区分所有法第三十二条第一項ただし書及び第三十九条第三項中「規約又は集会」とあり、並びに区分所有法第四十六条第一項中「規約及び集

「会」とあるのは「敷地共有者等集会」と、区分所有法第二十一条中「この法律及び規約」とあり、「会」と並びに区分所有法第三十九条第一項及び第四十五条第一項から第三項までの規定中「この法律又は規約」とあるのは特別措置法」と、区分所有法第二十九条第一項本文中「第十四条に定めると」とあり、及び区分所有法第三十八条中「規約に別段の定めがない限り、第十四条に定める」とあるのは「敷地共有持分等の価格」と、区分所有法第三十四条第三項本文及び第五項本文中「区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するもの」とあるのは「議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等」と、区分所有法第三十五条第二項及び第四十条中「専有部分が数人の共有に属するとき」とあるのは「一の専有部分を所有するための敷地利用権に係る敷地共有持分等を数人で有するとき」と、区分所有法第三十五条第三項中「区分所有者が」とあるのは「敷地共有者等」と、「その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所」とあるのは「その場所」と、同条第五項中「第十七条第一項、第三十一一条第一項、第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「特別措置法第四条第一項、第五条第一項、第十五条第七項又は第十七条第二項」とあるのは「議決権の過半数」と、区分所有法第四十一条中「規約に別段の定めがある場合及び別段」とあるのは「別段」と読み替えるものとする。

2 敷地共有者等集会を招集する者が敷地共有者

等前項において準用する区分所有法第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したもの(以下「同項」)の所在を知ることができないときは、同項の通知は、滅失した区分所有建物に係る建物の敷地(区分所有法第二条第五項に規定する建物の敷地をいう。以下同じ。)内の見やすい場所に掲示してすることができる。

3 前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、敷地共有者等集会を招集する者が当該敷地共有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(再建の集会に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に招集の手続が開始された再建の集会(この法律による改正前の被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第一項に規定する再建の集会をいう。)については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年六月十八日

参議院議長 平田 健二殿 法務委員長 草川 昭三

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けてその判決が確定した者(以下「死刑再審無罪者」という。)については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰へ

いては、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことから、死刑再審無罪者に対する国民年金の給付等を行なうための国民年金の保険料の納付の特例等に關し必要な事項を定めようとするもの

であり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案に要する経費は、約二千万円と見込まれている。

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案

平成二十五年六月七日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 平田 健二殿

等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けた罪以外の罪について死刑に処せられた者を除く。以下「死刑再審無罪者」という。については、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰へ

いては、死刑の判決が確定した後は、仮釈放もなく社会復帰への希望を持つことが著しく困難であるため国民年金の保険料の納付等の手続をとらなかつたことから、死刑再審無罪者に対する国民年金の給付等を行なうための国民年金の保険料の納付の特例等に關し必要な事項を定めようとするもの

であり、妥当な措置と認める。

2 前項の納付は、無罪判決確定日から起算して一年を経過する日までの間において、一括して行わなければならない。

3 第一項の規定により保険料が納付されたときは、無罪判決確定日に、当該納付に係る期間の各月の当該死刑再審無罪者の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

4 死刑再審無罪者に係る国民年金法に規定する事項及び前三項の規定の適用に關し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをることができる。(特別給付金の支給)

第三条 国は、前条第一項の規定により保険料が納付された場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となつた者に対し、当該者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であ

右の本院提出案をこのに送付する。

| |
|---|
| <p>(経過措置)</p> <p>あるものに係る保険料が納付されたものとみなしで計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から無罪判決確定日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額(死刑再審無罪者が無罪判決確定日前に国民年金法その他の法律による政令で定める給付の支給を受けた場合にあっては、その額から既に支給された当該政令で定める給付の額を控除した額)として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(譲渡等の禁止等)</p> <p>第四条 前条第一項の特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができるない。</p> <p>2 租税その他の公課は、前条第一項の特別給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第五条 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに法務大臣は、法務省令・厚生労働省令で定めるとこにより、第一条第一項の保険料の納付及び第三条第一項の特別給付金の支給に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> |
| <p>第二条 第二条から第五条までの規定は、この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となつた者についても適用する。この場合において、第二条第一項中「死刑に処せられた罪について再審にありて無罪の言渡しを受けてその判決が確定した日(以下「無罪判決確定日」という。)の前日」とあるのは「六十歳に達した日」と、同条第二項及び第三項中「無罪判決確定日」とあるのは「この法律の施行の日」と、第三条第一項中「国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定められたもの」と、第三条第二項中「老齢基礎年金等」とあるのは「この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となつた者」とあるのは「この法律の施行の日以後に死刑再審無罪者となつた者」とあるのは「この法律の施行の日前に死刑再審無罪者となつた者(この法律の施行の日において国民年金法の規定による老齢基礎年金その他の政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)に達している者に限る。)」と、「無罪判決確定日」とあるのは「この法律の施行の日」とする。</p> <p>(矯正施設に収容中の者に対する国民年金の保険料の納付等の手続に関する指導)</p> <p>第三条 政府は、矯正施設に収容中の者に対し、国民年金の保険料の免除の申請その他の国民年金金の保険料の納付等の手続に関する指導</p> |
| <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十五年六月十八日</p> <p>参議院議長 平田 健二殿</p> <p>内閣委員長 相原久美子</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>二、費用</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>附 帯 決 議</p> <p>政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。</p> <p>一 本法が、これまで我が国が取り組んできた国連障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定されることを踏まえ、同条約の早期締結に向け、早急に必要な手続を進めること。また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識</p> |
| <p>三、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案</p> <p>一 基本方針、対応要領及び対応指針は、国連障害者権利条約で定めた差別の定義等に基づくとともに、障害者基本法に定められた分野別の障害者施策の基本的事項を踏まえて作成すること。また、対応要領や対応指針が基本方針を即して作成されることに鑑み、基本方針をできる限り早期に作成するよう努めること。</p> <p>三 対応要領や対応指針においては、不當な差別の取扱いの具体的な事例、合理的な配慮の好事例や合理的的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること。</p> <p>四 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。</p> <p>五 本法の規定に基づき、主務大臣が事業者に対して行つた助言、指導及び勧告については、取りまとめて毎年国会に報告すること。</p> |

六
六

| | | |
|---|--|---|
| <p>六　国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めるないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。</p> <p>七　本法の規定に基づいて行う啓発活動については、障害者への支援を行っている団体等とともに連携を図り、効果的に行うこと。</p> <p>八　障害を理由とする差別に関する相談について「制度の谷間」や「たらい回し」が生じない体制を構築するため、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況等を公表するなど、財政措置も含め、その設置を促進するための方策を講じるとともに、相談・紛争解決制度の活用・充実を図ること。また、国の出先機関等が地域協議会に積極的に参加するとともに、本法に規定されることにより、報告徴収等の権限の活用等を図ることにより、実効性の確保に努めること。</p> <p>九　附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討に際しては、民間事業者における合理的配慮を理由とする差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積等を図ること。また、同条の検討を行いつつ、特に必要性が生じた場合には、施行後三年を待つことなく、本法の施行状況について検討を行い、できるだけ早期に見直しを検討すること。</p> <p>十　本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものでないことを周知すること。</p> | <p>十一　本法施行後、障害を理由とする差別に関する</p> | <p>具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不適切な取扱い」の定義を検討すること。</p> <p>十二　本法第十六条に基づく国の「障害を理由とする差別解消」に該当する措置のうち、特に内閣府においては、障害者差別解消支援地域協議会と連携するなどして、差別に関する個別事案を収集し、国民に公開し、有効に活用すること。</p> <p>右決議する。</p> |
| <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成二十五年五月三十一日</p> <p>参議院議長　平田　健二殿</p> <p>衆議院議長　伊吹　文明</p> | <p>第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>八　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（亦の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>二　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの</p> | <p>第四章　障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）</p> <p>第五章　雑則（第二十一条—第二十四条）</p> <p>第六章　罰則（第二十五条・第二十六条）</p> <p>附則</p> |
| <p>第一章　総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>八　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（亦の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>二　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの</p> | <p>第三章　行政機関等　國の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二条）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。</p> <p>四　國の行政機関　次に掲げる機関をいう。</p> <p>イ　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>ロ　内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> <p>四　國の行政機関　次に掲げる機関をいう。</p> <p>イ　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>ロ　内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）</p> | <p>活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。</p> |

| |
|---|
| 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。 |
| イ 独立行政法人 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。) |
| 口 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの |
| 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。 |
| 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。 |

| |
|--|
| (国及び地方公共団体の責務) |
| 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する必要な策を策定し、及びこれを実施しなければならない。 |
| (国民の責務) |
| 第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。 |
| (社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備) |

| |
|---|
| 的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。 |
| 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 |
| 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 |
| 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 |
| 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向 |
| 二 行政機関等が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 |
| 三 事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 |
| 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要な事項 |

| |
|---|
| 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。 |
| 第二章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 |
| (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止) |
| 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な措置を講じなければならない。 |
| 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な措置を講じなければならない。 |
| 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 |
| 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。 |
| (地方公共団体等職員対応要領) |
| 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。 |
| 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |
| 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたとき |

は、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一條 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に關し、事業者が適切に対応するため必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に關し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障

害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるように必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の关心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に從事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」といいう。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行ふものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(秘密保持義務)

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七

号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に關する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に關し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行つた障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

第五章 雜則

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。

第三条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により定められた基本方針は、こ

とができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

第四条 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第五条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

第六条 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定の例により、国等職員対応要領に定められたものとみなす。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他のこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のよう改正する。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第九条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第六条第一項に規定するものを作成及び推進に関する法律)

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、経済・社会情勢を踏まえ、解散や他の企業年金等への移行を検討している厚生年金基金の要請に応じるため、本法の速やかな施行に努めるとともに、関係省令の整備、説明・相談などの適切な対応等により、解散や移行が円滑に行われるよう体制の整備を図ること。

二、総合型の厚生年金基金の解散に当たっては、加入員、受給者等に移行先の選択肢を含めて必要な情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われるよう、基金及び母体企業への支援を行うこと。また、基金から他の企業年金等への移行については、基金の母体企業の多くが中小企業であることとに鑑み、現行の企業年金制度の手続面での改善等を含め、移行のための支援策を拡充すること。

三、厚生年金基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行するよう指導を行うこと。

四、代行給付に必要な資産を有している厚生年金基金が今後代行割れを起こすことのないよう、従来以上に基金の資産状況等に対してモニタリングを実施し、基金が加入員、厚生年金被保険者等に対する情報開示を積極的に行うよう促すなど、適切な対応を行うこと。

五、第三号被保険者の記録不整合問題について、特例追納の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が特例追納できるよう本措置の周知・広報に努めるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

第九条 内閣府設置法の一部改正

第一条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条 第二項第四十四号の次に次の二号を加える。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

百二十二条に改め、同条第四項中「百二十二条第一号」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の百二十四条第一号」に改める。

附則第四条の五第一項中「百二十二条第一項」を「百二十二条第一号」に改める。

「二」を及び平成二十五年改正法附則第八十六条の第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二に、「第四十四条の二第一項」を平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項に、「読み替えられた第百三十二条第二項」を読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第一号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十一条第二項に改める。

附則第七条の四第二項第二号中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前平成二十六年改正法第四十六条第五項」に改める。

年改正法第一条の規定による改正前の第四十六
条第五項に、「又は同条第一項」を「又は第四十
六条第一項」に、「同条第一項及び第五項」を「第
四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第
八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規
定による改正前の第四十六条第五項」に、「同
法」を「雇用保険法」に改める。

附則第七条の六の前見出し中「連合会」を
「存続連合会」に改め、同条第一項中「老齢年金給
付」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た平成二十五年改正法第一条の規定による改正
前の第一百三十条第一項に規定する老齢年金給付」とい
(次条第一項を除き、以下「老齢年金給付」とい
う。)に、「第一百三十一条第一項第二号」を「平成
二十五年改正法附則第五条第一項の規定により
なおその効力を有するものとされた平成二十五
年改正法第一条の規定による改正前の第一百三十
一条第一項第二号」に、「第一百三十二条第二項」
を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規
定による改正前の第一百三十二条第二項」に、「第一百三十三条」を「平
成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた平成二十
五年改正法第一条の規定による改正前の第一百三
十三条」に改め、同条第一項中「第四十六条第五
项」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の第四十六条第五項に、「同条第一項」を
「第四十六条第一項」に、「第一百三十三条の二第
二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の第四十六条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の第一百三十三条を「平成二十五年改正法
附則第五条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の第一百三十三条」に改め、
同条第四項ただし書中「第一百三十二条第二項」を
「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改正前の第
一百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四
十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則
第八十六条第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」
に改め、同条第五項第一号中「第一百三十二条第
二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の第一百三十二条第二項」に改める。

じ。)に平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十二条第二項の規定により、「老齢年金給付」を「老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)」に、「第百六十二条第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十二条第三項」に、「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは「係る附則第七条の六第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第百六十二条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十二条第五項」に改める。

改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」に改める。

附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三十二条第二項に改める。

附則第十一条の二中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第二項」に改める。

附則第十一条第五項、第十一条の二第三項及び第十三条の三第二項中「基金」を「厚生年金基金」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定による改正前の第四十六条第二項」に改める。

附則第十一条の五中「第五項」を平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第二項に改める。

附則第十一条の六第三項及び第五項中「基金」を「厚生年金基金」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定による改正前の第四十六条第二項」に改める。

前の第四十四条の二第一項に改める。

附則第十三条の四第七項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「読み替えられた第百三十二条第二項」を「読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改める。

を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の中の第四十四条の二第一項」に改め、同条第五項第一号中「第一百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改める。

附則第十三条の八第一項中「連合会」を「存続連合会」に、「老齢年金給付」を「解散基金に係る老齢年金給付」に、「第一百六十二条第三項」を平成二十五年改正法附則第六十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十二条第三項」に、「第一百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた」を「係る第百三十二条第二項」とあるのは、「係る附則第十三条の七第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定によ

十二条第二項」とあるのは、「附則第十二条の七第一項において読み替えられた同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」に改め、同条第二項中「第一百六十一条第五項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項」の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百六十一条第五項に改め、同条第五項中「第五项」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたのとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項に改める。

附則第十七条の四第五項ただし書中「第一百三十二条第二項」を削り、「及び平成十二年改正法」を「平成十二年改正法」に改め、「第四条の規定による」の下に「改正前の第一百三十二条第二項及び平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による」を加え、同条第八項中「基金の加入員たる被保険者であつた期間」の下に「老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であった期間をいう。以下この項及び附則第十七条の六第一項において同じ。」を加える。

附則第十七条の五中「第四十四条の二」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成

四十四条の二」に、「第一百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律」を「国民年金法等の一部を改正する法律」に、「又は平成十四年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二年改正法」を「平成十二年改正法」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第一百三十二条第二項」に改める。

附則第十七条の十四中「第一百四十一一条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第八十七条第一項」に改める。

附則第二十条第四項第二号イ中「並びに第八十五条の二及び第一百六十二条第一項」を「及び平成二十五年改正法附則第八条(平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。)」に改める。

附則第三十条から第四十条までを削り、附則第二十九条の四を附則第三十二条とし、附則第二十九条の三を附則第三十三条とし、附則第十九条の二を附則第三十条とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第二条 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

6 連合会は、第九十三条の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行なうことができる。

7 連合会は、その業務の一部を、政令で定めることにより、信託会社、信託業務を當む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

第九章の二に次の一節を加える。

(解散)

第四節 解散及び清算

第九十一条の二十九 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一 評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二 第百二条第六項の規定による解散の命令

2 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(連合会の解散による年金給付等の支給に関する義務等の消滅)

第九十一条の三十 連合会は、解散したとき

は、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る年金給付及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付若しくは一時金でまだ支給していないものの支給又は第九十一条の二十

六第二項若しくは第九十一条の二十七第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第九十一条の三十一 連合会が第九十一条の二十九第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第九十一条の二十九第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

3 第八十八条の二、第八十九条第四項(第二号を除く。)及び第五項並びに第八十九条の二から第九十一条までの規定は、連合会の清算について準用する。

第九章の二を第十一章とする。

第八十八条ただし書中「第一百十五条の二第二項若しくは第一百七十七条の二第二項」を「若しくは第八十二条の三第二項」に改める。

第九十条第五項中「命じる」を「命ずる」に改める。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第八十二条の一 事業主等は、規約で定めるところにより、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における当該実

施事業所に使用される加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。第四項において同じ。)に充てる場合には、政令で定めるところにより、

年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が企

により、当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換することができる。

2 前項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する実施事業所の事業主の全部及び加入者のうち当該積立金の移換に係る加入者(以下この条において「移換加入者」という。)となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入者のうち移換加入者となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、当該企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の移換加入者となるべき者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了した確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換することができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する

業型年金を実施する場合における当該確定給付企業年金に係るこの法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

6 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

7 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

8 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

9 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

10 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

11 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

12 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

13 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

14 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

15 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

16 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

17 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

18 前各項に定めるもののほか、確定給付企業

の規定により移換されたもの」とする。

企業型記録関連運営管理機関等をいう。第九条の二十七第四項において同じ)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法昭和三十四年法律第百四十一号の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(届出)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなつたことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条第一項中「前条第四項」を「第十二条第四項」に改める。

第一百八条第一項中「官公署」の下に「、共済組合等又は健康保険組合」を、「被保険者又は」の下に「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用

を受ける組合員、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは健康保険若しくは」を加える。

第百八条の二の二 共済組合等は、厚生労働大臣に対し、その組合員又は加入者が第二号被保険者でなくなつたことに関する必要な情報の提供を行うものとする。

第百八条の二の二の次に次の二条を加える。

第百八条の二の二の次に次の二条を加える。

第百八条の二の二の次に次の二条を加える。

第百九条の四第一項ただし書中「第三十二号まで」を「第三十号まで、第三十一号、第三十二号」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第十二条の二第一項の規定による届出の受理

第百九条の四第一項第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 第百八条の二の二の規定による情報の受領

第百九条の四第一項第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の二 附則第九条の四の二第一項の規定による届出の受理

三十七の三 附則第九条の四の二第一項の規定による承認

三十七の三 附則第九条の四の二第一項の規定による承認

2 前項の規定により届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間(第四項及び次条第一項において「特定期間」という)については、この法律その他の政令で定める法令の規定を適用する場合においては、当該届出が行われた日以後、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間とする。

附則第五条第十三項中「この項及び附則第七条の三第五項において」を削る。

附則第九条の四の二を附則第九条の四の七とし、附則第九条の四の次に次の五条を加える。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(第三号被保険者としての被保険者期間の特例)

第九条の四の二 被保険者又は被保険者であつた者は、第三号被保険者としての被保険者期間(昭和六十一年四月から公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。次条第一項において「平成二十五年改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「平成二十五年改正法一部施行日」という。)の属する月の前月十五日)のうち、第一号被保険者としての被保険者期間を除く。)に限る。)のうち、第一号被保険者としての被保険者期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた期間(附則第九条の四の六第一項及び第二項において「不整合期間」という。)であつて、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているもの(以下「時効消滅不整合期間」という。)について、厚生労働大臣に届出をすることができないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間とする。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

5 次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

6 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

7 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

8 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

9 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

10 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

11 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

12 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

13 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

14 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

15 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

16 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

17 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

18 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

19 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

20 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

21 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

22 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

23 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

24 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

25 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

26 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

27 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

28 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

29 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

30 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

3 次条第一項の規定その他政令で定める規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

4 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

5 次条第一項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

6 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

7 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

8 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

9 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

10 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

11 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

12 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

13 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

14 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

15 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

16 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

17 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

18 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

19 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

20 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

21 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

22 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

23 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

24 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

25 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

26 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

27 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

28 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の四の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

29 前項の規定により保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日以後、当該納付に係る月については、前項の規定は、適用しない。

30 特定期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法附則第

九条の二第二項の規定により同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間とみなされる期間」とする。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十

3 第一項の規定により特定保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る保険料が内付されることはしない。

老齢基礎年金の受給権者が第一項の規定による特定保険料の納付を行つたときは、納付が行われた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。ただし、次条に規定する特定受給者については、特定保険料納付期限日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

(特定保険料納付期限日の属する月の翌月以後の特定受給者の老齢基礎年金の額)

者を含む。)の当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定(これらの給付に係るものに限る。)を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

八条並びに附則第九条の二、第九条の一の一及び第九条の四の五」に、「国民年金法第二十七条に「同法第二十七条に」に改め 同条第二項中「第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二」を「及び第二十八条並びに附則第九条の二、第九条の二の二及び第九条の四の五」に改める。

附則第二十条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に改め、同條第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新國民年金法」を「國民年金法」に改める。

附則第四十五条第一項中「新厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、「第一百十一条」を削る。

当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして支給されているもの（これらの給付の全部につき支給が停止されているものを含む。）の受給資格要件たる期間の計算の基礎となる当該不整合期間となつた期間については、この法律その他の政令で定める法令の規定（これらの給付に係るものに限る。）を適用する場合においては、保険料納付済期間とみなす。

附則第九条の四の二第一項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間については、第一項の規定は、適用しない。

附則第四十六条中新厚生年金保険法を「厚生年金保険法」に改め、「第十九条の二」を削り、「第一百二条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条、第二百二十八条及び第二百八十七条」を「及

他の政令で定める法令の規定（老齢基礎年金又は被用者年金各法に基づく老齢給付等に係るものに限る。）を適用する場合においては、特定保険料納付期限日までの間、保険料納付済期間とみなす。この場合において、附則第九条の四の二第二項の規定は、適用しない。

第九条の四の六 平成二十五年改正法一部施行日以後に第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより不整合期間となつた期間を有する者であつて、平成二十五年改正法一部施行日において当該不整合期間となつた期間が保険料納付済期間であるものとして障害基礎年金又は被用者年金各法その他の政令で定める法令に基づく障害を支給事由とする年金たる給付を受けているもの(これらの給付の全部につき支給が停止されている

正)
第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

れた平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の厚生年金保険法第十九条の二、平成二十
五年改正法附則第五条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた平成二十五年改
正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険

法第百二十八条並びに平成二十五年改正法附則

第九十四条に改める。
附則第五十九条第一項中「第四十四条の三
第四項及び」を「及び第四十四条の三第四項(平
成二十五年改正法附則第八十七条の規定により
読み替えて適用する場合を含む。第五項において
て同じ。)並びに」に、「及び同法」を「及び」に改
める。

附則第六十一条第一項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項若しくは」に改める。

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律百三十三条の二第二項)を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に、「同条第三項」を「平成二十五条の二第二項」に、「同条第三項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第三項」に、「同法第一百六十一条第三項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項」に、「同法第一百三十条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第三条の三第一項」に改め、

附則第六十四条第一項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、同法第四十七条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法を「第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十八年四月一日」に、「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

| | | |
|---|--|--|
| <p>附則第八十一条第一項中「(以下「基金」 う。)」を削り、同条第三項中「新厚生年金 法」を「厚生年金保険法」に、「同法」を「平成 五年改正法附則第五条第一項の規定により その効力を有するもの」とされた平成二十五 年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金 正法第一条の規定による改正前の厚生年金</p> | <p>老齢年金、通算老齢年 金及び特例老齢年金 (その受給権者が六十 五歳以上であるものに 限る。)</p> | <p>老齢厚生年金 厚生年金保険、十二條の規定 老齢厚生年金</p> |
|---|--|--|

項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に、「老齢年金給付(以下)を「老齢年金給付(附則第八十五條を除き、以下)に、「厚生年金保険法第三百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第八十三条第一項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「同法」を「旧厚生年金保險法」に改める。

び第三号口中に「につき厚生年金保険法」を「につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付をいう。」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しへして「(検討)」を付する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第十九条第二項中「平成二十七年六月」を「平成三十七年六月」に改める。

附則第三十三条中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五条法律第一号)」に規定する存続厚生年金基金に、「厚生年金保険法第八十一条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条」という)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に、「厚生年金保険法第八十一条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するも

準用)」に改め、同条中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付をいう。)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出として「(検討)」を付する。

のとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の第三項に改める。

附則第四十三条第一項中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に改める。

附則第四十五条中「厚生年金基金又は企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する老齢年金給付又は平成二十五年改正法附則第三条第十三条に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「(平成二十五年改正法附則第六項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条第二項の老齢年金給付をいう。)」を加える。

(施行期日)
附 則

当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日

二 第三条中国民年金法第一百八条第一項の改正規定、同法第一百八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九条の四第一項ただし書きの改正規定、同項第三十号の次に一号を加える改正規定、同項第三十七号の次に二号を加える改正規定、同法附則第五条第十三項の改正規定及び同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の四の七とし、同法附則第九条の四の次に五条を加える改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第一百七十七条から第一百条まで及び第一百五十二条の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中国民年金法第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項の改正規定及び同法第一百九条の四第一項第三号の次に一号を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第一百四十七条及び第一百四十八条の規定 公布の日又は行政手続における特定の個

| | |
|---|---|
| 人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第 号)附則第一号 | 第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続運合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。 |
| 六 改正前確定拠出年金法 附則第二百二十二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 | 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、この法律により改正された国民年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (定義) |

| | |
|--|--|
| 第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 |
| 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。 | 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。 |
| 二 改正後厚生年金保険法 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。 | 二 改正後厚生年金保険法 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。 |
| 三 改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。 | 三 改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。 |
| 四 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。 | 四 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。 |
| 五 改正後国民年金法 第三条の規定による改正後の国民年金法をいう。 | 五 改正後国民年金法 第三条の規定による改正後の国民年金法をいう。 |
| 六 改正前確定拠出年金法 附則第二百二十二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 | 六 改正前確定拠出年金法 附則第二百二十二条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 |

| | |
|--|--|
| 第七条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。 | 第七条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。 |
| 八 改正前保険業法 附則第二百三十一条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。 | 八 改正前保険業法 附則第二百三十一条の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第百五号)をいう。 |
| 九 改正後特別会計法 附則第二百三十五条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。 | 九 改正後特別会計法 附則第二百三十五条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。 |
| 十 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。 | 十 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。 |
| 十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設立された厚生年金基金をいう。 | 十一 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六条の規定により従前の例によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設立された厚生年金基金をいう。 |

| | |
|---|---|
| 第十五条 連合会 改正後確定給付企業年金法第九条の二第一項に規定する確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金運合会をいう。 | 第十五条 連合会 改正後確定給付企業年金法第九条の二第一項に規定する確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金運合会をいう。 |
| 第十六条 旧厚生年金基金の存続 | 第十六条 旧厚生年金基金の存続 |
| 第十七条 旧厚生年金基金であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、改正前 | 第十七条 旧厚生年金基金であつてこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後も、改正前 |
| 第十八条 厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。 | 第十八条 厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。 |

官 報 (号 外)

| 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項 | 改正前確定給付企業年金法第一百七十三条第一項 | が厚生年金基金 | 四分の三 |
|--|--|--|------|
| 改正前確定給付企業年金法第一百七十三条第三項及び第二百十一条の二第二項 | 改正前確定給付企業年金法第一百七十三条第三項及び第二百十一条の二第二項 | が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。) | 三分の一 |
| 第八十七条第六項 | 第八十五条の二の規定により政 府が解散した連合会から徴収す る徴収金 | 三分の二 | |
| 適用する | 第八十七条(第六項を除く。) | の規定による保険料 | |
| 適用する。 この場合において、同法第八十七条第一項中 「年十四・六パーセント(当該 納期限の翌日から三月を経過 する日までの期間について は、年七・三パーセント)」と あるのは、「年十四・六パー セント」とする | | | |

平成二十五年六月十九日

参議院会議録第一二八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

| 改正後確定拠出年金法第二十一条 | | 資格の有無 | |
|-------------------------|-------------------------|--|---|
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業年金基金 | 資格の有無及び存続厚生年金基金の加入員の資格の有無、 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業年金基金 | 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業年金基金 | 平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 又は退職手当制度 | 企業年金基金及び存続厚生年金基金 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 又は企業年金連合会 | 、存続厚生年金基金又は退職手当制度 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業年金連合会 | 、企業年金連合会 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 又は存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基 | 又は存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 金脱退一時金相当額をいう | 金脱退一時金相当額をいう |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業型年金加入者 | 確定給付企業年金の実施事業所 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 企業型年金加入者、存続厚生年金基金の加入員 | 確定給付企業年金の実施事業所又は当該存続厚生年金基金の設立事業所 |
| 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 改正後確定拠出年金法第二十一条第一項及び第二項 | 、国民年金基金及び国民年金基金 | 確定給付企業年金の実施事業所又は当該存続厚生年金基金の設立事業所 |

前二項に定めるもののほか、存続厚生年金基金についての第一項の規定によりなおその努力を有するものとされた同項各号に掲げる規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定給付企業年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第六条 施行日前にされた改正前厚生年金保険法
第一百十一条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際認可をするかどうかの処分がなされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

(厚生年金基金の清算に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧厚生年金基金が解散した場合における存続厚生年金基金の清算については、この附則及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
(存続厚生年金基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収)

第八条 政府は、存続厚生年金基金が解散したときは、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負つている者に係る責任準備金相当額(政令で定めるところにより算出した責任準備金に相当する額をいう。以下同じ)を当該存続厚生年金基金から徴収する。

(責任準備金相当額の一部の物納)

第九条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十四条の規定は、前条の規定により政府が当該存続厚生年金基金から責任準備金相

当額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなされた改正前確定給付企業年金法第百十四第二項中「第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大臣の認可の申請と同時に」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)」以下「平成二十五年改正法」という。附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可若しくは平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認の申請と同時に又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項第三号の規定による解散後速やかに」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(責任準備金相当額の前納)

第十条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金は、次の各号に掲げる認可又は承認前ににおいて、当該各号に定める規定により政府が徴収することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができる。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十五条第二項の認可 附則第八条

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第二項の承認又は附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十一条第二項の認可 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三条第一項

二 前項の場合において納付すべき額は、政令で定める基準に従い当該存続厚生年金基金の規約で定めるところにより算定した額とする。

3 前二項に定めるもののほか、責任準備金相当額の前納の手続、前納された責任準備金相当額の還付その他責任準備金相当額の全部又は一部の前納について必要な事項は、政令で定める。(自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第十一条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年

金基金であつて、当該解散をしようとする日に

おいて年金給付等積立金(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第一項から第十三条、第五十五条第一項、第六十条、第七十一条第二項並びに第七十一条第二項を除き、以下同じ。)の額(前条第一項(第九項若しくは次条第

十項又は附則第十九条第十項、第二十条第五項若しくは第二十一条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により前納された場合にあつては、当該前納された額を加えた額(以下同じ。)が責任準備金相当額を下回つていると見込まれるもの(以下「自主解散型基金」という。)は、厚生労働省令で定めることにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 第二項の規定による認定の申請をした自主解散型基金は、次に掲げる給付について、当該申請をした日の属する月の翌月から、前項の規定による支給の停止を解除しなければならない。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第一項の規定により支給する同項に規定する老齢年金給付(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

された改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額(改正後厚生年金保険法第

四十四条の三第一項の規定による申出をした者に当該自主解散型基金が支給する老齢年金給付(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。附則第十九条第四項、第三十六条第一項及び第四十条第一項第一号において同じ。)については、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項に規定する額(当該解散した日における年によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項に規定する額)に相当する部分を除く。)

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十条第二項の規定により支給する一時金たる給付

三 附則第五条第一項の規定により支給する年金たる給付又是一時金たる給付

4 第二項の規定による認定の申請をした自主解散型基金は、当該申請を取り下げたとき、又は厚生労働大臣が次項の認定をしない旨の決定をしたときは、当該取下げをした日の属する月の翌月又は当該決定があつた日の属する月の翌月から、前項の規定による支給の停止を解除しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請をした自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定

める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

7 政府は、第五項の認定を受けた自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、附則第八条の規定にかかるべき措置を講ず、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額(存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたとしたときによる額として政令で定めるところにより算定した額又は当該存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額のうちいちばん大きい方の額をいう。附則第二十七条第二項及び第三十条第一項を除き、以下同じ。)を、当該自主解散型基金から徵収する。この場合において、附則第三十四条第四項の規定は適用せず、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第十一条第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により政府が當

該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徵収するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 当該自主解散型基金の名称
- 二 当該自主解散型基金の責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

9 第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について前条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるのは「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」と、次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは第一号に掲げる認可前においても、同条第七項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額(同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。第三項において同じ。)」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

(自主解散型納付計画の承認)

第十一条 自主解散型基金及びその設立事業所(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。)の事業主(当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主。次項及び第七項において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「自主解散型納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定める

ところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

- 2 前項の承認の申請は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。
- 3 自主解散型基金の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする日

二 当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額

三 第一項の承認の申請の日までの業務の状況に関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

4 自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が納付すべき額

二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額

三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した自主解散型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内)であることその他当該事業主が同項第一号に掲げた額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

6 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認の申請をした自主解散型基金について準用する。この場合において、同条第四項中「次項の認定」とあるのは、「次条第一項の承認」と読み替えるものとする。

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をす

あつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主の自主解散型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額)とを合算して得た額は、当該自主解散型基金の責任準備金相当額でなければならない。

9 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認の申請をした自主解散型基金について準用する。この場合において、同条第四項中「次項の認定」とあるのは、「次条第一項の承認」と読み替えるものとする。

10 第一項の承認の申請をした自主解散型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるのは「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、附則第十二条第一項の承認の申請をしたるもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前に定める」とあるのは「次条第一項に規定する自主解散型基金における責任準備金相当額の納付の猶予においても、当該各号に定める」とあるのは「第一号に掲げる認可前においても、附則第十三条第一項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。「年金給付等積立金の額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。(自主解散型納付計画の承認)場合における責任準備金相当額の納付の猶予

第十二条 自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三項第二号に掲げる額と当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額(当該自主解散型基金を共同して設立している場合に

解散した日における年金給付等積立金の額が任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府

は、附則第八条の規定にかかるわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の自主解散型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百三十八条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予

をするものとする。

3 附則第十二条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の次条第一項に規定する自主解散型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 政府は、第二項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に係る猶予期間及び猶予に係る額その他必要な事項を当該事業主に通知しなけ

ればならない。

(自主解散型納付計画の変更)

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、そ

の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があ

ると認めるときは、当該自主解散型基金の設立

事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶

予を受けようとする期間の延長その他の当該事

業主の自主解散型納付計画の変更を承認するこ

とができる。ただし、その期間は、既に当該事

業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予

をした期間と併せて十五年(附則第十二条第八項の規定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年)を超えることが

できない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をし

ようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

3 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定に

より納付の猶予をした場合において、その財産の状況その他の事情の変化により必要があると

認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業

所の事業主に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主

解散型納付計画の変更をし、厚生労働大臣に提

出することを求めることができる。

4 第一条の規定は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の変更をし、提出す

ることを求めた場合について準用する。この場

合において、第一項中「その猶予がされた期間

内にその猶予がされた額を納付することができ

ないやむを得ない理由がある」とあるのは、当該

自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産の

状況その他の事情の変化により必要がある」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは、「当該事業主」と、「延長」とある

のは「短縮」と読み替えるものとする。

(納付の猶予の場合の加算金)

第十五条 自主解散型納付計画の承認を受けた自

主解散型基金の設立事業所の事業主が次の各号

のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣

は、当該事業主の自主解散型納付計画の承認を

取り消すことができる。

一 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定

により納付の猶予がされた期間内にその猶予

がされた額を納付しないとき。

二 前条第三項の規定による求めに応じないと

き。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該事業主の

財産の状況その他の事情の変化によりその猶

予を継続することが適当でないと認められる

とき。

4 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により自

主解散型納付計画の承認を取り消したときは、

これに基づいて納付の猶予を取り消すものとす

る。

3 政府は、前項の規定により納付の猶予を取り消したときは、その旨を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に通知しなければならない。

四 条第五項の規定により納付の猶予をしたときには、当該猶予をした微収金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めることにより計算した加算金を当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する。

一 当該猶予期間の終了日又は督促状により指定する期限までに納付される微収金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めることにより指定する期限までに納付されないこ

とについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない微収金額を含む)。当該微収金額につき自主解散型加算金利率で、納期限の翌日から、微収金完納の

日までの日数によって計算した額

二 督促状により指定する期限までに納付されない微収金額(督促状により指定する期限までに納付されないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、当該納付されない微収金額を除く)。イに掲げる額と

口に掲げる額とを合算した額

イ 当該微収金額につき自主解散型加算金利

率で、納期限の翌日から、猶予期間の終了

日又は猶予の取消しがあつた日までの日数

によって計算した額

口 当該微収金額とイに掲げる額とを合算し

| |
|---|
| 立しては、当該清算型基金を設立している各事業主の清算型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額)とを合算して得た額は、当該清算型基金の責任準備金相当額でなければならない。 |
| 6 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主の清算型納付計画の承認は、同時に行うものとする。 |
| 一 当該清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。 |
| 二 当該清算型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算型納付計画が、第四項第一号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内)であることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 7 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該清算型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。 |

| |
|--|
| 8 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。 |
| 9 第一項の承認の申請をした清算型基金について附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 厚生年金保険法附則第二十二条第六項の規定を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十二条第六項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 厚生年金保険法附則第二十二条第六項の規定を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十二条第六項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 厚生年金保険法附則第二十二条第六項の規定を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十二条第六項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |

| |
|--|
| 該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。 |
| 3 附則第十八条の規定は、第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の附則第二十一条第一項に規定する清算型納付計画に記載された同条第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。 |
| (清算型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等) |
| 4 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |

| |
|--|
| 該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。 |
| 3 附則第十八条の規定は、第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の附則第二十一条第一項に規定する清算型納付計画に記載された同条第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。 |
| (清算型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等) |
| 4 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 |
| (準用規定) |
| 5 附則第十四条の規定は、政府が前条第二項の規定による認定の申請及び附則第二十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十二条第一項及び第五項、第二十二条第一項及び第三項並びに第六十九条第一項の規定の適用について、附則第二十二条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金であつて、前条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、附則第二十二条第一項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とあるのは「清算型基金」とあるのは「清算型納付計画に」、同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「主解散型加算金利」とあるのは「清算型加算金利」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 6 附則第十三条第一項の規定は、政府が前条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十二条第一項及び第五項、第二十二条第一項及び第三項並びに第六十九条第一項の規定の適用について、附則第二十二条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金であつて、前条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型基金」とあるのは「清算型納付計画に」、同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「主解散型加算金利」とあるのは「清算型加算金利」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |
| 7 附則第十三条第一項の規定は、政府が前条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十二条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十二条第一項及び第五項、第二十二条第一項及び第三項並びに第六十九条第一項の規定の適用について、附則第二十二条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金であつて、前条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型基金」とあるのは「清算型納付計画に」、同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」とあるのは「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十二条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「主解散型加算金利」とあるのは「清算型加算金利」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二十二条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。 |

中「から責任準備金相当額」と、同項及び同条第三項
額責任準備金相当額」と、同項中「及び減額責任
準備金相当額」とあるのは、「とあるのは「減額
責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備
金相当額」と、附則第六十九条第一項中「責任準
備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控
除した額をそれぞれ徴収する場合及び」とある
のは「減額責任準備金相当額から当該年金給付
等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する
場合及び」とする。

(清算型基金に係る減額責任準備金相当額等の
一部の物納)

第二十五条 附則第五条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた改正前確定給付
企業年金法第百十四条の規定は、附則第二十条
第三項の規定により政府が当該清算型基金から
減額責任準備金相当額を徴収する場合及び附則
第二十二条第一項の規定により政府が当該清算
型基金から年金給付等積立金の額を徴収する場
合について準用する。この場合において、附則
第五条第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた改正前確定給付企業年金法第百
十四条第二項中「第一百一条第二項の厚生労働
大臣の承認又は第百十二条第一項の厚生労働大
臣の認可」とあるのは、「公的年金制度の健全性
及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の
一部を改正する法律(平成二十五年法律
第一号)附則第十九条第七項の承認」と読み
替えるものとするほか、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

を有するものとされた改正前保険業法附則第一條の十三の規定は、前項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用して物納をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

(特定基金に関する経過措置)

第二十六条 附則第十一条から前条までに定める年金保険法附則第三十三条第一項の規定によりされている申出は、附則第十一条第一項の規定によりされた認定の申請とみなす。この場合において、同条第三項中「当該申請をした日」とあらわるのは、「施行日」とする。

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金(同条第一項に規定する特定基金をいう。以下同じ。)であつて清算中のものについては、同条第三項から第七項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第二十八条 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金(施行日前に解散したものと除く。)については、同条(第二項を除く。)並びに改正前厚生年金保険法附則第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項及び第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

正する法律(平成二十五年法律第一号)附則
第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条
第十五号に規定する連合会」とする。
2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条
第一項の承認を受けた特定基金が附則第十一条
第七項の規定により減額責任準備金相当額を徴
収される場合においては、同項後段並びに附則
第八十二条第一項第一号及び第八十三条第一項
の規定は適用せず、前項の規定によりなおその
効力を有するものとされた改正前厚生年金保険
法附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び
第八項の規定の適用については、同条第一項、
第五項及び第八項中「責任準備金相当額」とある
のは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中
「責任準備金相当額を」とあるのは「減額責任準
備金相当額を」と、「次条第五項」と、「減額責
任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相
当額」と、それぞれとあるのは「「次条第五項」
と」とする。
3 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十
四条第五項の規定により納付の猶予がされた特
定基金であつて清算中のもの(以下「清算未了特
定基金」という。)については、同条第一項、第
三項及び第五項から第八項まで並びに改正前厚
生年金保険法附則第三十五条から第三十八条ま
で、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改
正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項にお
いて準用する改正前厚生年金保険法附則第三十
八項において準用する改正前厚生年金保険法附

則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第三十三条第二項に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(清算未了特定基金型納付計画の承認)

第三十条 清算未了特定基金(附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主が同時に行わなければならない。

4 清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 当該事業主が納付すべき額
- 2 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
- 3 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、当該清算未了特定基金型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額から第三号に掲げる額と第四号に掲げる額とを合算した額を控除した額でなければならない。

1 当該清算未了特定基金が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項に規定する納付計画(当該納付計画が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十五条第一項又は第二項の規

のとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行なう場合においては、改正後確定給付企業年金法第一百二十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二十七号若しくは第二十八条第二項若しくは第二十九条第一項」とする。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する場合におけるこの附則又は改正後確定給付企業年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(清算未了特定基金型納付計画の承認)

第三十一条 清算未了特定基金(附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主が同時に行わなければならない。

4 清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 当該事業主が納付すべき額
- 2 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
- 3 清算未了特定基金が既に納付した徴収金額のうち、当該清算未了特定基金が、その納付計画に基づき、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収した

6 前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十七年度以後の各年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

四 前号に掲げる額につき調整利率で、清算未了特定基金が当該額を納付した日の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によつて計算した額

- 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立しているときは、当該清算未了特定基金を設立している各事業主の清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算未了特定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間の全部が当該清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して三十年以内にあることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 当該清算未了特定基金について、その猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があること。

厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

(清算未了特定基金型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十一条 厚生労働大臣が前条第七項の規定により承認をしたときは、政府は、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第二十四条第五項の規定により当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額(当該清算未了特

定基金が既に納付した額を除く。第三項において同じ。)を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を当該事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項から第七項まで並びに附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項、第三項及び第五項から第八項まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項並びに第四十条の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十一条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第十一条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「(当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合にあっては、当該減額責任準備金相当額)並びにその設立事業所の事業主の附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

- 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について進用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)

第三十二条 附則第十四条から第十六条までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金」(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)と、「の自主解散型納付計画」とあるのは「の清算未了特定基金型納付計画(附則第二十八条第三項の規定未了特定基金型納付計画をいう。以下同じ。)」と、「既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年(附則第十二条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあっては、三十年)」とあるのは附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限の翌日から起算して三十年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項、第二項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算未了特定基金」と、附則第十四条第三項から第五項まで並びに第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算未了特定基金型納付計画」と、附則第十四条第四項中当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金」(附則第三十条第一項に規定する清算未

了特定基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主の財産」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金(附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。)の設立事業所の事業主」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例)

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金(附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七十九条第五項第四号に該当するものとみなすことができる。

一 存続厚生年金基金の事業年度の末日(以下この項において「基準日」という。)における年金給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。

二 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。

イ 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額

ロ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者について当該基準日までの加入員であつた期間(当該存続厚生年金基金の加入員となる前の期間その他の政令で定める期間を含む。)に係る年金たる給付(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。)又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

2 前項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなされた改正前厚生年金の効力を有するものとみなして、同項の規定により当該存続厚生年金の解散を命じようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聽かなければならない。

(清算人等)

第三十四条 存続厚生年金基金が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

二 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、存続厚生年金基金が負担する。

4 解散した存続厚生年金基金の残余財産は、規約で定めるところにより、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。

5 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付)

第三十五条 施行日以後に解散した存続厚生年金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものと除く。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所(政令で定める場合にあっては、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。)が確定給付企業年金の実施事業所(改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。)となつている場合又は実施事業所となる場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金から前条第四項の規定により当該設立事業所に使用される解散基金加入員等(解散した厚生年金基金

がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の交付を受けることができる。

2 当該確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約で定めるところにより、当該解散基金加入員等に対し、改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付(以下「老齢給付金等」という。)の支給を行うものとする。

3 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、前条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員等に分配されたものとみなす。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該解散基金加入員等に通知しなければならない。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、解散基金加入員等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をできないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告し

がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の交付を受けることができる。

2 法人労働者退職金共済機構への交付

第三十六条 施行日以後に解散した存続厚生年金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものと除く。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主(当該事業主が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第一項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。)がその雇用する解散基金加入員(解散した厚生年金基金がその解散した日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合には、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となつた解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の交付を受けることができる。

3 第三十七条 施行日以後に解散した存続厚生年金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものと除く。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所(政令で定める場合にあっては、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。)が確定給付企業年金の実施事業所(改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。)となつている場合又は実施事業所となる場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において「機構」という。)に申し出ることができる。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。

2 機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額(当該残余財産のうち、当該被共済者となつた解散基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の額の交付を独立行政法人労働者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に申し出ることができる。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。

の条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛け金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛け金納付月数(掛け金の納付があつた月数をいう。次項において同じ。)に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であつた期間の月数を超えることができない。

退職金共済法第十六条第三項の規定にかかるわざとす、前項の規定の例により計算して得た額とする。

額とする。

5
第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者については、当該事業主は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申

9 額とする。

第七項において準用する第一項の規定による
申出に従い交付額が機構に交付された退職金共
済契約が解除されたときにおける解約手当金の
額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわら
ず、前項の規定の例により計算して得た額とす
る。

第六項の規定は、第七項の場合について準用

前厚生年金保険法第百五十三条第二項において
準用する改正前厚生年金保険法第百十五条规定
項及び第三項の規定、改正前厚生年金保険法第
百五十四条において準用する改正前厚生年金保
険法第百十六条の規定、改正前厚生年金保険法
第百五十八条第六項において準用する改正前厚
生年金保険法第百二十二条の規定、改正前厚生
年金保険法第百五十九条の二第三項において準

月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であつた期間の月数を超えることができない。

者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付されたときは、当該事業主は、その旨を当該交付額に係る被共済者となつた当該解散基金加入員に通知しなければならない。

第一項の規定は、施行日以後に解散した存続する解雇基金加入員を被共済者とする退職金並みの解雇契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する第一項の規定による由来に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあつた日の属する月の翌

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十一条
第二項の規定により算定した額に計算後残余
額を加算した額

4 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約
の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除さ
れたときにおける解約手当金の額は、中小企業

第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付されたときは、当該事業主は、その旨を当該交付額に係る被共済者となつた当該解散基金加入員に通知しなければならない。

第一項の規定は、施行日以後に解散した存続する厚生年金基金の設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金並み賃金を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する第一項の規定による由出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該交付額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利潤の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該交付額）を加算した

する。この場合において、第六項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会の存続)

第三十七条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会(であつてこの法律の施行の際現に存するものは、附則第四十条第一項各号に掲げる業務を行うため、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会としてなお存続するものとする。

(存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)

第三十八条 存続連合会については、改正前厚生年金保険法第八十五条の三、第一百四十九条、第一百五十一条、第一百五十二条、第四項、第一百五十三条から第一百五十八条の五まで、第一百五十九条の二、第一百五十九条の三、第一百六十四条第三項、第一百六十八条第三項、第七十三条から第一百七十四条まで、第一百七十六条から第一百七十七条まで、第一百七十八条、第一百八十九条(第五項及び第六項を除く。)及び第一百八十二条並びに附則第三十条第三項の規定、改正

用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第三項の規定、改正前厚生年金保険法第百六十四三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の二から第百三十六条の五までの規定、改正前厚生年金保険法第百六十八条规定、改正前厚生年金保険法第百四十八条までの規定、改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保險法第九十八条第三項及び第四項本文の規定、改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百二項の規定、改正前厚生年金保険法第百七十八条第二項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、なほその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------|---|--|
| | | 第八十五条の三 |
| 厚生年金基金又は企業年金連合会 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五改正法)という。附則第三条第十三号に規定する存続連合会 | 厚生年金基金又は企業年金連合会 |
| 企業年金連合会 | 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)は、中途脱退者、解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負つていた者(以下「解散基金加入員」という。)に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、第一百六十五条から第一百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五改正法)という。附則第三条第十三号に規定する存続連合会 |

| | | |
|--|--|----------|
| | 五百五十三条第一項第八号 | 年金給付等積立金 |
| 年金給付等積立金及び積立金(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) | 年金給付等積立金及び積立金(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) | |
| 年金給付等積立金 | 年金給付等積立金及び積立金(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) | 年金給付等積立金 |
| 年金給付等積立金及び積立金(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) | 年金給付等積立金及び積立金(平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) | 年金給付等積立金 |

官報(号外)

| | | |
|------------|-----------|-----|
| 第一百七十七条 | 基金及び連合会 | 連合会 |
| 第一百七八条第一項 | 基金又は連合会 | 連合会 |
| 第一百七十九条第一項 | 基金若しくは連合会 | 連合会 |
| 第一百七十九条第三項 | 基金又は連合会 | 連合会 |
| 第一百七十九条第二項 | 基金若しくは連合会 | 連合会 |
| 第一百七十九条第四項 | 基金又は連合会 | 連合会 |

3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中の積立金の積立金又は連合会に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正後厚生年金保険法第三十四条第一項

の積立金

の積立金及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第七十二条において準用する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|--|---|--|--|
| 改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号 | 第九項 | 改正後確定拠出年金法第四十八条の二 | 改正後確定拠出年金法第四十九条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。) | 企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第二項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。) | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続連合会 | 、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条第十号に規定する存続連合会 |
| 改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号 | 第九項 | 改正後確定拠出年金法第四十八条の二第一項 | 改正後確定拠出年金法第四十九条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。) | 企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第二項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。) | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。) | 、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第三条第十号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。) |

| | | | |
|-----------------------|----------------------------------|---|---|
| 改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項 | 企業年金連合会の規約で定める積立金(確定給付企業年金法第五十九条 | 存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等(平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。)若しくは積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項 | 項(附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。) |
| 改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号 | 第九項 | 改正後確定拠出年金法第四十八条の二 | 改正後確定拠出年金法第四十九条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。) |

4 前二項に定めるものほか、存続連合会についての第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定給付企業年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に関する必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三十九条 改正後確定給付企業年金法第九十一

項第二号及び第五号並びに附則第四十五条第三項から第六項まで、第四十九条第三項から第六項まで、第五十条、第五十一条及び第一百十二条第二項を除き、以下同じ。)の支給を行うこと。

一 附則第四十三条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会賃旅代付金の支給を行うこと。

第三項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

二 附則第四十五条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している基金中途脱退者について老齢年金給付の支給を行ひ、及び附則第六十一条第二項の規定により基金管理法第一百六十条の二第三項の規定により基金中途脱退者に係る老齢年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行うこと。

（存続連合会の業務）

第四十条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第四十二条第二項の規定により脱退一時金(附則第五条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱

退一時金をいう。附則第四十二条第四項において同様の項と相当する項(附則第四十二条第一項)

いて同じ)の客は本當である客(附則第四十二条において「基金脱退一時金相当額」という。)の多寡を問はず、付則第四条(二)の規定による

の移換を受け、附則第四、十一条第三項の規定により基金中途脱退者(厚生年金基金の加入

員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該厚生年金基金が支給

する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、政令で定めるところにより計

算したその者の当該厚生年金基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないも

のをいう。以下同じ。)又はその遺族について

付金（一時金として支給するものに限る。次

平成二十五年六月十九日 參議院會議錄第二十

三項から第六項まで、第四十九条第三項から第六項まで、第五十条、第五十一条及び第一百十二条第二項を除き、以下同じ。)の支給を行うこと。

二 附則第四十三条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第四十六条第二項の規定により脱退一時金(改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。附則第四十六条第四項において同じ。)の額に相当する額(附則第四十六条において「確定給付企業年金脱退一時金相当額」という。)の移換を受け、附則第四十六条第三項の規定により改正後確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者(以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。)又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

四 附則第四十七条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

五 存続連合会は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 附則第四十四条第二項の規定により同条第

第三項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続運合会障害給付金又は存続運合会遺族給付金の支給を行うこと。

二 附則第四十五条第二項の規定により同条第一項に規定する一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続運合会障害給付金又は存続運合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項又は第五十六条第二項の規定により年金給付等積立金又は積立金の移換を行うこと。

四 附則第四十八条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続運合会障害給付金又は存続運合会遺族給付金の支給を行うこと。

五 附則第四十九条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続運合会障害給付金の支給を行うこと。

六 附則第五十七条第二項、第五十八条第一項又は第五十九条第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

一 存続運合会は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第六十一条第一項の規定によりなおそ

第三項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

二 附則第四十五条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する解散基金加入員等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

三 附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項又は第五十六条第二項の規定により年金給付等積立金又は積立金の移換を行うこと。

四 附則第四十八条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

五 附則第四十九条第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

六 附則第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

存続連合会は、前二項に規定する業務のかか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 附則第六十一条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している基
金中途脱退者について老齢年金給付の支給を行
い、及び附則第六十一条第二項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた改正前
厚生年金保険法第一百六十条の二第三項の規定
により基金中途脱退者に係る老齢年金給付の
額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金
たる給付の支給を行うこと。

二 附則第六十一条第三項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金
保険法第一百六十一条第二項又は第五項の規定
により解散基金加入員に対する老齢年金給付
の支給又は解散基金加入員に係る老齢年金給
付の額の加算若しくは死亡一時金その他の一
時金たる給付の支給を行い、及び附則第六十
一条第四項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた改正前厚生年金保険法第一百六
十二条第二項の規定により解散基金加入員等
について死亡又は障害を支給理由とする年金
たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこ
と。

三 附則第六十二条第一項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金
保険法第一百六十一条第四項若しくは第六項、
附則第六十二条第二項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた改正前厚生年金保
険法第一百六十五条の二第二項又は附則第六十
二条第三項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた改正前厚生年金保険法第一百六

(基金中途脱退者に係る措置)

第四十二条 基金中途脱退者は、存続厚生年金基

金に基金脱退一時金相当額の存続連合会への移

換を申し出ることができる。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による

申出があつたときは、存続連合会に当該申出に

係る基金脱退一時金相当額を移換するものとす

る。

4 存続連合会は、前項の規定により基金脱退一

時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金

を原資として、政令で定めるところにより、当

該基金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連

合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支

給を行うものとする。

5 存続厚生年金基金は、第二項の規定により基

金脱退一時金相当額を移換したときは、当該基

金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する

義務を免れる。

6 存続連合会は、第三項の規定により存続連合

会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給

を行うこととなつたときは、その旨を当該基金

中途脱退者又はその遺族に通知しなければなら

ない。

6 存続連合会は、基金中途脱退者又はその遺族

の所在が明らかでないため前項の規定による通

知をすることができないときは、当該通知に代

えて、その通知すべき事項を公告しなければな

らない。

(解散基金加入員等に係る措置)

第四十三条 解散基金加入員は、解散した存続厚

生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の

規定により解散基金加入員に分配すべき残余財

産(以下この条において「残余財産」という。)の

存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による

申出があつたときは、存続連合会に当該申出に

係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の

移換を受けたときは、当該移換金を原資とし

て、政令で定めるところにより、当該解散基金

加入員又はその遺族に対し、存続連合会老齢給

付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うも

のとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の

移換を受けたときは、附則第三十四条第四項の

規定の適用については、当該残余財産は、当該

解散基金加入員に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合

会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給

を行うこととなつたときは、その旨を当該解散

基金加入員又はその遺族に通知しなければなら

ない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知

について準用する。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

5 附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

4 第四十四条 存続連合会が附則第四十条第二項第一号に掲げる業務を行つている場合にあつては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金は、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金

が解散した日において附則第五条第一項の規定が解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条

において「残余財産」という。)の存続連合会への

移換を申し出ることができる。

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による

申出があつたときは、存続連合会に当該申出に

係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の

移換を受けたときは、当該移換金を原資とし

て、政令で定めるところにより、当該解散基金

加入員等又はその遺族に対し、存続連合会障害

給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うも

のとする。

4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該解散基金加入員等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該解散基金加入員等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該解散基金加入員等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等(以下この条において「解

条第一項において同じ。)の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金加入者の加入する企業型年金(改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。)の資産管理機関改正後確定拠出年金法第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。)又は改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換)

第五十七条 老齢確定給付企業年金中途脱退者等(存続連合会が附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項若しくは附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項の規定(以下この規定による)により老齢給付金の支給に係る義務を負つてゐる者又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の規定により存続連合会老齢給付金の支給に関する義務を負つてゐる者をいう。以下この条から附則第五十九条までにおいて「なお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項等の規定」といふ。)は、存続連合会へ当該年金給付等積立金等を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金は、当該年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められた改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る年金給付等積立金等を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金は、当該年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められた改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等(改正後確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。附則第五十九条第四項において同じ。)又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金等が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

(存続連合会から確定給付企業年金への積立金の移換)

第五十八条 老齢確定給付企業年金中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、老齢確定給付企業年金中途脱退者等がなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行ふものとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならない。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二)

金の支給に関する義務を免れる。

5. 当該確定給付企業年金の事業主等は 第二項
の規定により老齢給付金等の支給を行うことと

なつたときは、その旨を当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等に通知しなければならぬ。

(存続連合会から確定拠出年金への積立金の移換)

第五十九条 老齡確定給付企業年金中途脫退者等
換

は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の

資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資

産管理機関又は国民年金基金連合会に存続連合

会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められてゐるときは、存続連合会に当該企業型

年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会へ

の当該積立金の移換を申し出ることができる。
老齢確定給付企業年金中金保有者等が

考叢研究会企業年金口述歴史者等が
なれり。なお効力を有する改正前確定給付企業年金法第

九十五条の二第三項等の規定の老齢給付金又は

附則第四十六条第三項若しくは第四十七条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有すると

きは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は

国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を

3 存続連合会は、前項の規定により積立金を移換するものとする。

換したときは、当該老齢確定給付企業年金中途脱落者等に係るなお効力を有する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項等の規定の老齢給付金若しくは遺族給付金又は附則第四十

准用する改正前厚生年金保険法第百三十三条の
三第二項及び第三項の規定、改正前厚生年金保
険法第百六十四条第一項において準用する改正
前厚生年金保険法第三十五条、第三十六条第一
項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項
前段、第四十条から第四十一条まで、第四十五
条並びに第一百三十五条の規定並びに改正前厚生
年金保険法第百六十四条第二項において準用す
る改正前厚生年金保険法第八十六条から第八十
九条までの規定は、なおその効力を有する。
4 施行日前に改正前厚生年金保険法第百六十二
条第一項の規定による申出があつた場合において
は、同条並びに改正前厚生年金保険法第一百六
十三条、第一百六十四条第一項及び第二項並びに
第一百七十条から第百七十二条までの規定、改正
前厚生年金保険法第一百六十二条第三項において
準用する改正前厚生年金保険法第百六十一条第
六項及び第七項の規定、改正前厚生年金保険法
第一百六十二条第四項において準用する改正前厚
生年金保険法第百六十一条第二項及び第七項の規
定、改正前厚生年金保険法第一百六十四条第一項
において準用する改正前厚生年金保険法第三十
六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九
条第二項前段並びに第四十条から第四十一条ま
での規定並びに改正前厚生年金保険法第一百六
四条第二項において準用する改正前厚生年金保
険法第八十六条から第八十九条までの規定は、
なおその効力を有する。

務を免れようとする老齢年金給付支給対象者」とに、受けなければならない。

3 存続連合会が、老齢年金給付支給対象者が厚生年金保険法による老齢厚生年金(以下単に「老齢厚生年金」という。)の受給権を取得する前に第一項の認可を受けて当該老齢年金給付支給対象者に係る代行給付支給義務を免れた場合においては、附則第八十六条第一項の規定によりな

おその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定は、当該存続連合会がその代行給付支給義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年基金の加入員であつた期間(他の存続厚生年基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)については、適用しない。

4 存続連合会が第一項の規定により代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八十

六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定にかかるわらず、当該老齢厚生年金の額は当該代行給付支給義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金が加入員であつた期間(他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとのとし、当該存続連合会が第一項の認可を受けた日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

(老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の徴収)

第六十六条 政府は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可により存続連合会が代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額を当該存続連合会から徴収する。

(老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第六十七条 前条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等(改正前

確定給付企業年金法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。)とみなして、改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例による。この場合において、同条第

二項中「第百十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第百十二条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十

五年法律第二号)附則第六十五条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定の例により物納

する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一

条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第六十八条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会が行つた処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

課に関する改正前厚生年金保険法第百六十九条における準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

第六十九条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第八条の規定により政府が当該存続厚生年基金から責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十一条第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第二十二条第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から附則第三十条第四項第一号に掲げる年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一

条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者及び解散基金加入員等(以下この条、次条第二項並びに附則第七十五条及び第七十八条第一項第二号において「基金中途脱退者等」という。)による年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付まだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十九

五十七条第二項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

しては、不動産取得税を課すことができない。

(責任準備金相当額の一部の物納

第七十三条 前条において準用する附則第八条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付

散した存続連合会は、規約で定めるところにより、同条第三項の規定により基金中途脱退者等に分配すべき残余財産の交付を連合会に申し出

連合会は、前項に規定する残余財産の交付を
ねじりができる。

存続連合会は、第一項の規定により解散したときは、規約で定めるところにより、当該存続連合会の残余財産(附則第四十条第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定により行う業務に係るものに限る。第五項及び附則第七十五条において同じ。)を基金中途脱退者等に分配しなければならない。

一 存続連合会が附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

4 存続連合会が第一項の規定により解散したときは、第二項ただし書に規定する義務及び前項の規定により基金中途退者等に分配する義務を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて連合会が承継する。

きは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者及び改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日まで

効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十八条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた存続連合会は、第三項の規定による残余財産の分配に関する事務を連合会に委託することができる。

時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は附則第五十三条第四項若しくは第六項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項若しくは第五十九条第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付

6
第四項の規定により連合会が権利を承継する場合は、当該承継に伴う登記又は登録について、当該承継の日から一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対

第七十二条 附則第八条の規定は、存続連合会が解散した場合について準用する。

第七十二条 徴収) 附則第八条の規定は、存続連合会が

散した場合に限る。)について準用する。
(解散存続連合会の残余財産の連合会への交付)
第七十五条 附則第七十条第一項の規定により解

(準用規定)

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

2 附則第九条第一項、第十八条第一項又は第二

十五条第一項の規定により附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条の規定を準用する場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 附則第六十七条第一項又は第七十三条第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第百四条の規定による場合において、同条第五

項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(不服申立て)

第八十四条 次に掲げる処分に不服がある者については、改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第一項に規定する標準給与又は老齢年金給付等若しくは附則第四十条第三項第一号若しくは第二号に規定する給付に関する処分

二 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金その他附則第五条第一項の規定によりなおその効

を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十四条第一項の規定、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十六条及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第四十条の規定又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十二条第一項の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分

三 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十二条第一項及び附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分

給の停止については、改正前厚生年金保険法第四十四条の二、第四十六条第五項及び第六十条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年法律第一号。以下「平成二十五年改正法」という。附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)の規定による存続連合会(以下「存続連合会」といいう。)の存続運営の信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年改正法附則第三号。以下「平成二十五年改正法附則第三号」という。附則第五条第一項の規定により解散した

第四十四条の二第一項
が厚生年金基金

が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律平成二十五年改正法附則第三号。以下「平成二十五年改正法附則第三号」という。附則第五条第一項の規定により解散した

| 第四十四条の二第一項 が厚生年金基金 | 第四十四条の二第二項第一号 企業年金運合会 | 第四十四条の二第二項第一号 企業年金運合会 | 第四十四条の二第二項第一号 存続連合会 |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 第八十六条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間における年金たる保険給付の額の計算及びその支 | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した |
| 第八十六条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間における年金たる保険給付の額の計算及びその支 | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した | 解散した |

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定は、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に存続厚生年金基金が解散した場合における当該存続厚生年金基金の加入員であった期間(存続連合会又は他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)については、適用しない。

3 前項に規定する場合において、当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定にかかるわらず、当該老齢厚生年金の額は当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間(存続連合会又は他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)に該当する場合には、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

4 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

5 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

6 存続厚生年金基金又は存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五条の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないとき。

7 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十三条第一項、第二十二条第一項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十一条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十六条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

10 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなくて次

第十八条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項の規定の適用については、同項中「及び第十六条第一項」とあるのは、「並びに第四十六

2 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

3 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

4 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第六項の規定に違反して、通

5 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

6 存続厚生年金基金又は存続連合会が、正当な理由がなくて、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前第六条第一項第五項」とする。

7 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十三条第一項、第二十二条第一項又は第三十二条第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 自主解散型基金の設立事業所の事業主、清算型基金の設立事業所の事業主又は清算未了特定基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて、附則第十六条第一項(附則第二十三条及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十九条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第三項又は第四項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十九条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第三項又は第四項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

一一六

た改正前厚生年金保険法第百七十六条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、十万円以下の過料に処する。

一 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 存続厚生年金基金の加入員が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者が、附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条の規定に違反して、届出をしないとき。

第九十五条 附則第五条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百九条第二項の規定に違反して、厚生年金基金という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(第三号被保険者であつた者の届出に関する経過措置)

第九十六条 改正後国民年金法第十二条の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後において改正後国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者でなくなつた者について適用する。

(障害基礎年金等の支給に関する経過措置)

第九十七条 改正後国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより

規定期間(以下この条において「時効消滅不整合期間」という。)となつた期

間を有する者であつて、初診日がこの法律の公

布の日から改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日(初

診日前に当該記録した事項の訂正がなされた者

にあつては、附則第一条第二号に掲げる規定の

施行の日(以下「第二号施行日」という。)から起算して三月を経過する日)までの間に死亡したもの(第二号施行日において当該

死亡に係る国民年金法による遺族基礎年金又は

改正後国民年金法附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付が支給されている場合

(これらの給付の全部につき支給が停止されて

いる場合を含む。)及び当該死亡の日の前日まで

に当該時効消滅不整合期間について改正後

国民年金法附則第九条の四の二第一項及び第二

項の規定を適用する場合(これらの給付の支給要件に関する規定を適用する場合に限る。)にお

いては、同条第一項中「被保険者であつた者は、」とあるのは「被保険者であつた者の遺族である」に規定する年金たる給付を受けることができる

者に限る。)は、当該被保険者又は被保険者であつた者の」と、同条第二項中「法令の規定」とあるのは「法令の規定(遺族基礎年金又は附則第九条の四の六第二項に規定する年金たる給付の支給要件に関する規定に限る。)」と、「当該届出が二十一年改正法附則第九十七条第一項に規定する傷病に係る初診日の前日」とする。

(特定保険料の納付に関する経過措置)

第九十八条 改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定は、第二号施行日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

(特定保険料の納付に関する経過措置)

第九十九条 前条の政令で定める日の翌日から国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十三号)附則第二条の規定の施行の日以後三年を経過する日までの間における改正後国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定の適用については、

同項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは「六十歳以上である者」と、「六十歳未満である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者以外の者である場合にあつては、承認の日の属する月前十年以内の期間を除く。」とす

る。

正後国民年金法附則第九条の四の二第一項の規

給要件に関する規定を適用する場合に限る。)に

第百条 国民年金法による老齢基礎年金(以下こ

則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改める。

附則第二十六第二項及び第四項中「厚生年金保険法」を平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

「一項」を平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとすべき平成二十五年改正法第一条の規定による

改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」とあるのは「平成二十五年改正法附則第八十項」とあるものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改める。

附則第二十八条第一項中「厚生年金基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に、「同法第百三十条第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改前¹の厚生年金保険法第百三十条第一項に改め、「(次項において「老齢年金給付」という。)」を削り、「同法附則第十三条第二項」を「厚生年金保険法附則第十三条第二項」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法第一百六十二条第二項の規定により企業年金連合会が同法第百四十九条

第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第一百六十二条第三項

の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続運合会が平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法

第一百四十九条第一項に、「同法附則第十三条の二」を「厚生年金保険法附則第十三条の二」に改

め、同条第三項中「厚生年金保険法」を「平成十五年改正法附則第六十一条第三項」の規定によつてその効力を有するものとさして平成二十二

「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

「厚生年金保険法」に、「すべての厚生年金基金」を「全ての公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第三条
第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)に改める。
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第一百五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第四十七条第一項中「厚生年金基金」を

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)。以下「平成二十五年改正法」という。」附則第三条第十一号に規定

定する存続厚生年金基金に改める
附則第四十九条第一項中「厚生年金保険法」を
「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚

生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」

保険法及び同法を二平成二十五年改正附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさせて平成二十五年改正前厚生法二〇〇〇年四月一日から施行する。

附則第五十二条第一項及び第四項中「確定給付企業年金法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法」に改める。

附則第五十五条第二項中「第四十一条、第六百三十条の二」を「並びに第四十一条並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなされた平成二十五年の効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年法第六百三十条の二」に改め、「第六百四十七条第四項」を削り、「第六百七十三条の規定」を「第六百七十三条並びに平成二十五年改正法附則第三十四条第四項の規定」に、「同法第三十七条第一項」を「厚生年金保険法第三十七条第一項」に、「同法第六百三十条の二第一項」を「平成十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなされた平成十五年の効力を有するものとされた平成二十五年

改正前厚年法第百三十条の二第一項に、「そ
れぞれ」を「平成二十五年改正法附則第三十四
条第四項中「年金たる給付」とあるのは「年金た
る給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法

律(平成八年法律第八十二号)附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付を含む。)」と、そ
れぞれ」に改める。

百三十八条第二項」を「及び第八十四条から第十八条まで並びに平成二十五年改正法附則第五

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第百三十

八条第二項に、「同法第八十三条第二項」を厚生年金保険法第八十三条第二項に改める。
附則第五十七条第一項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた平成二十五年改正前厚年法に改め、同

条第二項中「第八十四条 第八十五条 第八十六条から第八十九条まで、第一百四十条第二項」を「及び第八十四条から第八十九条まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法第一百四十条第二項」に、「同法第八十三条第二項」を「厚生年金保険法第二十五条第二項」に改める。

附則第六十三条中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚年法」に改める。

正) (国民年金法等の一部を改正する法律の一部改

(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法)」に、「厚生年金保険法第二百三十条第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項」に規定するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第二百三十条第一項に、「以下」を「次条及び附則第二十六条を除き、「以下」に、「第四条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」に改める。

附則第十条の見出しを「存続連合会への準用」に改め、同条第一項中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「(平成十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定

「及び第四十四条の三第四項」を「及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「同法第四十四条の二第一項並びに同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項並びに厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第一項中「第六条の規定による改正後の」を「平成二十五年改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有するもの

号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の
によりなおその効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚
生年金保険法第六百六十一條第二項の「老齢年金給
付をいう。附則第二十六条第一項において同
じ。」)を加え、同条第二項中「基金に係る厚生年
金保険法」を「平成二十五年改正法附則第三條第
十号に規定する旧厚生年金基金(以下「旧厚生年
金基金」という。)に係る平成二十五年改正法附
則第三十八条第一項の規定によりなおその効力
を有するものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「
基金が」を「旧厚生年金基金が」に、「当該基金
を「当該旧厚生年金基金」に、「連合会が」を「連
合会が平成二十五年改正法附則第六百六十一條第三
項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れた平成二十五年改正法第一条の規定による改
正前の厚生年金保険法第六百六十一條第二項の規
定により」に、「同法第六百六十一條第三項」を「同
条第三項」に改める。

十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条中「同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第三項及び第四項中」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十三条の二第二項及び第三項中「第百三十二条第二項」とあり、及び厚生年金保険法附則第十三条第三項及び第四項中「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法」及び「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第一百七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
の一部を次のよう改正する。

第十三条第三項第一号中「厚生年金基金契約」を削る。

第三十一条第一号中「(第九章(厚生年金基金及び企業年金連合会)の規定を除く。)」を削り、

「第三号」を「以下この条」に改め、同条第二号中

で同法第百二十二条(加入員)に規定する加入員の退職に基因して支払われるもの及びを削り、「坑外員の退職に基因して支払われるもの」の下に「その他同法の規定による社会保険に関する制度に類する制度に基づく一時金で政令で定めるもの」を加える。

第三十五条第三項第一号中「同条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七十四条第一項第七号中「及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第四十一条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）」を削る。

第二百三十三条の三第一号中「厚生年金保険法第一百三十条第一項(厚生年金基金の業務等)に規定する老齢年金給付」を削る。

| 別表第一中 | |
|---------|----|
| 企業年金基金 | 確定 |
| 企業年金連合会 | |
| 厚生 | |

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第二十八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

| |
|--|
| <p>〔企業年金基金　確定給付企業年金法　企業年金連合会〕</p> <p>に改め、厚生年金基金の項を削る。</p> <p>(所得税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第百八条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。</p> <p>(法人税法の一部改正)</p> <p>第百九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第四項第一号中「厚生年金基金契約」を削る。</p> <p>第八十四条第一項中「厚生年金基金契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第二百三十三条の二第一項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に規定する年金給付等積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。)の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託の業務」を削り、「又は勤労者財産形成基金給付契約」を、「勤労者財産形成基金給付契約」に改め、「保管の受託の業務」の下に「又はこれらに類する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるもの」を加え、同条第二項中「定める金額」の下に「同項に規定する政令で定める契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものを行う法人にあつては、当該金額に当該業務の次の各号(第八号を除く。)に規定する業務の区分に応じ政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額」を加え、同項第一号中「厚生年金基金契約」を削り、同号中イを削り、口をイとし、ハから木までを口から二までとし、同項第二号中「厚生年金基金契約」を削り、同号イを削り、同号口中「責任準備金額」を「保険業法第二百六十七条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額(以下この号及び第四号において「責任準備金額」という。)に改め、同号口を同号イとし、同号ハを同号口とし、同号ニを同号ハとし、同項第三号中「厚生年金基金契約」を削り、同号イを削り、同号口中「責任準備金額」を「農業協同組合法第十一條の十三(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額(以下この号において「責任準備金額」という。)に改め、同号イを同号イとし、同号ハを同号口とし、同号ニを同号ハとし、同項第五号中「厚生年金基金契約」を削り、同号イを削り、同号口を同号イとし、同号ハを同号口とし、同号ニを同号ハとし、同項第七号中「厚生年金基金契約又は」及び「年金給付等積立金又は」を削り、「業務」の下に「これに類する業務で政令で定める業務を含む。」を加え、「次に掲げる」を「各確定給付年金基金資産運用契約につき、当該契約に係る有価証券その他の資産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうち当該契約に係る企業年金基金の加入者又は加入者があつた者が負担した部分の金額でその有価証券その他の資産に係るものと控除した金額として政令で定めるところにより計算したに改め、同号イ及び口を削り、同条第三項中「前二項に規定する厚生年金基金契約とは、厚生年金保険法第二百三十六条の三第一項(年金給付等積立金の運用)同法第二百六十四条第三項(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定により年金給付等積立金を運用するために締結された同法第二百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は同条第二項において準用する同法第二百三十条の二第二項に規定する信託の契約をいい。」を削る。</p> <p>〔別表第二中　企業年金基金　確定給付企業年金法　企業年金連合会　企業年金基金　確定給付企業年金法　厚生年金基金の項を削る。〕</p> |
|--|

定する存続連合会」と、同項中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会」とする。

3 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の七第十八号に掲げる不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の七第十八号の規定は、同号に掲げる不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金基金が確定給付企業年金法第百九条第四項の規定により権利を承継する場合又は企業年金基金が同法」とあるのは、「企業年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金又は同条第十三号に規定する存続連合会が同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」と、「第一百五十九条第五項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第五項」とする。

(船員職業安定法の一部改正)

第一百十九条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二号中「第一百二条第一項」を「第一百二条」に、「第一百四条第一項」を「若しくは第一百四条第一項」に改め、「第一百八十二条第一項」を「若しくは第一百八十二条第一項」に改め、「第一百八十二条第一項」を「若しくは第一百八十二条第一項」を削る。

第一条第一項中「(同法第百六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

第三条第二号中「厚生年金基金若しくは企業年金連合会」及び「企業年金連合会がした処分にあつては、厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。」を削る。

第九条第一項中「厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金」を「石炭鉱業年金基金」に改める。

第十九条中「(同法第百六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。)」を削る。

第三十条第一項中「厚生年金基金及び企業年金連合会並びに」及び「厚生年金基金の加入員並びに」を削る。

第五十六条第二号(同法第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同号中「又は雇用保険法」とあるのは「雇用保険法」と、「同法第八十三条」とあるのは「同法第八十三条の規定に係る部分に限る」を「場合及び」に改める。

5 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第五号の三の規定は、同号に掲げる土地又はその取得に對して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚

生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金又は同条第十三号に規定する存続連合会が同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」と、「第一百五十九条第五項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第五項」とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第一百二十二条 社会保険審査官は、前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下この条及び附則第百四十二条において「改正後審査会法」という。)第一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項の規定による審査請求及び附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の審査請求に関する改正後審査会法第一条第一項、第三条第二号及び第九条第一項の規定の適用については、改正後審査会法第一条第一項中「第九十条」とあるのは「第九十条(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。)」と、改正後審査会法第三条第二号中「健康保険組合」とあるのは「健康保険組合、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)若しくは同条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)」と、「した処分」とあるのは「し

官報(号外)

た処分(存続連合会がした処分にあつては、平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。)と、改正後審査会法第九条第一項中「保険者」とあるいは「保険者存続厚生年金基金若しくは存続連合会」とする。

3 社会保険審査会は、改正後審査会法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項の規定による再審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお從前の例によることとされた再審査請求並びに附則第八十四条において準用する改

正後厚生年金保険法第九十一条の規定による審

査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお從前の例によることとされた審査請求の事件を

取り扱う。

4 前項の再審査請求及び審査請求に関する改正後審査会法第十九条、第三十条第一項及び第三十二条第五項の規定の適用については、改正後審査会法第十九条中「第九十条」とあるのは「第九十条(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、「再審査請求」とあるのは「再審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお從前の例によることとされたものを含む。以下同

じ。)」と、「第九十一条」とあるのは「第九十一条(平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。)」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお從前の例によることとされたものを含み。)」と、改正後審査会法第三十条第一項中「厚生年金保険」とあるのは「厚生年金保険(平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)及び同条第十三号に規定する存続連合会並びに)」と、「被保険者」とあるのは「被保険者(存続厚生年金基金の加入員並びに)」と、改正後審査会法第三十二条第五項中「及び厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「並びに国民年金法」とあるのは「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「改正前厚生年金保険法」といいう。)第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項及び平成二十一年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百六十四条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第五項並びに国民年金法」とする。

別表第一の七十七の二の項から七十七の四の項までを次のように改める。

第百二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(住民基本台帳法の一部改正)

| | |
|--|--|
| 七十七の二 確定給付企業年金法(平成三十一年法律第五十号)第九十一条の二第一項の二第一項に規定する企業年金連合会 | 確定給付企業年金法による同法第九十一条の十八第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同条第六項の規定による同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第七十八条第十一号の二第一項第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同条第三項の規定による同法附則第五条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)附則第七十八条第十一号の二第一項第一号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給若しくは同条第六項の規定による同法第九十三条の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 七十七の三 確定給付企業年金法(平成三十一年法律第五十号)第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会 | 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

2 年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管

理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百四十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、改正前保険業法附則第一条の十三第二項の規定は、なおその効力を有する。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第百三十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

(平成十三年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第五十七条第四項中「第一百四十一一条第一項において準用する場合」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の平成二十五条改正定による改正前の第八十七条第一項」に改め

る。

(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律等の一部改正)

第百三十四条 次に掲げる法律の規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の一部を改正する法律(平成二十五年法律

確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律(平成二十五年法律第 号附則第五

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

一 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二十九号)

附則第七条第一項

二 独立行政法人水産総合研究センター法の一

部を改正する法律(平成十四年法律第百三十

号)附則第七条第一項

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律

(平成二十年法律第八号)附則第六条第一項

特別会計に関する法律(一部改正)

第百三十五条 特別会計に関する法律の一部を次

のように改正する。

第百十一条第三項第一号中チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、同項第二号中ニを削り、ホをニとする。

第百十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則第二十八条の二の次に次の二条を加える。

(厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条の三 当分の間、第百十一条第三項

の規定による同項に規定する解散厚生年金基金等からの徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

附則第二十八条の二の次に次の二条を加える。

(厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)

3 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項(同法附則第八十五条において準用する場合を含む)並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の改正前第一条の規定による改正前の第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第一項の規定による同項に規定する解散厚生年金基金等からの徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

(調整規定)

第百三十六条 施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

の施行の日前である場合には、前条のうち特別会計に関する法律第一百十一条第三項第一号の改正規定中「ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし」とあるのは、「ヌをチとし、ルをリとし」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第九条のうち特別会計に関する法律第一百一条第三項第一号の改正規定中「第一号ルを

同号ヲ」とし、同号ヲ」とあるのは第一号リを同号ヌとし、同号ヲ」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による内付金」とある

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一
部改正)

百四十四条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条から第十条まで 削除

第一二条第二項が(第四項)を削除する

条第十三項において準用する場合を含む。)及び

第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその列によるものと

される同法第百四十二条第一項において準用す

第十四条第二項及び第三項を削る。

第二十一条第一項第三号中「第七号」を「第六

号」に改め、同項第五号中「第七号」を「次号」に

改め 同項中第六号を削り 第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。・

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

置）特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措

第一百四十二条 存続厚生年金基金については、前

条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給

付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以

う。）第四条から第六条まで、第十条並びに第十一

四条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされたこれら

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第一十八号(その二) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

りなおその効力を有するものとされた平成二十一年改正法附則第八条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十二年改正法附則第五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)第百四十二条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条第一項」とする。

(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十二条 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「(第百四十二条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、附則第十七条の十四(一)を「附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項において準用する場合を含む。」の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(一)に、「第五条

第八項若しくは第八条第八項を平成二十五年改正法附則第百四十二条の規定によりな
おその効力を有するものとされた平成二十五年
改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚
生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五
年改正法附則第百四十二条の規定による改正前の
なおその効力を有するものとされた平成二十五
年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚
生年金特例法第八条第八項に、「厚生年金基
金の掛金」を「平成二十五年改正法附則第三条
第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成
二十五年改正法附則第五条第一項の規定により
なおその効力を有するものとされた平成二十五
年改正法第一条の規定による改正前の)に、「厚
生年金特例法第四条第一項」を「平成二十五年改
正法附則第四十一条第一項の規定によりな
その効力を有するものとされた平成二十五年改
正法附則第四十一条第一項の規定による改正前の厚生
年金特例法第四条第一項」に、「厚生年金特例法
第八条第二項」を「平成二十五年改正法附則第百
四十二条第二項の規定によりなおその効力を有
するものとされた平成二十五年改正法附則第百
四十二条の規定による改正前の厚生年金特例法第
八条第二項」に改める。
(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機
構法の一部を改正する法律の一部改正)
第百四十三条 独立行政法人年金・健康保険福祉
施設整理機構法の一部を改正する法律の一部を
次のように改正する。
附則第十二条のうち国民年金法附則第九条の

五を削り、同法附則第九条の四の二を同法附則第九条の五とする改正規定中「附則第九条の四の二」を「附則第九条の四の七」に改める。
（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

附則第二十条中「第三条の規定による改正後の」を削り、「 第百三十九条第九項又は第一百四十条第十項」を「又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十九条第九項若しくは第百四十条第十項に改める。

（調整規定）

第一百四十五条 施行日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下この条において「年金機能強化法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の規定は、適用しない。

前項の場合において、年金機能強化法第三条のうち次の表の上欄に掲げる厚生年金保険法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| |
|--|
| <p>第八十一条の二の改正規定</p> <p>第八十一条の二中「してある被保険者の下に「(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。)」を加え、同条の次に次の一項を加える。 (産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例)</p> |
| <p>第八十一条の二の二 産前産後休業をしてある被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行わない。</p> |

| |
|--|
| <p>第八十一条の二の二 産前産後休業をしてある被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るもののが徴収は行かない。</p> |
| <p>第八十一条の三第二項中「第一百三十九条第七項又は第八項」の下に「(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。</p> |

| |
|--|
| <p>正規定、同条に一項を加える改正規定</p> <p>第八十一条の三第二項中「(次項において準用するこの項の規定の適用を受けて、入員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>9 加入員が産前産後休業をしている場合は、前二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>10 当該加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項に」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と、「前条第八項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> |
| <p>第八十一条の三第二項中「(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「すべて」を「全て」に改める。</p> |

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第一一八号(その二)

一一

項」を「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおそ効力を有するものとされた平成二十五年改正第一条の規定による改正前の第四十六条第五条」とあるのは、「第七十八条の二十九の規定にり読み替えて適用する第四十六条第一項」にめ、「附則第七条の五第一項中「第四十六条第一項及び第五項」とあり、及び「同条第一項及第五項」とあるのは「第七十八条の二十九の規により読み替えて適用する第四十六条第一項」にり読み替えて適用する第四十六条第一項及び同条第五項」とを削り、同法附則第二十九の三を削り、附則第二十九条の二を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に一条を附則第三十一条を削り、附則第三十条を附則第三十一条とし、附則第二十九条の次に次の一項を加える。

(一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等)

第三十条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な読み替えその他必要な事項は、政令で定める。

官 報 (号 外)

第一条のうち、厚生年金保険法附則第三十三
条第五項の改正規定及び同法附則第三十九条第一
項の改正規定を削る。

規定及び同法第百二十四条の二の改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。

第三条のうち地方公務員等共済組合法 昭和三十七年法律第百五十二号) 第百四十二条第二項の表の文を見ると「第一表」(第二項文)と「第二表」(第三項文)とある。

項の表の改正規定中「第一条の二第二項及び第三項」を「第一条の二」に改める。

附則第十四条第一項中〔第五項〕を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年

年法律第一号。以下「平成二十五年改正法」

おその効力を有するものとされた平成二十五年
という。)附則第八十六条第一項の規定によりな

改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項に、「同条第一項」を「改

正後厚生年金保険法第四十六条第一項に、「第四十四条の三第四項の」を「第四十四条の三第四

項(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第 号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。

以下この項において同じ。)の」に、「同条の規定を「」これらの規定」に改め、同条第三項中「第

五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものと

改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に

五年項中「及び第四十四条の二」を「及び平成二十一年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二」に、「同法附則第八条」を「厚生年金保険法附則第八条」に、「同法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条

農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十六条第三項の改正規定中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」を「第六十条第三項」を「第六十条第二項」に改める。

附則第一百六条のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第

三十三条第一項の改正規定中「第四項」を「第三項」を「第三項」を「第二項」に改め、同法第七十

六条の改正規定中「」を削り 同条第三項中「前項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(次項

において「私学共済制度の加入者」という。」に改め、同項を同条第二項とし」を「及び第三項を削り」に、「第一項の」を「前項の」に、「私学共済制度の加入者」にを「私学共済法の規定による

私立学校教職員共済制度の加入者」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」こと、「標準賞与の月額」

「同項第一項」に該する。

二を同条第二項に改める。

第百十一条第三項第一号の改正規定中「ヲをワ」とし、口からルまでをハからヲまで」を「ヌをル

とし、口からりまでをハからヌまでに改め、同法第百十一条第三項第二号の改正規定中「本

をべとし、口から「ま」までを「へからホまで」を「ハ」とし、ハを「」とし、口を「ハ」に改め、同法

第一百十一条第六項第二号イの改正規定中「第一百十一条第六項第二号イ」を「第一百十一条第七項第二号イ」に改め、同法第百十六条第一項及び第

附則第九十九条のうち、厚生年金保険制度及び附則第九十三条のうち厚生年金保険制度及び
一部を改正する法律附則第十四条の改正規定中「年金たる保険給付」を「年金たる保険給付」に改め、同法附則第五十六条第二項及び第五十七条第一項の改正規定中「第八十六条から」を「及び第八十四条から」に、「第八十六条、第八十七条を「第八十四条、第八十五条から第八十七条まで」に、「第八十九条」を「及び第八十九条」に改める。

平成二十五年六月十九日

四項の改正規定中「第四項」を「第三項」に改め、同法第百一十条第一項の改正規定中「第六号を第七号とし、第五号」を「第七号を第八号とし、第六号」に改め、同項第六号を同項第七号とする。

信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

法」を「厚生年金保険法」に、「第一項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

附則第百二十条のうち社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項の改正規定中「第九十条」の下に「同条第二項及び第六項を除き、」を「第九十条」の下に「(同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。)」に改める。

附則第百四十七条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「労働

部を改正する法律(平成二十五年法律
第一部第一号)の一部を次のように改正する。
附則第六十九条及び第八十条中「管掌者」を
「実施者」に改める。

する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（一部改正）

附則第二百三十六条のうち臣と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える。改正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。

総合)を職員団体に改める
附則第百四十九条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改

一条の三まで」を「第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十二条の三」に改める。

行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三十八条のうち、確定給付企業年金法第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条

正規定中「労働組合」を「職員団体」に改める。
附則第百五十四条のうち厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第
十二条の改正規定中「第十二条第一項及び第二
項」を「第十二条」に改め、「に改め、同条第三項

査会法」を「審査会法」に、「第九十条」とあるのは「第九十条(一)を「除く。以下同じ。」」とあるのは「除き、」に改め、同条第三項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第二項」を「第三項」に、「第九十一条を「第九十一条第一項」

律(平成二十五年法律第 号)別表第一の改
正規定中「同表に」を「同表中九十五の項を九十
六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九
十三の項の次に」に改め、同法別表第二の改正
規定中「同表に」を「同表中百十七の項を百十八

第四項を加え、同法第一百十二条第六項、第一百十三条第二項、第一百十四条第三項、第一百十七条第四項及び附則第三条第一項の改正規定を削除。

附則第百五十五条のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第六条第四項の改正規定中「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等

第二項及び第六項を除きに、「第九十一
条」を「第九十一条第一項」に改める。
附則第一百四十二条第四項中改正後厚生年
金保険法第九十一条から第九十一条の三ま

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律) 一部改正)

附則百四十一 第百四十二条の二に、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第七条
第七項の改正規定及び附則第百四十二条のうち
独立行政法人水産総合研究センター法の一部を
改正する法律附則第七条第七項の改正規定中
「事務所を」の下に「公的年金制度の健全性及び

の一部を改正する法律(平成二十五年法律
号)附則第五条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた同法第一条の
規定による改正前の二を加える。

て」を「厚生年金保険法第九十一条第一項 第九十五条の二及び第九十九条の三」に、「改正後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第五項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「改正後厚生年金保険

次のように改正する。

る。の項とし、九十四の項の次に」に改め、同法別表第二の改正規定中「別表第二」に「別表第二百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に」に改め

附則第二十二条中「九十五」とあるのは「九十四」を「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四」とあるのは「九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし、九十三」と、「九十五 厚生労働大臣」とあるのは「九十四 厚生労働大臣」に、「百一十七」とあるのは「百十六」を「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項を次のように改める。
二十五条 法律第
百四十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。
二十五 削除

| | |
|---|---|
| 九十四 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第一條の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 成二十五年法律 号。以下 「平成二十五年法律 第一 号」とい う。)附則第三条第十 一号に規定する存続 厚生年金基金 |
|---|---|

| | | | |
|----------------------|----------------------------|--------|--|
| 別表第一の三十六の項を次のように改める。 | 第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会 | 法律第号附則 | 平成二十五年法律第号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの |
|----------------------|----------------------------|--------|--|

別表第一に次のように加える

| | | | | |
|-----------|-------------|--------|----------------|----------|
| 百十六 | 平成二十五年 | 法律 | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報 |
| 法律第 | 号附則 | 第 | 本年金機構 | であつて主務省令 |
| 第三条第十一号に規 | 一項の規定によりなおそ | で定めるもの | | |
| 定する存続厚生年金 | の効力を有するものとさ | | | |
| 基金 | れた平成二十五年法律 | | | |

| | | | |
|---|---|----------------|----------------------------|
| 百十七 平成二十五年 法律第 号附則 第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会 | 平成二十五年法律 第 号による年金で ある給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 | 年金給付関係情報 であつて主務省令で定めるもの |
| | | | |

(厚生労働省設置法の一部改正) 第百五十条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号中「厚生年金基金、企業年金連合会、」を削除し、附則中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

平成二十五年六月十九日 参議院会議録第一二八号(その一)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 子どもの貧困対策の推進に関する法律案

一二四

2 厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期 間 | 事 務 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| (平成二十五年法律第一号)附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間 | 同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関すること。 |

3 社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(罰則に関する経過措置)
第百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力)
第百五十二条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

| | |
|--|--|
| <p>(その他の経過措置の政令への委任) 第百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> | <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十五年六月十八日</p> |
| <p>審査報告書 子どもの貧困対策の推進に関する法律案</p> | <p>参議院議長 平田 健二殿</p> |

| | |
|--|---------------------|
| <p>厚生労働委員長 武内 則男 要領書</p> | <p>参議院議長 平田 健二殿</p> |
| (目的) | |
| 第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によつて左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等 | |
| を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることに | |

| | |
|--|---|
| <p>第一、委員会の決定の理由 本法律案は、子どもの将来がその生まれ育つた環境によつて左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等</p> | <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> |
| <p>(地方公共団体の責務) 第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> | <p>第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。</p> |
| <p>(法制上の措置等) 第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> | |

境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

（基本理念）

より、子どもの貧困対策を総合的に推進する」とを目的とする。

第一条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

1、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年六月四日

衆議院議長 伊吹 文明

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのつとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する

子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措

置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

第九条 都道府県は、大綱を勧告して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第十一条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

第一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要な事項について審議し、及び子どもとの貧困対策の実施を推進すること。

三 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

四 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

五 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

六 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困

対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施設を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもとの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (教育の支援)

二 (生活の支援)

三 (保護者に対する就労の支援)

四 (施設)

五 (運営)

六 (附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
 第四条 第二項中「保護並びに」を「保護、」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもつて充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

6 附則

第一項の表自殺総合対策会議の項の規定による。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

明治二十九年三月三十日
郵便物認可

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 発行所 | 二東京都千代田区虎ノ門二丁目 |
| 独立行政法人国立印刷局 | 〒105-1184 |
| 電話 | 03(3587)4294 |
| 定価 | 本号一部 (本体) 五七五円 (五五〇円) |